

旅客船および旅客船ターミナルの バリアフリー化評価マニュアル

平成 22 年 3 月

交通エコロジー・モビリティ財団

はじめに

本書は、日本財団の助成を受けて実施した「旅客船バリアフリー化評価に関する調査研究」事業を取りまとめたものである。

旅客船および旅客船ターミナルのバリアフリー化は、平成 12 年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）や平成 18 年にこれを拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に則り、また、「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」を参考に、旅客船事業者等の関係者の多大な努力により進められている。

一方、景気の低迷や離島の過疎化による利用者の減少等により旅客船業界の経営環境は厳しさを増しており、バリアフリー新法施行前に就航した旅客船や同法が対象としていない小規模な旅客船ターミナルのバリアフリー化は十分とは言えない。

このような厳しい状況の下、旅客船や旅客船ターミナルのバリアフリー化をさらに進めるためには、新造船投入等による完全なバリアフリー化を最終目標としつつ、現時点で可能な限り最大限の改善を行うことも重要である。

本書は、旅客船事業者等が、高齢者や障害者等の利用者の視点に立って旅客船および旅客船ターミナルの現状を評価し、バリアフリー化を進めるための方策を見出すことができるよう、これらの利用者の行動・身体特性に応じて必要とされる設備面の指針を評価指標として取り纏め、また、評価を行う際の手順を示したものである。

旅客船事業者等に本書を活用して頂くことにより、旅客船および旅客船ターミナルのバリアフリー化が推進され、自然、文化、歴史等を有する島々への船旅の魅力が向上し、高齢者や障害者等の旅客船利用が増大することとなれば幸いである。

最後に、本書を作成するにあたり、多大なご尽力を頂いた宮崎委員長をはじめ、各委員、旅客船事業者等の関係者に深く感謝を申し上げる次第である。

平成 22 年 3 月

交通エコロジー・モビリティ財団
会 長 井山 嗣夫

旅客船バリアフリー化評価に関する調査研究
委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

- | | | |
|-----|-------------------|---------------------------------------------|
| 委員長 | ○ 宮崎 恵子 | 独立行政法人海上技術安全研究所運航・物流系
運航支援技術研究グループ 上席研究員 |
| | ○ 秋山 哲男 | 前 首都大学東京大学院都市環境科学研究科 教授 |
| | ○ 石島 徹 | 国土交通省総合政策局安心生活政策課
交通バリアフリー政策室 室長 |
| | 北川 博巳 | 兵庫県立福祉のまちづくり研究所
研究第一グループ グループ長 |
| | ○ 齋藤 徳篤 | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
共有建造支援部 担当課長 |
| | 笹川 吉彦 | 社会福祉法人日本盲人会連合 会長 |
| | ○ 佐藤 修 | 国土交通省海事局内航課旅客航路活性化推進室 課長補佐 |
| | ○ 佐藤 賢一 | 佐渡汽船株式会社 取締役海務部長 |
| | ○ 佐藤 幹夫 | 社団法人日本旅客船協会 工務相談室長 |
| | 澤田 拓也 | 社団法人日本船用工業会 技術部長 |
| | 妻屋 明 | 社団法人全国脊髄損傷者連合会 理事長 |
| | 萩原 廣治 | 社団法人日本中小型造船工業会 専務理事 |
| | 久松 三二 | 財団法人全日本聾啞連盟 事務局長 |
| | 堀口 寿広 | 国立精神・神経センター精神保健研究所
社会精神保健部家族・地域研究室 室長 |
| | ○ 松田 茂 | 国土交通省港湾局技術企画課技術監理室 課長補佐
(平成 21 年 11 月より) |
| | ○ 坪川 将丈 | 国土交通省港湾局技術企画課技術監理室 課長補佐
(平成 21 年 10 月まで) |
| | ○ 村山 聖志 | 東海汽船株式会社 船舶部長 |
| | ○ 村山 雅己 | 社団法人日本船舶品質管理協会製品安全評価センター
(船舶艤装品研究所) 次長 |
| | ○ : ワーキンググループメンバー | |

- | | | |
|------|--------|------------------------------------------|
| 事務局 | 吉田 建志 | 交通エコロジー・モビリティ財団 理事 |
| | 岩佐 徳太郎 | バリアフリー推進部 部長 |
| | 吉川 博之 | バリアフリー推進部企画調査課 課長 |
| | 高橋 徹 | バリアフリー推進部企画調査課 係員 |
| 作業協力 | 別府 知哉 | 八千代エンジニアリング株式会社
総合事業本部地域計画部技術第一課 担当課長 |
| | 高森 秀司 | 技術第一課 主幹 |
| | 藤田 光宏 | 技術第二課 主幹 |
| | 佐藤 環 | 総合事業本部臨海開発部技術第一課 担当課長 |

目 次

1. 旅客船および旅客船ターミナルのバリアフリー化評価の目的	1
2. バリアフリー化評価の概要	4
3. バリアフリー化評価の進め方	11
4. 旅客船 評価シート	21
5. 旅客船ターミナル 評価シート	33
(参考資料) バリアフリー化評価で使用する評価指標と評価方法	41

1. 旅客船および旅客船ターミナルのバリアフリー化評価の目的

(1) 背景

わが国では急速に高齢化が進み 2015 年には 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると言われており、また、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていることから、高齢者や障害者の活動を支える社会基盤整備が喫緊の課題となっている。

このため、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー新法」という）」が施行され、高齢者・障害者等が円滑に移動できる社会環境の実現に向け、各公共交通機関においてバリアフリー化が進められてきている。

しかし、旅客船については、景気低迷や利用者の減少等により旅客船事業者の経営状態が厳しいことから旅客船の更新が進まず、バリアフリー化の進捗は緩やかなものに留まっている。

また、旅客船ターミナルについては、バリアフリー新法が対象とする一日の利用者数 5 千人以上の施設のバリアフリー化には一定の進捗があるものの、これ以下の規模の旅客船離発着施設（以下、これらを含めて「旅客船ターミナル」という）が多く存在し、積極的なバリアフリーの推進が求められている。

こうした状況の下、高齢者・障害者等がより円滑に利用できる旅客船・旅客船ターミナルであるためには、バリアフリー新法が求めている水準のバリアフリー化を最終的な目標としつつも、その実現までの間は既存の旅客船・旅客船ターミナルについて改修工事の実施や、高齢者・障害者等への対応ノウハウを蓄積することにより、可能な範囲で最大限のバリアフリー化を行うことが必要である（旅客船・旅客船ターミナルの規模等の特性次第でバリアフリー化が困難な場合も同様）。

また、このような旅客船・旅客船ターミナルのバリアフリー化は、島嶼部等の生活を支える交通手段という従来からの役割を果たすために必要なだけでなく、高齢者等における観光ニーズの高まりへの対応や、これまで旅客船での観光を躊躇してきた障害者の不安を解消し、旅客船利用の潜在的な需要を喚起するためにも必要な取組みである。

(2) 評価の目的

本評価は、旅客船および旅客船ターミナルのバリアフリー化の促進に向けた問題点を整理し、具体的にどのように進めていくかについて方向性を見いだすために実施するものである。

本評価の目的は、以下の2点にある。

○ 利用者の視点における現状の把握と、より良いサービス提供に向けた方策の検討

「高齢者や障害のある人が、旅客船を利用するとき何に困っているか」、「旅客船や旅客船ターミナルのバリアフリー化の現状がどの程度なのか」等について事業者が具体的に把握し、バリアフリー化を進めていくための方策について自ら検討することが重要である。

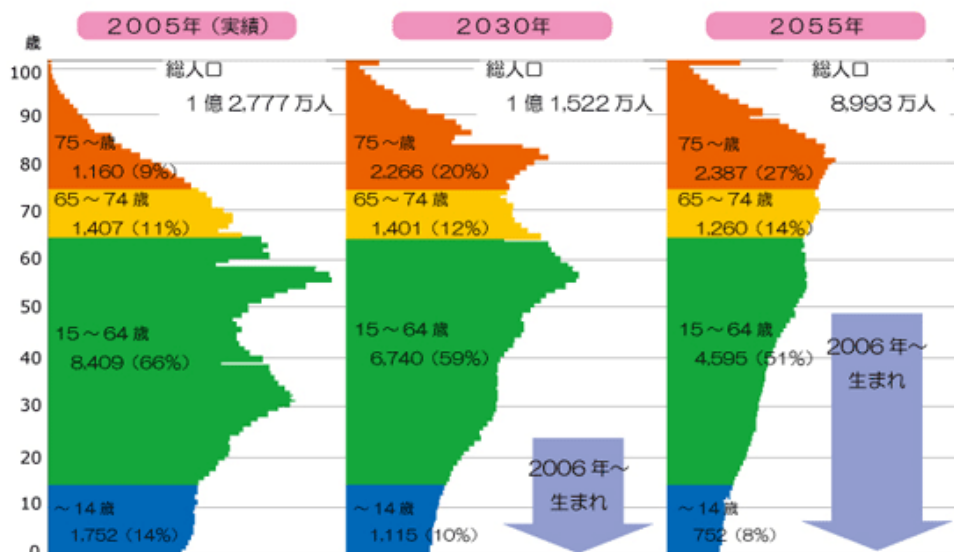
本評価は、事業者が利用者ニーズに対する既存施設の現状を把握し、より良いサービス提供に向けた課題を整理し、改善方策を見出すための一助となることを目的とする。

○ 改善・改修（バリアフリー化）による旅客船および旅客船ターミナルの利用促進と活性化

旅客船・旅客船ターミナルについてバリアフリー化を進めていくための改善方策を見出し、利用者ニーズに応じた改善・改修が進むことで、旅客船利用の魅力向上や利用機会の創出が期待できる。

本評価は、利用者ニーズを反映したバリアフリー化を推進することで、高齢者・障害者等の観光等のための利用という新たな需要を発掘することによる事業者のビジネスチャンスの拡大に寄与するとともに、旅客船および地域の活性化の実現に寄与することを目的とする。

<参考> 日本の高齢化率の推移



<出典 国立社会保障・人口問題研究所 我が国の将来推計人口>

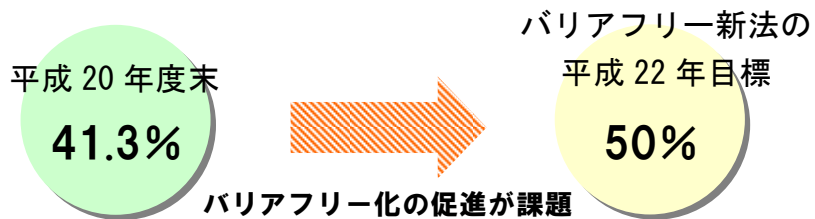
＜参考＞ バリアフリー新法基本方針における目標設定

旅客船のバリアフリー化の状況

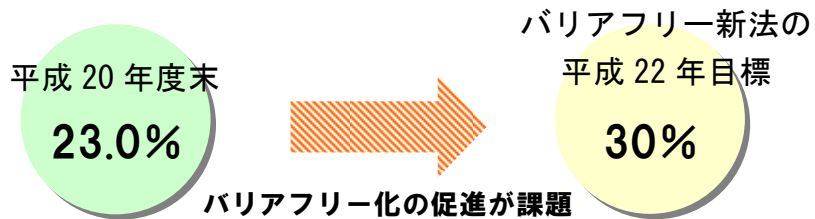


参考：その他の公共交通機関のバリアフリー化の状況

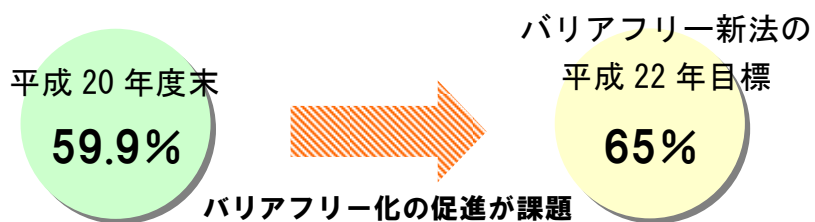
鉄軌道車両のバリアフリー化の状況



ノンステップバスのバリアフリー化の状況



航空機のバリアフリー化の状況



2. バリアフリー化評価の概要

(1) 評価の対象

評価の対象は、旅客船については海上運送法による一般旅客定期航路事業に供される総トン数5トン以上の船舶、旅客船ターミナルについてはこれらの船舶が発着する施設である。

これら旅客船・旅客船ターミナルについて、高齢者・障害者等が旅客船を利用する際に出発地の旅客船ターミナルに到着してから到着先の旅客船ターミナルを出発するまでに移動する経路、および、その移動を円滑なものとするために必要な設備等を評価する。

(2) 高齢者・障害者等の主な行動特性・身体特性

旅客船・旅客船ターミナルにおいては、あらゆる利用者の利便性、安全性に配慮する必要がある。中でも、移動や情報認知が困難であるなど、施設を利用する上で何らかの制約を持つ利用者（以下、「対象者」という）に対しては、その行動特性、身体特性等に十分配慮する必要がある。

旅客船・旅客船ターミナルを評価する際の前提となる対象者と主な行動特性・身体特性の例は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下、「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」という）に準拠し、以下のとおりとする。

表1 対象者と主な行動特性・身体特性の例

対象者*1	主な行動特性・身体特性の例
(1) 高齢者*2	<ul style="list-style-type: none">・歩行が不安定・階段、段差の移動が困難な場合がある・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難な場合がある・視覚・聴覚能力の低下により情報認知やコミュニケーションが困難な場合がある・認知症をとともなう場合がある
(2) 肢体不自由者 (車いす使用者)	<ul style="list-style-type: none">・階段、段差の昇降が不可能・移動に一定以上のスペースを必要とする・上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難
(3) 肢体不自由者 (車いす以外)	<ul style="list-style-type: none">・階段、段差や坂道の移動が困難・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難・上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難
(4) 内部障害者	<ul style="list-style-type: none">・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難・外見からは気づかれにくい・障害によって、酸素ボンベ等の携行が必要
(5) 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	<ul style="list-style-type: none">・視覚による情報認知が不可能あるいは困難・空間把握、目的場所までの経路確認が困難・外見からは気づかれにくいことがある
(6) 聴覚・言語障害者	<ul style="list-style-type: none">・音声による情報認知やコミュニケーションが不可能あるいは困難・外見からは気づかれにくいことがある
(7) 知的障害者	<ul style="list-style-type: none">・コミュニケーション、感情のコントロール等が困難な場合がある・情報量が多いと混乱する場合がある・周囲の言動に敏感

対象者*1	主な行動特性・身体特性の例
(8)精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある ・新しいことに対して緊張や不安を感じる ・混雑や密閉された状況に極度の緊張や不安を感じる
(9)発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・他人との対人関係の構築が困難 ・「じっとしてられない」、「走り回る」等の衝動性、多動性行動 ・特定の興味や関心に強いこだわり、反復的な行動
(10)妊娠中の人	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行が不安定（特に下り階段では足下が見えず不安） ・長時間の立位が困難 ・不意に気分が悪くなる場合がある ・初期などにおいては外見からは気づかれにくい
(11)乳幼児連れ	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の立位が困難（抱きかかえている場合等） ・子どもが不意な行動をとる場合がある ・階段、段差等の昇降が困難（特にベビーカーを抱えながらの階段利用は困難である） ・オムツ交換や授乳が必要
(12)外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語によるコミュニケーションが困難あるいは不可能
(13)その他*3	<ul style="list-style-type: none"> ・移動、情報把握、設備利用等において困難となる場合がある

*1 これらの障害が重複した「重複障害」もある。

*2 高齢者は、外見上顕著な障害が認められなくても、身体機能の低下による軽度の障害が重複することにより、移動全般において身体的・心理的負担を感じていることがある。

*3 「その他」として、「一時的なけがの場合や病気の場合」、「重い荷物をもっている場合」、「初めて旅客船に乗船する場合」等、様々なケースが想定される。

(3) 評価の視点

対象者の旅客船・旅客船ターミナルにおける円滑な移動に必要な設備等について、以下に示す「移動のしやすさ」、「案内情報のわかりやすさ」、「施設や設備の使いやすさ」の3つの視点から評価を行うものとする。

①移動のしやすさ

乗下船に関する経路や船内を移動する経路において、必要な環境（十分な通路幅の確保や段差の解消、垂直方向の移動手段の確保等）が整備されているかについて評価する。

特に、乗下船の際に視覚障害者や車いす使用者等の転落防止等に必要な措置が講じられているかなど、旅客船固有の事象等を考慮する。

②案内情報のわかりやすさ

各施設・設備の位置やそこまでの経路、運航情報等の必要な案内情報が示されているか、情報は見やすいか、提供方法は適切かについて評価する。

③施設や設備の使いやすさ

航路や船舶規模に応じた適切なバリアフリー設備が備えられているか、円滑なコミュニケーションのための器材が設置されているか、それらの設備は対象者の利便性に配慮されたものとなっているかについて評価する。

なお、上記のほか、職員による接遇・介助等も対象者の旅客船・旅客船ターミナルにおける円滑な移動のために重要である。本評価では、接遇・介助を適切に行う体制の有無（接遇・介助マニュアルが準備されている、職員が研修を受けている等）、非常時の情報伝達や移動に困難

を伴う高齢者や障害者等への対応が明確に位置付けられた緊急避難マニュアルの有無、避難誘導の訓練の実施等を上記の3つの視点からの評価とは別に「その他」として記載することとした。

(4) 対象者の特性を考慮した評価指標

対象者の行動特性・身体特性は多様であり、表1において同一の区分とされた対象者であっても一人ひとりの対象者が抱えている移動上の制約には大きな差がある。このため、対象者の旅客船・旅客船ターミナルでの円滑な移動のために必要な設備等も一人ひとりの対象者により異なる。

そこで、対象者の区分ごとに典型例（以下、「評価者像^{*}」という）を想定し、次に、各々の評価者像の行動特性・身体特性を考慮しつつ、(3)で示した3つの視点から、各々の評価者像が円滑に移動するために必要な設備等やその仕様を抽出し、これを評価指標とした。

その結果は、表2に示したとおりである。

なお、ここで評価者像を想定したのは評価指標を設定するためであり、旅客船・旅客船ターミナルのバリアフリー化を促進する際に評価者像以外の行動特性・身体特性を排除するものではない。

従って、事業者は、実際に旅客船を利用する対象者に対して、評価者像に捉われることなく柔軟に対応することが必要である。

※評価者像の設定にあたり、表1で示した対象者別の主な行動特性・身体特性の例をもとに、移動のしやすさ等に関する評価の視点から整理を行った。知的障害者、精神障害者、発達障害者については、行動特性・身体特性は異なり、それぞれに対応した整備が必要となるが、評価指標上はまとめて整理することとした。

(5) 評価を効率的に行うための評価シート

本評価の実施には、旅客船・旅客船ターミナルの評価を効率的に行うために整理した評価シート（P. 21～P. 40）を用いる。

評価シートには、旅客船を利用する際のルートに沿って評価すべき設備等を「評価項目」として、また、各々の評価項目について確認すべき仕様等を「評価指標」として記載している。

この「評価指標」は、表2に示した評価指標を基本としつつ、旅客船については「旅客船バリアフリーガイドライン」の「義務基準」や「推奨基準」を参考に、また、旅客船ターミナルについては「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」の「標準的な整備内容」や「望ましい整備内容」を参考に設定したものである。

また、「評価指標」には「基本指標」と「付加指標」の二種類を設けた。

①基本指標

対象者の旅客船・旅客船ターミナルでの円滑な移動のために満たされていない評価指標であり、概ね前記の「義務基準」や「標準的な整備内容」に対応する。

②付加指標

対象者の旅客船・旅客船ターミナルでの円滑な移動のために満たされることが望ましい評価指標であり、概ね前記の「推奨基準」や「望ましい整備内容」に対応する。

各々の「評価指標」には、表2に示した対象者と評価指標の関係を踏まえて、当該「評価指標」を特に必要とする対象者との対応状況を「○印」と「◆印」により示した。

(6) 3つの視点からの、また、対象者ごとの評価結果

本評価では、評価結果を次のように示す。

- 「3つの視点」ごとにグラフを作成
- グラフには「対象者」ごとに軸を設け、その軸には、「基本指標を全て満足している」「基本指標を全て満足し、さらに付加指標を半分以上満足している」もしくは「基本指標の一部または全部を満足していない」の3段階の水準として表示

これにより、事業者は、3つの視点別に、どの対象者にとってバリアフリー化が進んでいるかを認識することができる。さらに、事業者自らが、設備の改修等の整備方策をきめ細かく検討し、実施することも可能となる。

表 2 評価指標（対象者別）の概要

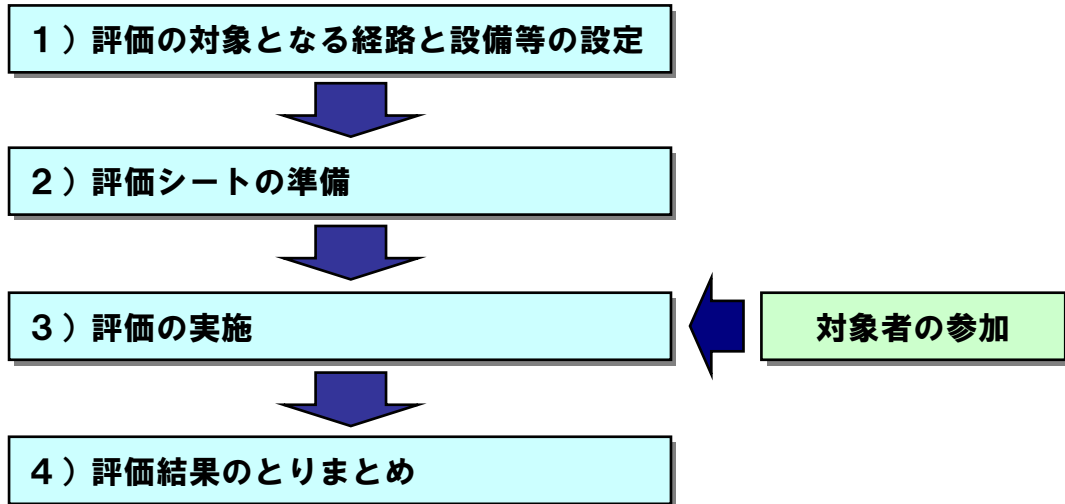
対象者	評価者像	評価指標		
		移動のしやすさ	案内情報のわかりやすさ	施設や設備の使いやすさ
(1) 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降がつらい高齢者 ・白内障等により視力が低下した高齢者 ・聴力が低下した高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ○タラップ、通路、階段、エレベーター等に手すりはあるか。 ○階段の踏面端部（段鼻）や勾配等は認識しやすいか。 ○高低差がある場合、傾斜路やエレベーター、エスカレーター等があるか。 ○戸がある場合、自動的に開閉する構造等であるか。 ○転落の恐れがある箇所に転落防止設備が設置されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○案内板が設置されているか。 ○運航情報案内が視覚・音声情報で提供されているか。 ○案内情報を示す図記号等（身障者用設備、トイレ）があるか。 ○案内情報の文字や配色等は見やすいか。 ○案内情報の版面は見やすいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー客席があるか。 ○バリアフリー便所があるか。 ○バリアフリー客席、バリアフリー便所に手すりがあるか。 ○トイレのボタン、紙巻機の位置はJISに準拠しているか。 ○トイレの出入口付近に男女別を知らせる音声案内があるか。 ○待合所等にベンチがあるか。 ○救護室があるか。 ○AEDが設置されているか。
(2) 肢体不自由者 (車いす使用者)	<ul style="list-style-type: none"> ・手動式車いす使用者 ・電動車いす使用者(ハンドル形電動車いす使用者も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○タラップ、通路等の出入口には十分な幅を確保しているか。 ○小段差の解消はされているか。 ○高低差がある場合、傾斜路やエレベーター等があるか。エレベーターの広さは十分か。操作盤の位置は使いやすいか。 ○傾斜路やエレベーターがない場合、車いす対応工スカラーターまたは階段昇降機が利用できるか。 ○エレベーターには適切な位置に鏡・操作盤がついているか。 ○戸がある場合、自動的に開閉する構造等であるか。 ○転落の恐れがある箇所に転落防止設備が設置されているか。 ○連絡橋、タラップ等にひさはいつているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○案内板が設置されているか。 ○運航情報案内が視覚・音声情報で提供されているか。 ○案内情報を示す図記号等（車いすペース、身障者用設備）があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○車いすスペースがあるか。 ○バリアフリー客席があるか。 ○バリアフリー便所があるか。 ○車いすスペース、バリアフリー客席、バリアフリー便所、遊歩甲板に手すりがあるか。 ○多機能トイレの戸は引き戸か。 ○多機能トイレの手すりやボタンは適切に配置されているか。 ○トイレのボタン、紙巻機の位置はJISに準拠しているか。
(3) 肢体不自由者 (車いす使用者以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・松葉杖使用者 ・杖使用者 	<ul style="list-style-type: none"> ○タラップ、通路等の出入口には十分な幅を確保しているか。 ○タラップ、通路、階段、エレベーター等に手すりはあるか。 ○高低差がある場合、傾斜路やエレベーター、エスカレーター等があるか。 ○戸がある場合、自動的に開閉する構造等であるか。 ○転落の恐れがある箇所に転落防止設備が設置されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○案内板が設置されているか。 ○運航情報案内が視覚・音声情報で提供されているか。 ○案内情報を示す図記号等（身障者用設備）があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー客席があるか。 ○バリアフリー便所があるか。 ○バリアフリー客席、バリアフリー便所に手すりがあるか。 ○待合所等にベンチがあるか。

対象者	評価指標	評価指標		
		移動のしやすさ	案内情報のわかりやすさ	施設や設備の使いやすさ
(4) 内部障害者 ・オストメイト ・酸素ボンベ携行者 ・ICD使用者	○タラップ、通路、階段、エレベーター等に手すりはあるか。 ○高低差がある場合、傾斜路やエレベーター、エスカレーター等があるか。 ○転落の恐れがある箇所に転落防止設備が設置されているか。	○案内板が設置されているか。 ○運航情報案内が視覚・音声情報で提供されているか。 ○案内情報を示す図記号等（身障者用設備）があるか。	○バリアフリー客席があるか。 ○バリアフリー客席に手すりがあるか。 ○バリアフリー便所（オストメイト対応トイレ）があるか。 ○多機能トイレの手すりやボタンは適切に配置されているか。 ○トイレのボタン、紙巻機の位置はJISに準拠しているか。 ○待合所等にベンチがあるか。 ○救護室があるか。	
(5) 視覚障害者 （全盲・弱視・色覚障害者） ・自立歩行訓練を受けた視覚障害者（全盲・白杖使用者） ・矯正視力（両眼）が0.1（5級程度）の視覚障害者 ・色覚障害者	○タラップ、通路、階段、エレベーター等に手すりはあるか。 ○手すりに行き先の点字表記があるか。 ○階段の踏面端部（段鼻）や勾配等は認識しやすいか。 ○階段の上下端部等に点状ブロックが敷設されているか。 ○音（音声、音響）による誘導があるか。 ○エレベーターの操作盤には点字がはり付けられているか。 ○エレベーターの操作盤に近接する通路には点状ブロックが敷設されているか。 ○視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されているか。 ○転落の恐れがある箇所に転落防止設備が設置されているか。	○触知案内図が設置されているか。 ○運航情報案内が音声情報で提供されているか。 ○案内情報を示す図記号等（身障者用設備、トイレ）があるか。 ○案内情報の文字や配色等は見やすいか。 ○案内表示の版面は見やすいか。	○バリアフリー客席があるか。 ○バリアフリー客席に手すりがあるか。 ○バリアフリー便所があるか。 ○トイレの出入口付近に男女別を知らせる音声案内があるか。 ○トイレに触知情報があるか。 ○トイレのボタン、紙巻機の位置はJISに準拠しているか。	
(6) 聴覚・言語障害者 ・聴覚障害者 ・言語障害者	○転落の恐れがある箇所に転落防止設備が設置されているか。 （エレベーターがある場合） ○エレベーターのかごの内外から見通せるか。	○案内板が設置されているか。 ○運航情報案内が視覚情報で提供されているか。 ○案内情報を示す図記号等（身障者用設備）があるか。	○バリアフリー客席があるか。 ○トイレのボタン、紙巻機の位置はJISに準拠しているか。 ○窓口に筆談用具があるか。	

3. バリアフリー化評価の進め方

(1) バリアフリー化評価の4つのステップ

本評価は、以下の4つのステップで進める。



(2) 評価ステップの解説

1) 評価の対象となる経路と設備等の設定

旅客船・旅客船ターミナルの図面等から評価の対象となる経路と設備等を設定する。

① 旅客船

評価の対象となる経路は、以下の2経路である。

- 乗下船口^{注1)}からバリアフリー客席および車いすスペース（以下、「バリアフリー客席等」という）までの経路（以下、「乗下船経路」という）
- バリアフリー客席等から船内旅客用設備までの経路（以下、「船内移動経路」という）

それぞれの経路において複数ルートがある場合は、旅客の利用頻度が最も高いと考えられるルートを各々1ルート選択するものとする^{注2)}。（設定例は、図1および図2を参照。）

注1) 乗下船口は、舷門または甲板室の出入口とする。ただし、フェリーであって、旅客もランプウェイから乗下船する船舶にあってはランプウェイとする。

注2) 評価の対象となる経路の途中で高低差があり、ルートが複数ある場合は、利用者が多いと想定される「階段やエスカレーターを利用するルート」だけではなく、車いす使用者の円滑な移動に鑑み、「エレベーター・昇降機を利用するルート」をそれぞれ「評価の対象となる経路」とし、計2ルートについて評価を行うものとする。

評価の対象となる施設は、乗下船経路および船内移動経路における一連の行動に関連する施設（乗降用設備／舷門、車両区域、通路、階段、エレベーター等、案内版、触知案内図、運航情報提供設備、車いすスペース、バリアフリー客席、バリアフリー便所、遊歩甲板、食堂、売店、公衆電話、FAX、図書館、緊急時支援設備等）である。

カーフェリーにおける乗下船経路および船内移動経路の具体的な設定例を以下に示す。

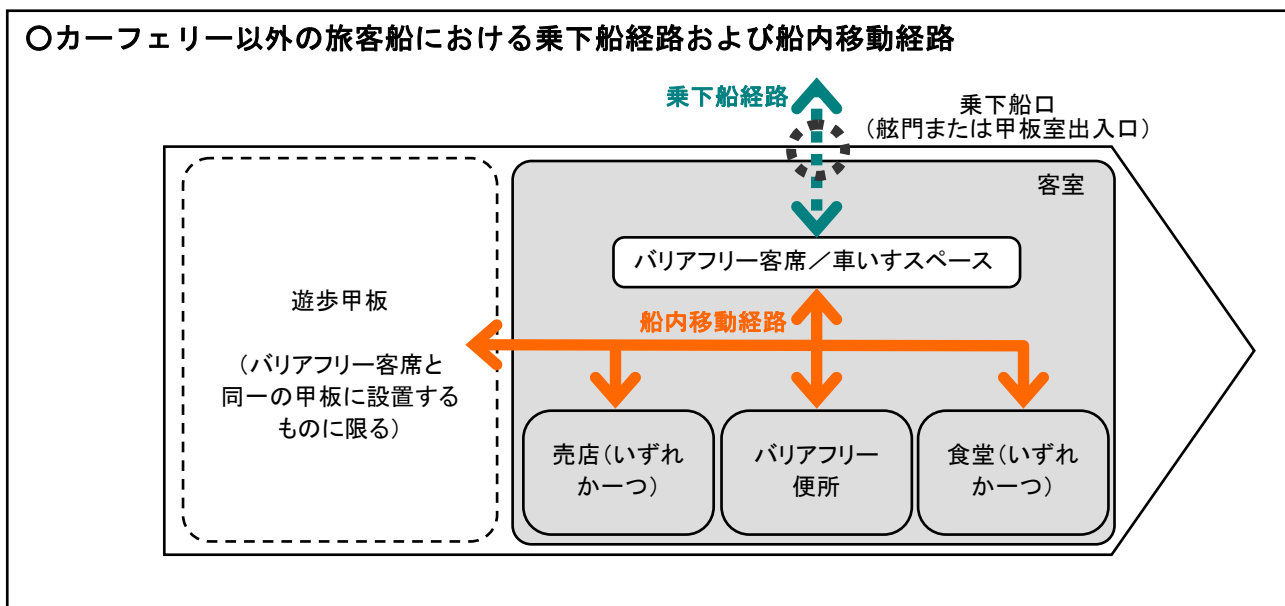
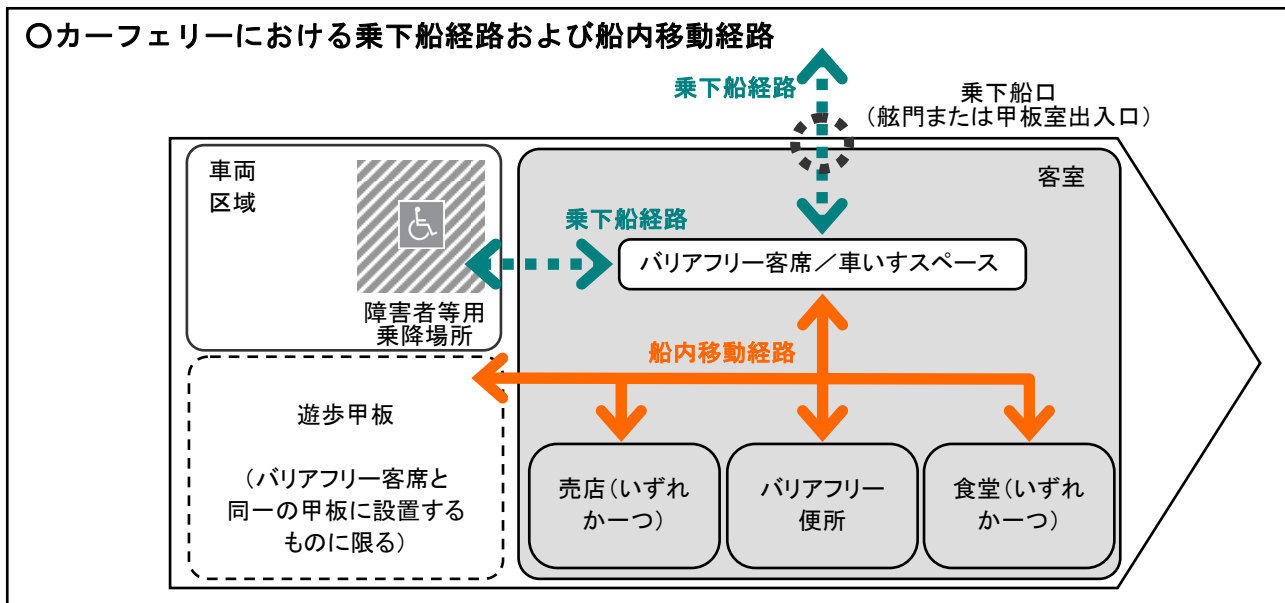


図 1 旅客船における評価の対象となる経路と設備の例

②旅客船ターミナル

評価の対象となる経路は、以下の2経路である。

- ターミナル敷地内の公共交通機関発着場所または駐車場^{注3)}から旅客船ターミナル出入口までの経路（以下、「公共用通路等からの経路」という）
- 旅客船ターミナル出入口から乗船券販売所を経由して乗下船口に至る経路（以下、「乗下船経路」という）

それぞれの経路において複数ルートがある場合には、旅客の利用頻度が最も高いと考えられるルートを各々1ルート選択するものとする。（設定例は、図3および図4を参照。）

注3) 敷地内に公共交通機関発着場所または駐車場がない場合は、近隣の公共交通機関発着場所または駐車場のうち、旅客の利用頻度が最も高いと考えられる施設からターミナル施設に至る経路上にあるターミナル敷地の出入口を出発点とする。

評価の対象となる施設は、公共用通路等からの経路および乗下船経路における一連の行動に関連する施設（傾斜路、エレベーター等、階段、経路、乗船ゲート、タラップ等、誘導サイン等、運航情報、運賃表、時刻表、トイレ、多機能トイレ、乳幼児対応設備、休憩等設備、その他の設備（救護室、AED、水飲み台）、乗船券販売所等の窓口）である。

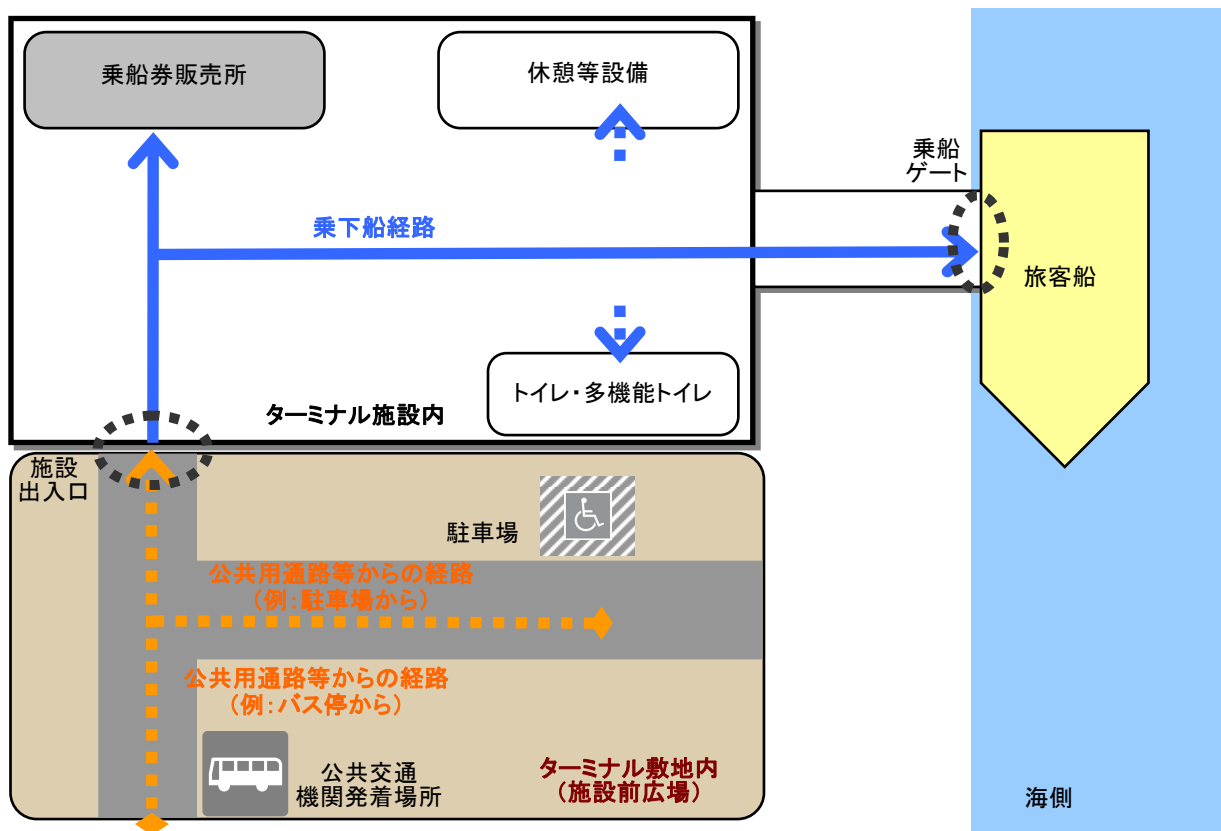


図3 旅客船ターミナルにおける評価の対象となる経路（乗船時）と設備の例

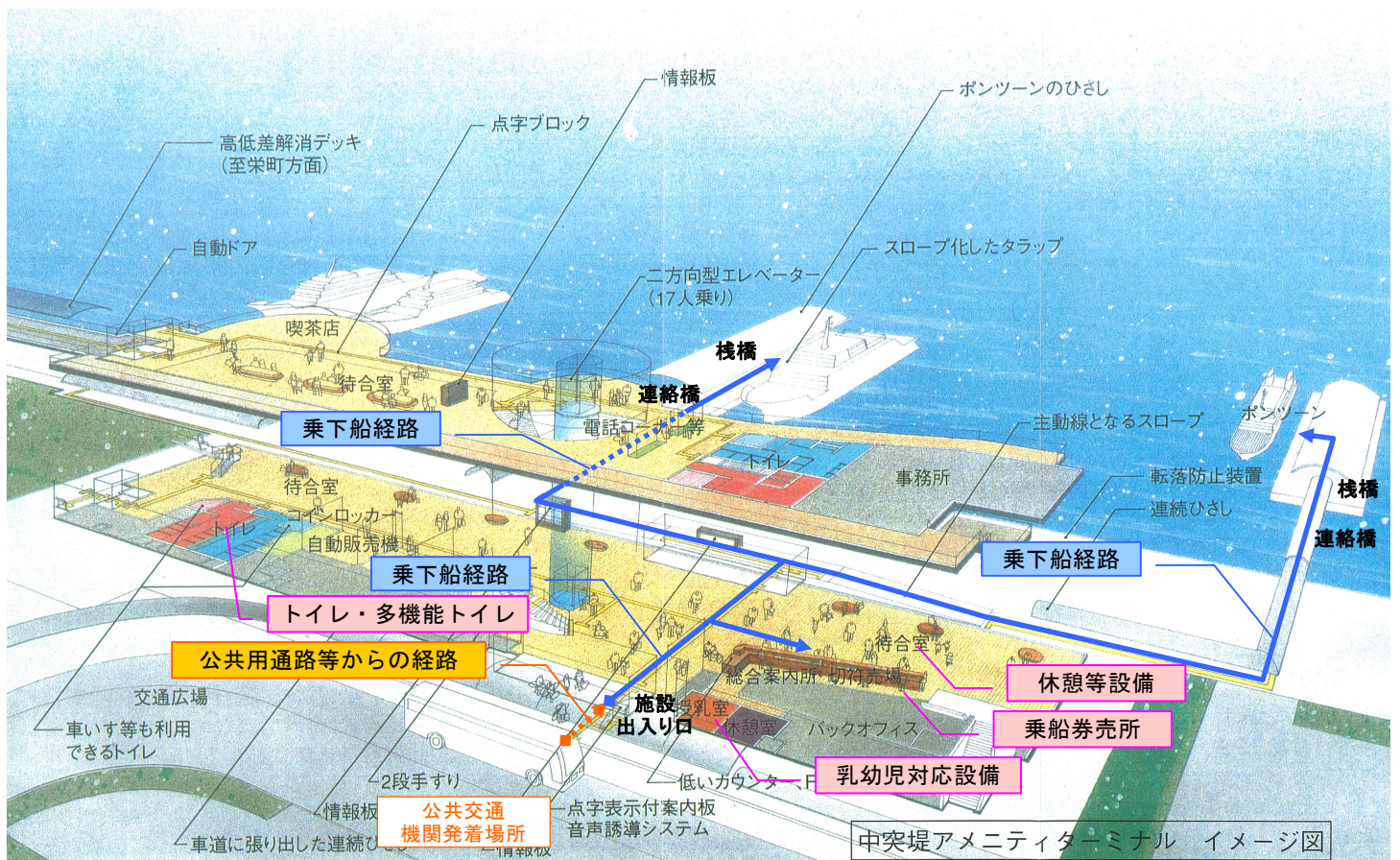


図4 旅客船ターミナルにおける評価の対象となる経路と設備（設定例）

資料（ベース図）：中突堤アメニティターミナル整備検討報告書
（平成8年12月交通アメニティ推進機構）

2) 評価シートの準備

評価シートは、このマニュアルの P. 21～P. 40 に掲載している。

評価実施にあたっては、評価シートを交通エコロジー・モビリティ財団のウェブサイト (www.ecomo.or.jp) からダウンロードし、活用されたい。

評価シートには、評価項目ごとに複数の評価指標を掲載し、個々の評価指標に対応して、以下の欄を設けている。

- 各評価指標の「判定基準」、評価結果の「記入欄」、気づいたことを書き留める「備考欄」
- 各評価指標を特に必要とする対象者の関係を記した「対象者欄」

なお、評価指標は「○印」と「◆印」に区分されている。

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に準じ、旅客船ターミナルでは「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」における「標準的な整備内容」に準じる。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に準じ、旅客船ターミナルでは「バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」における「望ましい整備内容」に準じる。

評価を効率的に行うためには、事前に、評価対象となる具体的な旅客船や旅客船ターミナルに合わせて、評価シートを整理（不要な指標を削除する等）することが有効である。その方法を具体的に示すと以下のとおりである。

- ① 各評価項目の最初の評価指標（No. 0 の評価対象選定指標）には、当該評価項目の「有無」や「評価の必要性」そのものを問う評価指標が設定されている。実際に評価対象となる旅客船・旅客船ターミナルを念頭におき、これを用いて可能な範囲で、最初の判定を行う。
- ② 最初の評価指標の判定欄に「以下、○○の評価不要」等と記載されている場合がある。この場合には「評価不要」とされた評価指標の行を削除する。
- ③ これら事前作業を行うことで、評価シートから不要な評価指標を削除することができ、効率的な評価の実施が可能となる。

3) 評価の実施

準備した評価シートを用いて、現地（旅客船・旅客船ターミナル）で、個々の評価項目について評価指標を判定・記入する。

判定にあたっては、「(参考資料) バリアフリー化評価で使用する評価指標と評価方法」を参照することにより、よりの確な判定が可能となる。(評価シート中に参照ページを記載している。)

また、対象者の具体的なニーズの把握、施設機能が適切に維持管理されているかの確認等が期待できることから、評価には可能な限り対象者の参加を得ることが望ましい。

対象者の参加を得て評価を実施する場合は、評価シートの右側に整理されている対象者と符合する評価指標について、対象者にコメントを求める。

また、評価シートの評価項目や評価指標には該当しないが、対象者の旅客船・旅客船ターミナルでの円滑な移動のために配慮した取組みとして、評価シートの最終に「その他」として、1.接遇・介助、2.教育訓練、3.緊急時の対応、4.避難誘導訓練、5.事前の情報提供の5つのチェック項目を設けている。

以下に評価シートの例を示す。

表3 評価シート（旅客船）の例

1. 旅客船 評価シート

(1) 移動のしやすさ

① 乗下船経路：乗降用設備／舷門

No.	評価項目	評価指標	参考ページ	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	対象者種													
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
0	評価対象選定指標	○乗下船のためのランプその他の設備が旅客船側に設置されているか。	p.43~45		— 旅客船側に設置されていない (—以下の評価項目は、舷門のみについて評価する) ○ 旅客船側に設置されている (—以下の評価項目は、ランプその他の設備および舷門について評価する)														
1	段差	○車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造であるか。	p.44		○ 左記の構造である × 左記の構造でない		○												
2	通路幅	○幅が90cm以上であるか。	p.44		○ 90cm以上である × 90cm未満である			○											
3	手すり	○手すりが設けられているか。	p.45		○ 設けられている × 設けられていない		○		○										
4	表示	○標識路がある場合、標識路があることを示すJIS 28210(案内用表記)等の表記があるか。	p.45		○ 標識路がない ○ ある × ない														
5	付加指標	◆段差・勾配を設ける場合、その接続する通路との色、模様または材質の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	—		— 段差・勾配がない ○ 識別できる × 識別できない					◇									
		◆スロープが長い場合、脱輪防止のための左右の立ち上り角が設置されているか。	—		— スロープがない、または短い ○ 設置されている × 設置されていない					◇									
		◆幅が90cm以上であるか。	p.44		○ 90cm以上である × 90cm未満である					◇									
		◆用をよける設備が設置されているか。	p.44		○ 設置されている × 設置されていない					◇									

評価指標がわかりづらい場合は、参考資料の参照ページを確認してください。

表4 評価シート（旅客船ターミナル）の例

(1) 移動のしやすさ

① 公共用通路等からの経路

No.	評価項目	評価指標	参考ページ	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	対象者種													
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
0	評価対象選定指標	○ターミナル敷地内の公共交通機関発着所または駐車場から旅客船ターミナル出入口までの経路(以下、「公共用通路等からの経路」という)に高低差があるか。	p.92~100		— ない(—以下、「1. 段差解消の程度」から「5. 階段」の評価不要) ○ ある														
1	段差解消の程度	○車いすや障害者が円滑に移動することを可能にする傾斜路またはエレベーターが設置されているか。ただし、構造上の理由により傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーターが設置されているか。	p.91~97		○ 傾斜路およびエレベーターが設置されている(—以下、「2. 傾斜路」、「3. エレベーター」、「5. 階段」)。(※ 階段設置要請書(シート)を参照する) ○ 傾斜路が設置されている(—以下、「2. 傾斜路」、「5. 階段」)。(※ 階段設置要請書(シート)を参照する) ○ エレベーターが設置されている(—以下、「3. エレベーター」、「5. 階段」)。(※ 階段設置要請書(シート)を参照する) ○ 傾斜路もエレベーターも設置されていないが、エスカレーターが設置されている(—以下、「4. エスカレーター」、「5. 階段」)。(※ 階段設置要請書(シート)を参照する) × 上記のいずれも設置されていない			○	○	○	○								
2	傾斜路	○傾斜路があることを示す図記号を用いて示しているか。	p.93		○ 示している × 示していない														
3	エレベーター	○ガラス窓等によりエレベーターのかが内側から見通せるか。	p.95,96		○ 見通せる × 見通せない														
		○エレベーターがあることを示す図記号を用いて示しているか。	p.93		○ 示している × 示していない														
		◆エレベーターの大きさは15人乗り以上であるか。	p.96		○ 15人以上である × 15人未満である														

評価指標がわかりづらい場合は、参考資料の参照ページを確認してください。

4) 評価結果のとりまとめ

事業者が実施した評価結果を、2)において交通エコロジー・モビリティ財団のウェブサイト(www.ecomo.or.jp)からダウンロードした「評価シート」のファイル(エクセル)に入力すると、該当ファイルの「評価結果シート」にグラフが作成される。

グラフは、「移動のしやすさ」、「案内情報のわかりやすさ」、「施設や設備の使いやすさ」の視点別に作成される。

グラフには、対象者ごとに評価結果が示される。(対象者ごとに評価軸が設けられている。)

対象者ごとの評価結果は評価軸【特A・A・B】により示され、それぞれの意味は以下のとおりである。

特A：基本指標を全て満足し、さらに、付加指標も50%以上達成している

A：基本指標を全て満足している

B：上記に該当しない(基本指標の一部または全部を満足していない)

なお、作成されるグラフの横には、評価シートの「備考欄」に記載した人的対応の取り組みや参加した対象者のコメント・意見等を要約して記載するための「特記事項」欄を設けている。

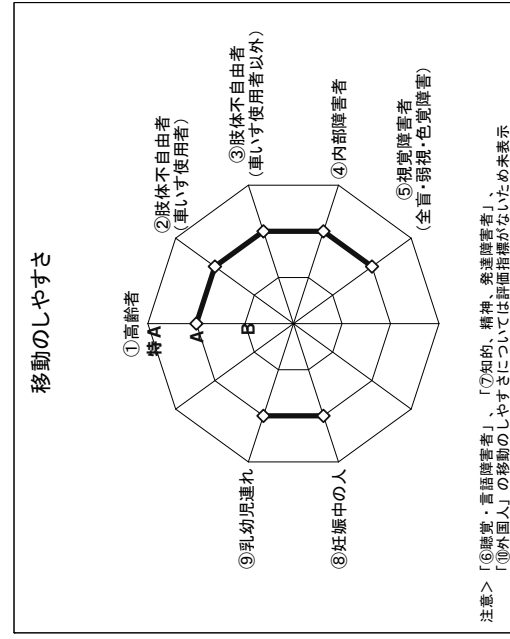
右下の「その他」欄は、接遇・介助等の取り組みや気象条件など、特別な事情がある場合に記載する。

作成されるグラフのイメージを次ページに示す。

< 【旅客船（船舶）評価結果シート】のグラフ例 >

評価年月日	○年○月○日
対象船舶名	○○○
総トン数	○○○トン
建造年月日	○年○月○日

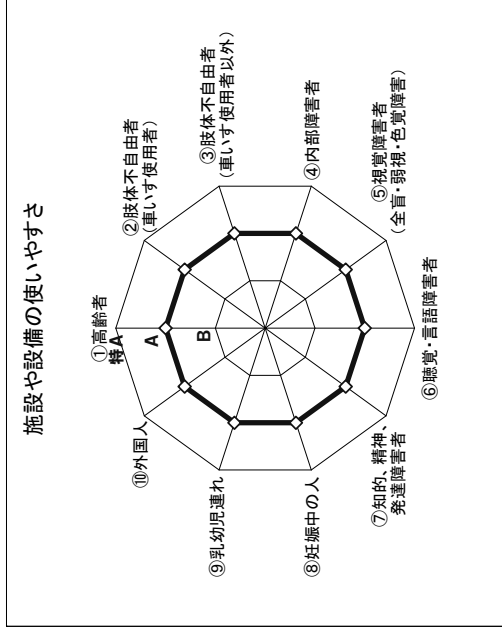
旅客船 評価結果シート



特記事項

記入例>

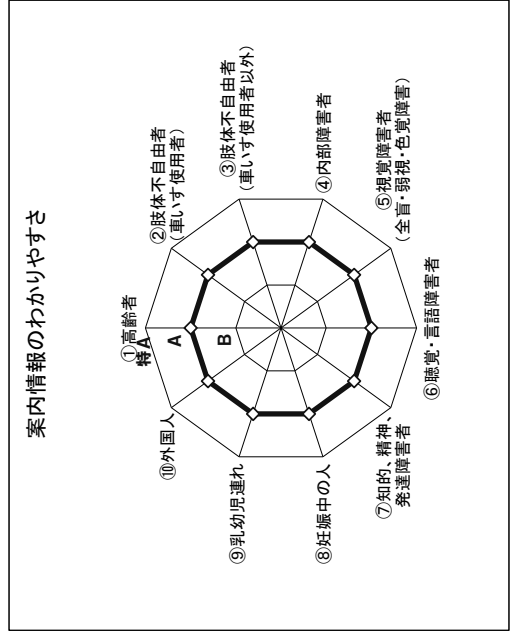
- ・肢体不自由者（車いす）の船内移動については、職員による人的介助を実施している。
- ・月あたり〇名の車いす使用者の利用がある。



特記事項

記入例>

- ・対象者に特定小電力無線機を渡して対応している。



特記事項

その他

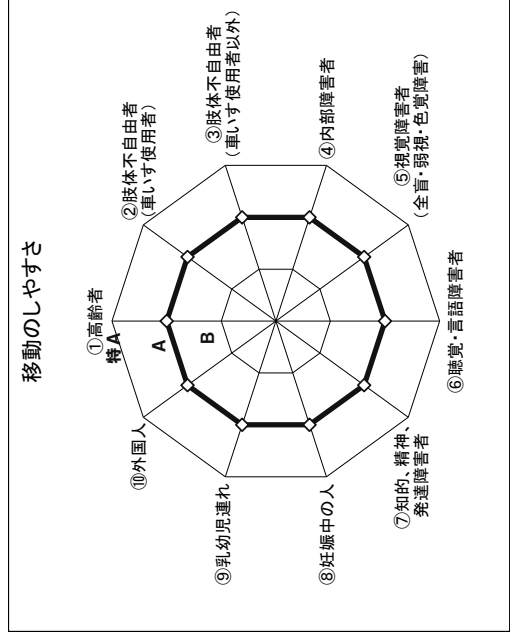
	記入欄
接遇・介助	接遇・介助に関するマニュアルを持っている
教育訓練	研修や教育訓練を行っている 記入例> ・接遇・介助についての研修を2ヶ月に一回実施している。 明記されている
緊急時の対応	避難誘導の訓練を行っている 記入例> ・緊急避難についての研修を2ヶ月に一回実施している。
事前の情報提供	利用者へ情報発信を行っている 記入例> ・ホームページにて情報発信を行っている。
その他 (気象条件等)	記入例> ・天候により、旅客船の接岸条件が大きく異なるなど、物理的なバリアフリー化が困難な場合がある。

< 【旅客船ターミナル（施設）評価結果シート】のグラフ例 >

旅客船ターミナル 評価結果シート

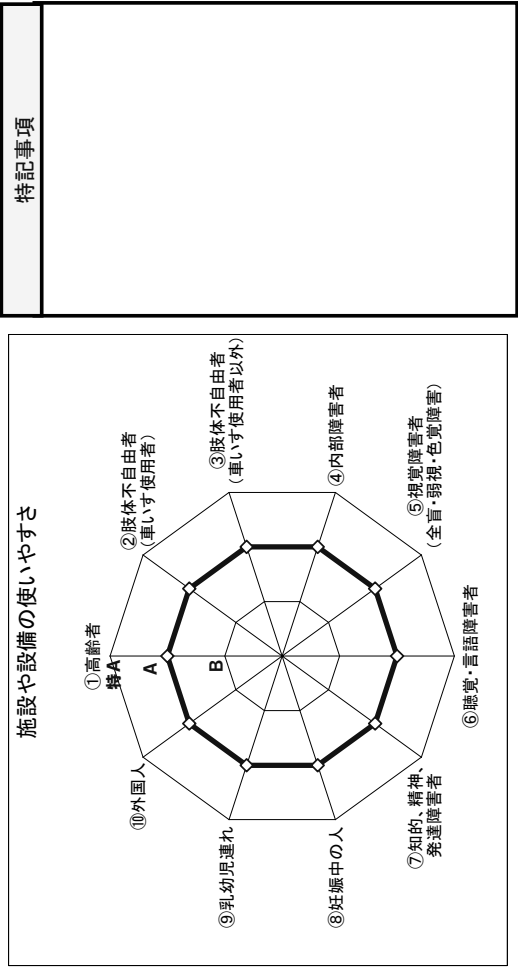


評価年月日	○ 年	○ 月	○ 日
対象ターミナル名	○○○		

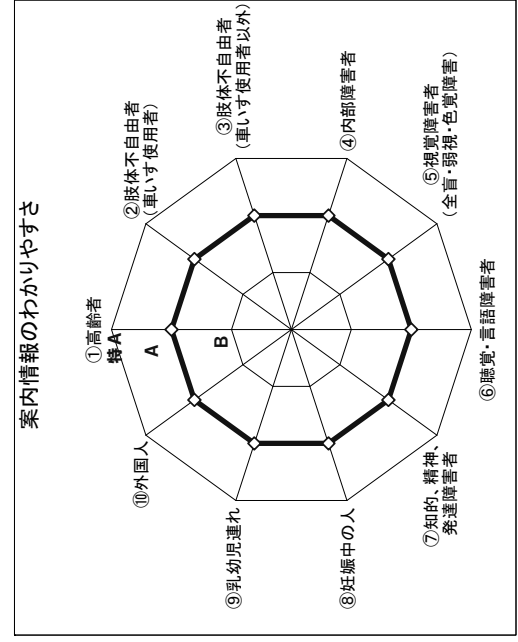


特記事項

記入例>
 ・肢体不自由者(車いす)のターミナル内移動について
 は、職員による人的介助を
 実施している。
 ・月あたり〇名の車いす使用
 者の利用がある。



特記事項



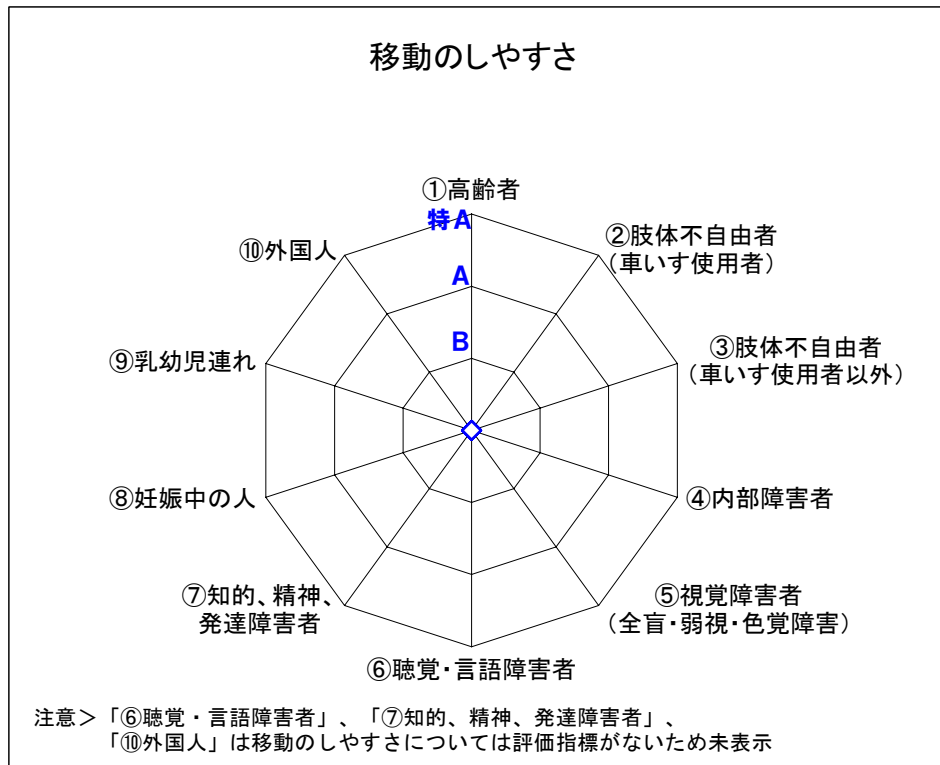
特記事項

その他

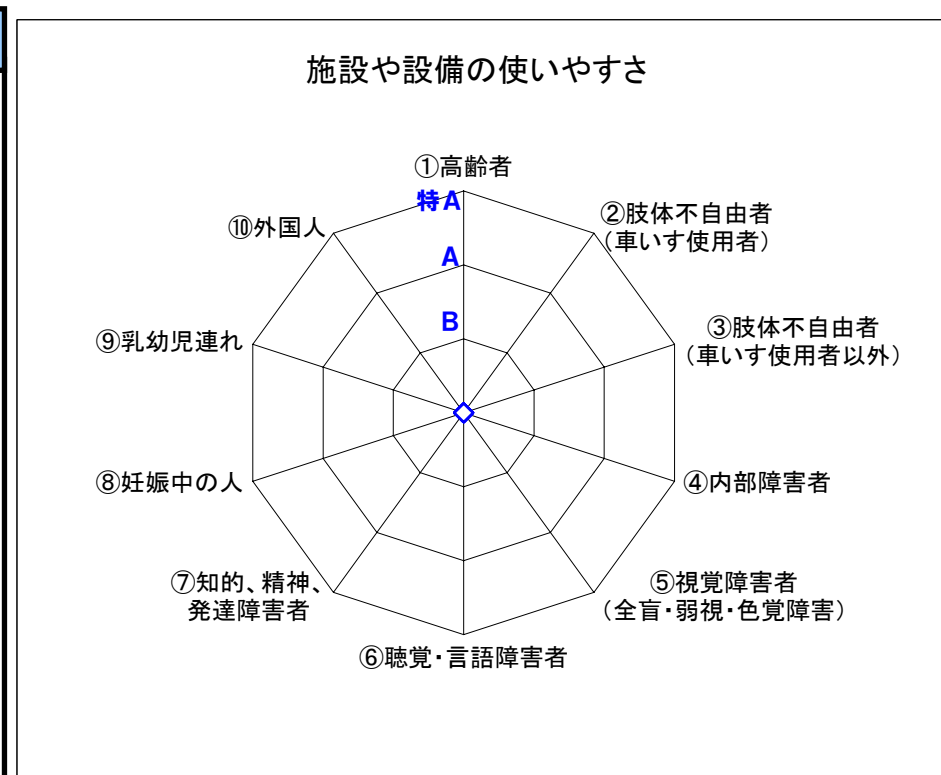
内容	記入欄
接遇・介助	接遇・介助に関するマニュアルを持っている
教育訓練	研修や教育訓練を行っている 記入例> ・接遇・介助についての研修を2ヶ月に一回実施している。
緊急時の対応	明記されている
避難誘導訓練	避難誘導の訓練を行っている 記入例> ・緊急避難についての研修を2ヶ月に一回実施している。
事前の情報提供	利用者へ情報発信を行っている 記入例> ・ホームページにて情報発信を行っている。
特記事項 (気象条件等)	

4. 旅客船 評価シート

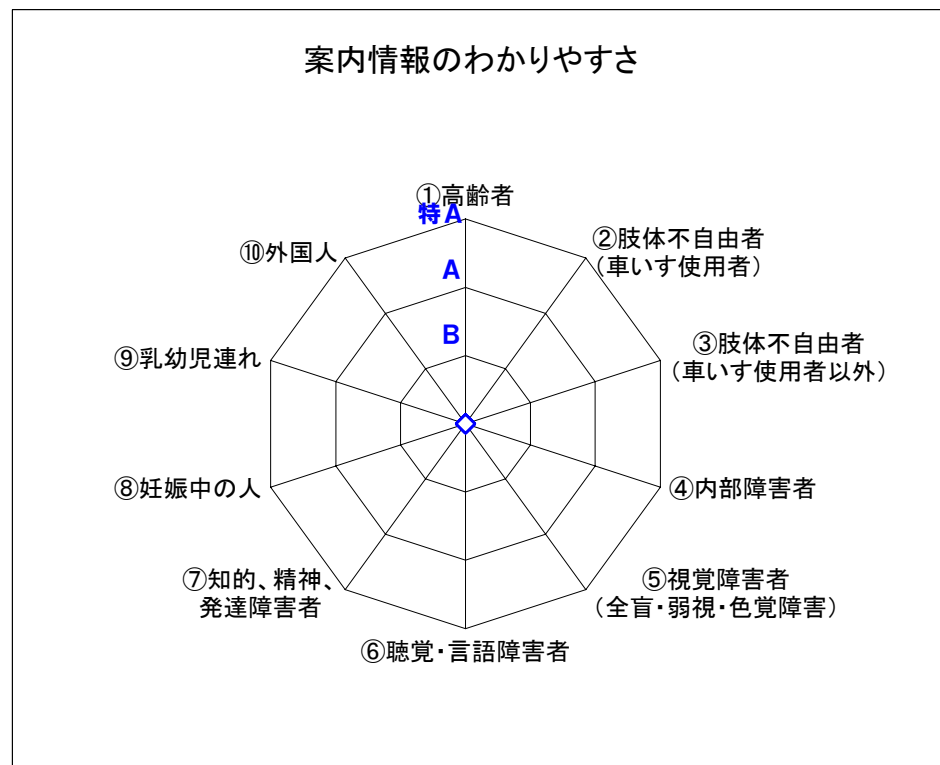
評価年月日	年	月	日
対象船舶名			
総トン数	トン		
建造年月日	年	月	日



特記事項



特記事項



特記事項

その他

	記入欄
接遇・介助	
教育訓練	
緊急時の対応	
避難誘導訓練	
事前の情報提供	
その他 (気象条件等)	

対象者欄									
① 高齢者	② 車いす使用者 (肢体不自由者)	③ 車いす使用者以外者 (肢体不自由者)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的・発達障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

(1) 移動のしやすさ

記入欄

① 乗下船経路: 乗降用設備/舷門

↓

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○乗下船のためのタラップその他の設備が旅客船側に設置されているか。	p.43~45			-: 旅客船側に設置されていない (→以下の評価項目は、舷門のみについて評価する) ○: 旅客船側に設置されている (→以下の評価項目は、タラップその他の設備および舷門について評価する)										
1	段差	○車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造であるか。	p.44			○: 左記の構造である ×: 左記の構造ではない		○								
2	通路幅	○幅が80cm以上であるか。	p.44			○: 80cm以上である ×: 80cm未満である		○	○							
3	手すり	○手すりが設けられているか。	p.45			○: 設けられている ×: 設けられていない	○		○	○	○			○		
4	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示すJIS Z8210 (案内用図記号)等の図記号があるか。	p.45			-: 傾斜路がない ○: ある ×: ない		○ (案内情報)								
5	付加指標	◆段差・勾配を設ける場合、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	—			-: 段差・勾配がない ○: 識別できる ×: 識別できない	◇				◇					
		◆スロープ板が長い場合、脱輪防止のための左右の立ち上がりが設置されているか。	—			-: スロープ板がない、または短い ○: 設置されている ×: 設置されていない		◇								
		◆幅が90cm以上であるか。	p.44			○: 90cm以上である ×: 90cm未満である		◇	◇							
		◆雨をよける設備が設置されているか。	p.44			○: 設置されている ×: 設置されていない		◇	◇							◇

② 乗下船経路: 車両区域

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○車両区域があるか。	p.46~47			-: ない(→以下、評価不要) ○: ある										
1	乗降場所	○障害者等が車両から乗降するための場所の幅が350cm以上であるか。	p.46			○: 350cm以上である ×: 350cm未満である		○								
		○乗降場所であることを示す表示(国際シンボルマーク等)が設けられているか。	p.47			○: 設けられている ×: 設けられていない		○ (案内情報)								

※注意事項

「○(案内情報)」または「◇(案内情報)」と表示された評価指標は、評価シートでは「(1) 移動のしやすさ」、「(3) 施設や設備の使いやすさ」として整理されているが、評価結果のとりまとめの際には「(2) 案内情報のわかりやすさ」として集計される。これは、評価を行う際の利便性に配慮して、経路に沿って評価指標を配置したことによる。

対象者欄									
① 高齢者	② 肢体不自由者 (車いす使用者)	③ 肢体不自由者 (車いす使用者以外者)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、発達障害者、精神障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

③ 乗下船経路: 通路(舷門～甲板室出入口)

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	通路幅	○通路の幅が80cm以上であるか。	p.49			○:80cm以上である ×:80cm未満である		○	○							
2	手すり	○通路に手すりが設けられているか。	p.49			○:設けられている ×:設けられていない	○		○	○	○			○		
		○手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す点字がはり付けられているか。	p.49			ー:手すりがない ○:はり付けられている ×:はり付けられていない					○					
3	段差	○車いす使用者が通路を円滑に通過するために必要なスロープ板等の設備が備えられているか。	p.51			○:設備がなくとも円滑に通過できる ○:備えられている ×:備えられていない		○								
4	戸	○戸がある場合、戸の幅が80cm以上であるか。	p.50			ー:戸がない ○:80cm以上である ×:80cm未満である		○	○							
		○戸がある場合、自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであるか。	p.50			ー:戸がない ○:左記の構造である ×:左記の構造ではない	○	○	○							○
5	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示すJIS Z8210(案内用図記号)等の図記号があるか。	p.50			ー:傾斜路がない ○:ある ×:ない		○								
6	付加指標	◆段差・勾配がある場合、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在が容易に識別できるか。	—			ー:段差・勾配がない ○:識別できる ×:識別できない	◇				◇					
		◆通路の幅が90cm以上であり、曲がり角の出角が隅切りまたは曲面であるか。	p.49,45			○:左記の構造である ×:左記の構造ではない		◇	◇							

④ 乗下船経路: 階段(舷門～甲板室出入口)

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○舷門から甲板室入口までの通路に階段があるか。	p.52～54			ー:ない(→以下、評価不要) ○:ある										
1	手すり	○手すりが設けられているか。	p.53			○:設けられている ×:設けられていない	○		○	○	○			○		
		○手すりの端部の付近には、行き先階を表示する点字がはり付けられているか。	p.53			ー:手すりがない ○:はり付けられている ×:はり付けられていない					○					
2	段の識別	○踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであるか。	p.53			○:識別できる ×:識別できない	○				○					
3	点状ブロック	○階段の上端および下端には、床面に点状ブロック(周囲の床面との明度差が大きいこと等により容易に識別できること)が敷設されているか。	p.54			○:敷設されている ×:敷設されていない					○					
4	付加指標	◆蹴上げ16cm程度、踏面奥行き30cm、踏面幅員120cm以上で、蹴込み板が設けられているか。	p.53			○:左記の構造である ×:左記の構造ではない	◇		◇	◇	◇			◇		

対象者欄									
① 高齢者	② 車いす使用者 (肢体不自由者)	③ 車いす使用者以外者 (肢体不自由者)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、精神的、発達障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

⑤乗下船経路:通路(甲板室出入口または舷門～バリアフリー客席等)

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○甲板室出入口または舷門とバリアフリー客席等が離れているか。	p.55～56			ー:離れていない(→以下、評価不要) ○:離れている										
1	通路幅	○通路の幅が80cm以上であるか。	p.56			○:80cm以上である ×:80cm未満である		○	○							
2	手すり	○通路に手すりが設けられているか。	p.56			○:設けられている ×:設けられていない	○		○	○	○			○		
		○手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す点字がはり付けられているか。	p.56			ー:手すりがない ○:はり付けられている ×:はり付けられていない					○					
3	段差	○車いす使用者が通路を円滑に通過するために必要なスロープ板等の設備が備えられているか。	p.56			○:設備がなくても円滑に通過できる ○:備えられている ×:備えられていない		○								
4	戸	○戸がある場合、戸の幅が80cm以上であるか。	p.56			ー:戸がない ○:80cm以上である ×:80cm未満である		○	○							
		○戸がある場合、自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであるか。	p.56			ー:戸がない ○:左記の構造である ×:左記の構造ではない	○	○	○							○
5	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示すJIS Z8210(案内用図記号)等の図記号があるか。	p.56			ー:傾斜路がない ○:ある ×:ない			○							
6	付加指標	◆段差・勾配を設ける場合、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	—			ー:段差・勾配がない ○:識別できる ×:識別できない	◇				◇					
		◆通路の幅が90cm以上であり、曲がり角の出角が隅切りまたは曲面であるか。	p.56,45			○:左記の構造である ×:左記の構造ではない		◇	◇							

⑥乗下船経路:階段(甲板室出入口または舷門～バリアフリー客席等)

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○甲板室出入口または舷門からバリアフリー客席等までの通路に階段があるか。	p.57～58			ー:ない(→以下、評価不要) ○:ある										
1	手すり	○手すりが設けられているか。	p.58			○:設けられている ×:設けられていない	○		○	○	○			○		
		○手すりの端部の付近には、行き先階を表示する点字がはり付けられているか。	p.58			ー:手すりがない ○:はり付けられている ×:はり付けられていない					○					
2	段の識別	○踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであるか。	p.58			○:識別できる ×:識別できない	○				○					
3	点状ブロック	○階段の上端および下端には、床面に点状ブロック(周囲の床面との明度差が大きいこと等により容易に識別できること)が敷設されているか。	p.58			○:敷設されている ×:敷設されていない					○					
4	付加指標	◆蹴上げ16cm程度、踏面奥行き30cm、踏面幅員120cm以上で、蹴込み板が設けられているか。	p.58			○:左記の構造である ×:左記の構造ではない	◇		◇	◇	◇			◇		

対象者欄									
① 高齢者	② 肢体不自由者 (車いす使用者)	③ 肢体不自由者 (車いす使用者以外)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、発達障害者、精神障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

⑨ 船内移動経路：通路(バリアフリー客席等～船内旅客用設備・遊歩甲板)

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	通路幅	○通路の幅が120cm以上であるか。	p.64～65			○:120cm以上である ×:120cm未満である		○	○							
2	手すり	○通路に手すりが設けられているか。	p.65			○:設けられている ×:設けられていない	○		○	○	○			○		
		○手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す点字がはり付けられているか。	p.65			ー:手すりがない ○:はり付けられている ×:はり付けられていない					○					
3	段差	○車いす使用者が通路を円滑に通過できるように必要なスロープ板等の設備が備えられているか。	—			○:設備がなくても円滑に通過できる ○:備えられている ×:備えられていない		○								
4	戸	○戸がある場合、幅が80cm以上であるか。	p.65			ー:戸がない ○:80cm以上である ×:80cm未満である		○	○							
		○戸がある場合、自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであるか。	p.65			ー:戸がない ○:左記の構造である ×:左記の構造ではない	○	○	○							○
5	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示すJIS Z8210(案内用図記号)等の図記号があるか。	p.65			ー:傾斜路がない ○:ある ×:ない		○								
6	付加指標	◆段差・勾配を設ける場合、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	—			ー:段差・勾配がない ○:識別できる ×:識別できない	◇				◇					

⑩ 船内移動経路：階段(バリアフリー客席等～船内旅客用設備・遊歩甲板)

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○バリアフリー客席等から船内旅客用設備、遊歩甲板までの通路に階段があるか。	p.66			ー:ない(→以下、評価不要) ○:ある										
1	手すり	○手すりが設けられているか。	p.66			○:設けられている ×:設けられていない	○		○	○	○			○		
		○手すりの端部の付近には、行き先階を表示する点字がはり付けられているか。	p.66			ー:手すりがない ○:はり付けられている ×:はり付けられていない					○					
2	段の識別	○踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであるか。	p.66			○:識別できる ×:識別できない	○				○					
3	点状ブロック	○階段の上端および下端には、床面に点状ブロック(周囲の床面との明度差が大きいこと等により容易に識別できること)が敷設されているか。	p.66			○:敷設されている ×:敷設されていない					○					
4	付加指標	◆蹴上げ16cm程度、踏面奥行き30cm、踏面幅員120cm以上で、蹴込み板が設けられているか。	p.66			○:左記の構造である ×:左記の構造ではない	◇		◇	◇	◇			◇		

対象者欄									
① 高齢者	② 肢体不自由者 (車いす使用者)	③ 肢体不自由者 (車いす使用者以外)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、発達障害者、精神障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

(2) 案内情報のわかりやすさ

⑫案内板、触知案内図

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備、非常口の配置を表示した案内板が設置されているか。	p.69			○:設置されている ×:設置されていない	○	○	○	○		○	○	○	○	○
0	評価対象選定指標	○バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備、非常口の配置を示すための点字・墨字による案内板または触知案内図(その他これに類する設備)が設置されているか。	p.69			○:設置されている ×:設置されていない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑬運航情報提供設備

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備が設置されているか。	p.70			○:設置されている ×:設置されていない(→以下、評価不要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	付加指標	◆高齢者や聴覚・視覚障害者を避難誘導するための点滅型誘導音装置付誘導灯等が設置されているか。	p.70			○:設置されている ×:設置されていない	◇				◇	◇				
		◆高齢者等に配慮し、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは使用されていないか。	—			○:使用されていない ×:使用されている	◇				◇					
		◆視覚障害者に配慮した組み合わせを用い、明度差・彩度差を確保した表示とされているか。	—			○:表示とされている ×:表示とされていない						◇				

対象者欄									
① 高齢者	② 肢体不自由者 (車いす使用者)	③ 肢体不自由者 (車いす使用者以外)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、発達の障害者、精神障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

⑩ バリアフリー便所(※便所に関してはバリアフリー便所について絞って評価を行う)

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
0	評価対象選定指標	○バリアフリー便所(高齢者・障害者等が円滑に使用できる便所)が設置されているか。	p.76~80			-:設置されていないが、設置義務がない(→以下、評価不要) ○:設置されている ×:設置されていない(→以下、評価不要)	○	○	○	○	○					○				
1	バリアフリー便所	○出入口付近に、男子用および女子用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所内の配置を音、点字、触知案内図等の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられているか。	p.78			-:男女の区別がなされていない ○:設けられている ×:設けられていない					○									
		○出入口が幅80cm以上で車いす使用者が通過する際に支障となる段がない状態であるか。	p.78、79			○:左記に該当する ×:左記に該当しない		○												
		○出入口に戸がある場合、幅80cm以上で、車いす使用者が座ったまま開閉できる引き戸またはこれに類するものであるか。	p.78、79			○:左記に該当する ×:左記に該当しない		○												
		○車いす使用者が360°回転できる広さ(直径150cm以上の円形の空間)が確保されているか。	p.78、79			○:確保されている ×:確保されていない		○												
		○腰掛便座および手すりが設けられているか。	—			○:設けられている ×:設けられていない	○	○	○	○				○						
2	表示	○出入口に国際シンボルマークまたはJIS Z8210(案内用図記号)等の‘身障者用設備’図記号があるか。	p.80			○:ある ×:ない	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)					○ (案内情報)				
3	付加指標	◆出入口の戸の周辺(直径150cm)は出入りに支障がないように障害物等のない空間を確保し、段差がなく、案内表示があるか。	—			○:左記に該当する ×:左記に該当しない		◇												
		◆出入口の戸の幅が90cm以上であるか。	—			○:90cm以上である ×:90cm未満である		◇												
		◆出入口の戸が手動式の場合、自動的に戻らないもので握り手が棒状ハンドルであるか。	p.78			○:電動式である ○:左記に該当する ×:左記に該当しない		◇												
		◆出入口の戸が電動式の場合、手かざしセンサーに押しボタンが併設されているか。	—			-:手動式である ○:左記に該当する ×:左記に該当しない						◇								
		◆大便器には呼出しボタンを手の届く位置と床に転倒した時に使える位置に設置されているか。	p.80			○:設置されている ×:設置されていない		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇				
		◆手洗い水洗面具が便器に腰かけたまま使用できるものであるか。	p.79			○:使用できる ×:使用できない		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇				
		◆手洗い水洗面具の蛇口はセンサー式またはレバー式であるか。	—			○:左記に該当する ×:左記に該当しない			◇											
		◆紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置がJIS S0026(公共トイレにおける便所内操作部の形状、色、配置及び器具の配置)に準拠しているか。	p.80			○:準拠している ×:準拠していない			◇											
		◆便器洗浄ボタンが靴べら式押しボタンであるか(センサー併設も可)。	—			○:左記に該当する ×:左記に該当しない			◇											
		◆鍵が容易に施錠できる形状で、非常時に外から解錠できるか。	—			○:解錠できる ×:解錠できない		◇	◇	◇	◇	◇								
◆汚物流しのパウチや尿瓶の洗浄ができる水洗装置が設置されているか。	p.79			○:設置されている ×:設置されていない					◇											
◆乳幼児おむつ交換シートが設けられているか。	p.79			○:設けられている ×:設けられていない												◇				

対象者欄									
① 高齢者	② 車いす使用者 (車いす不自由者)	③ 車いす使用者以外者 (車いす不自由者)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、精神的、発達障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

⑰ 遊歩甲板

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○遊歩甲板があるか。	p.81~82			ー:ない(→以下、評価不要) ○:ある										
1	出入口幅	○出入口幅は、80cm以上であるか。	p.82			○:80cm以上である ×:80cm未満である		○	○							
2	段差	○車いす使用者が通路を円滑に通過するために必要なスロープ板等の設備が備えられているか。	p.82			○:設備がなくとも円滑に通過できる ○:備えられている ×:備えられていない		○								
		○戸がある場合、戸の幅が80cm以上であるか。	p.82			ー:戸がない ○:80cm以上である ×:80cm未満である		○	○							
3	戸	○戸がある場合、自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであるか。	p.82			ー:戸がない ○:左記の構造である ×:左記の構造ではない	○	○	○						○	
		○手すりが設けられているか。	p.82			○:設けられている ×:設けられていない	○		○	○	○			○		
5	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示すJIS Z8210(案内用図記号)等の図記号があるか。	p.82			ー:傾斜路がない ○:ある ×:ない		○								
6	付加指標	◆出入口の幅が120cm以上であるか。	p.82			○:120cm以上である ×:120cm未満である		◇	◇							
		◆段差・勾配を設ける場合、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	—			ー:段差・勾配がない ○:識別できる ×:識別できない	◇				◇					

⑱ 食堂

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○食堂があるか。	p.83~84			ー:ない(→以下、評価不要) ○:ある										
1	食堂	○出入口が幅80cm以上で段差がないか。	—			○:左記に該当する ×:左記に該当しない		○	○							
		○いすの収容数百人ごとに1以上の割合で、車いす使用者の円滑な利用に適したテーブルが設置されているか。	p.83			○:設置されている ×:設置されていない		○								
		○聴覚障害者が意思疎通を図るための筆談用具、筆談器等が備えられ、かつ、その旨が表示されているか。	p.84			○:備えられ、かつ、表示されている ×:備えられていない、または表示されていない						○				
2	付加指標	◆出入口の幅が120cm以上であるか。	—			○:120cm以上である ×:120cm未満である		◇	◇							
		◆JIS T0103(コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則)を利用したコミュニケーションボードが備えられているか。	p.84			○:備えられている ×:備えられていない						◇	◇			◇
		◆食堂があることを示すJIS Z8210(案内用図記号)等があるか。	p.84			○:ある ×:ない	◇				◇	◇	◇			◇
		◆上記項目について、英語による表記があるか。	p.84			○:ある ×:ない	◇									◇

⑲ 売店

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○売店があるか。	p.85~86			ー:ない(→以下、評価不要) ○:ある										
1	売店	○聴覚障害者が意思疎通を図るための筆談用具、筆談器等が備えられ、かつ、その旨が表示されているか。	p.86			○:備えられ、かつ、表示されている ×:備えられていない、または表示されていない						○				
2	付加指標	◆カウンターが車いす使用者に使いやすいか。	p.85			○:使いやすい ×:使いにくい		◇								
		◆JIS T0103(コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則)を利用したコミュニケーションボードが備えられているか。	p.85			○:備えられている ×:備えられていない								◇		◇

対象者欄									
① 高齢者	② 肢体不自由者 (車いす使用者)	③ 肢体不自由者 (車いす使用者以外)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、精神的、発達障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

⑳ 公衆電話、FAX

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
0	評価対象選定指標	○公衆電話、FAXがあるか。	p.87~88			ー:ない(→以下、評価不要) ○:ある											
1	付加指標	◆置台を設けた場合、車いす使用者等が使いやすいか。	p.88			ー:置台がない ○:使いやすい ×:使いにくい		◇									
		◆聴覚障害者のためにFAXが設置されているか。	p.88			○:設置されている ×:設置されていない						◇					
		◆公衆電話がある場合、音声増幅装置付電話機であるか。	p.88			ー:公衆電話がない ○:音声増幅装置付きである ×:音声増幅装置付きではない		◇					◇				
		◆公衆電話、FAXがあることを示すJIS Z8210(案内用図記号)等があるか。	p.88			○:ある ×:ない		◇ (案内情報)	◇ (案内情報)	◇ (案内情報)	◇ (案内情報)	◇ (案内情報)	◇ (案内情報)	◇ (案内情報)	◇ (案内情報)	◇ (案内情報)	◇ (案内情報)
		◆上記項目について、英語による表記があるか。	p.88			○:ある ×:ない											

㉑ 図書室

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○図書室があるか。	p.89			ー:ない(→以下、評価不要) ○:ある										
1	付加指標	◆車いす使用者が利用できる構造であるか。	p.89			○:利用できる構造である ×:利用できる構造ではない		◇								

㉒ 緊急時支援設備等

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	付加指標	◆緊急時に肢体不自由者等の船内移動とシューターによる脱出を支援するための設備等があるか。	p.90			○:ある ×:ない	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
		◆AED(自動体外除細動器)があるか。	p.90			○:ある ×:ない	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇

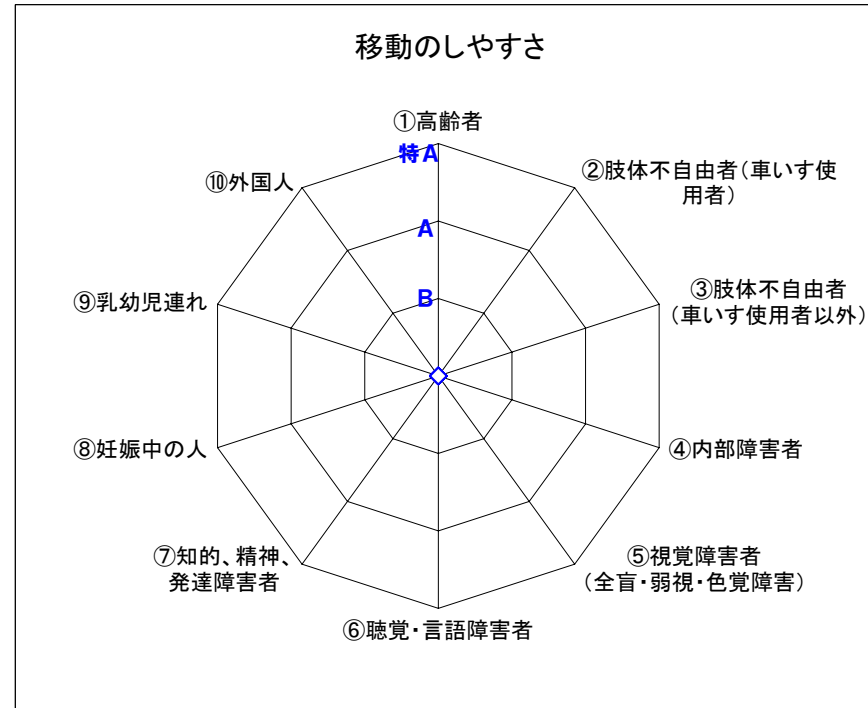
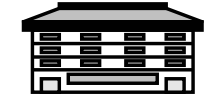
(4) その他(参考)

㉓ その他

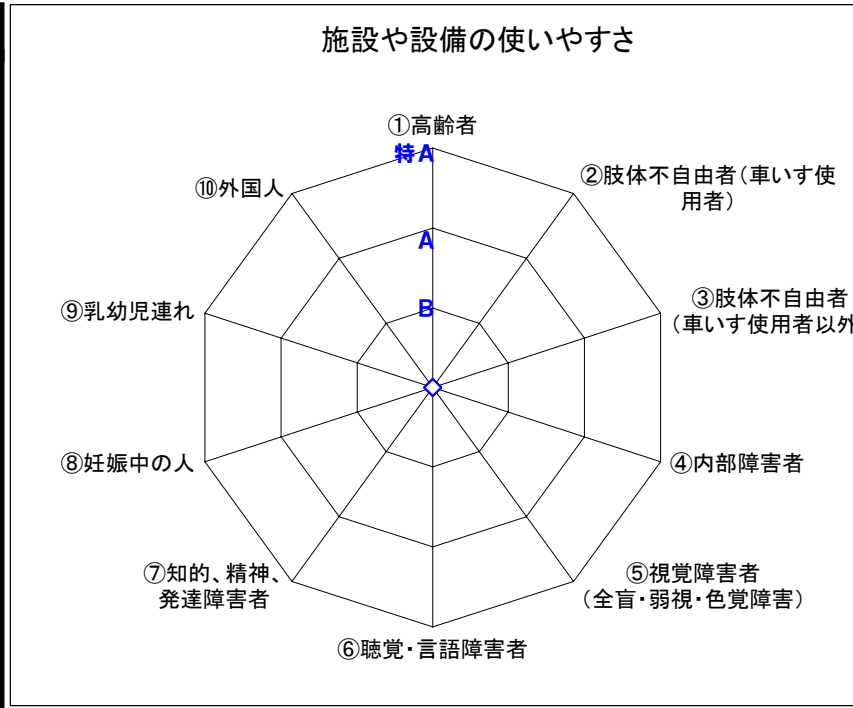
No.	評価項目	チェック項目	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準
1	接遇・介助	高齢者、障害者等への接遇・介助に対してマニュアルを持っているか。	—			○:持っている ×:持っていない
2	教育訓練	高齢者、障害者等への接遇・介助に関する研修や教育訓練を行っているか。	—			○:行っている ×:行っていない
3	緊急時の対応	緊急時における対応マニュアルのなかに高齢者・障害者等の対応が明記されているか。	—			○:明記されている ×:明記されていない
4	避難誘導訓練	高齢者・障害者等に対応した避難誘導の訓練を行っているか。	—			○:行っている ×:行っていない
5	事前の情報提供	旅客船やターミナル施設、施設までのアクセス経路のバリアフリー情報等について、利用者へインターネットやガイドブック等で情報発信を行っているか。	—			○:行っている ×:行っていない

5. 旅客船ターミナル 評価シート

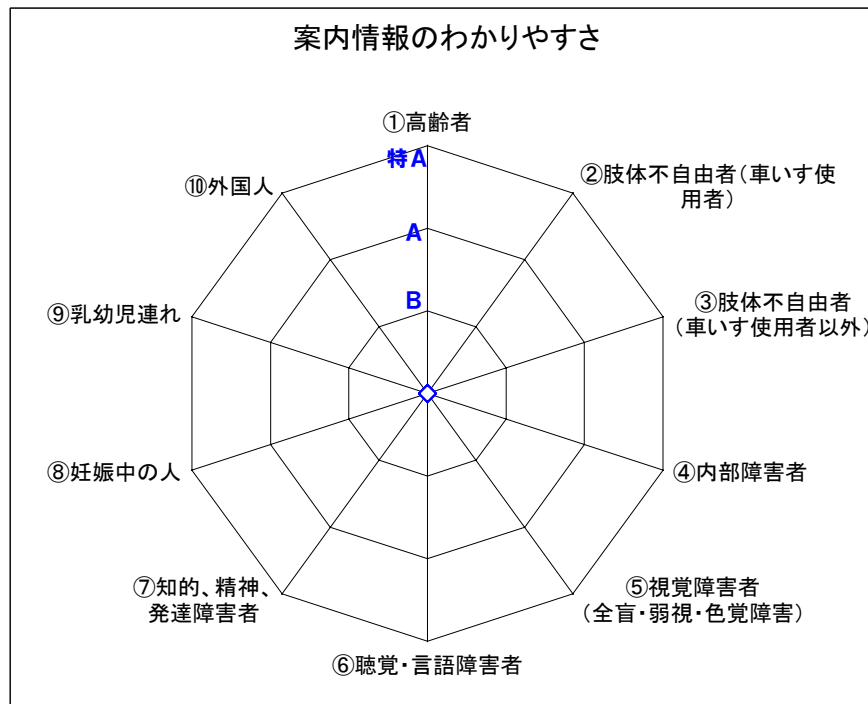
評価年月日	年	月	日
対象ターミナル名			



特記事項



特記事項



特記事項

その他

内容	記入欄
接遇・介助	
教育訓練	
緊急時の対応	
避難誘導訓練	
事前の情報提供	
特記事項 (気象条件等)	

対象者欄									
① 高齢者	② 車いす使用者 (肢体不自由者)	③ 肢体不自由者 (車いす使用者以外)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、精神的、発達障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

(1) 移動のしやすさ

① 公共用通路等からの経路

記入欄



No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
0	評価対象選定指標	○ターミナル敷地内の公共交通機関発着場または駐車場から旅客船ターミナル出入口までの経路(以下、「公共用通路等からの経路」という)に高低差があるか。	p.92~100			ー: ない(→以下、「1. 段差解消の程度」から「5. 階段」の評価不要) ○: ある										
1	段差解消の程度	○高齢者や障害者が円滑に移動することを可能にする傾斜路またはエレベーターが設置されているか。ただし、構造上の理由により傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター等が設置されているか。	p.94~97			○: 傾斜路およびエレベーターが設置されている(→以下、「2. 傾斜路」、「3. エレベーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する) ○: 傾斜路が設置されている(→以下、「2. 傾斜路」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する) ○: エレベーターが設置されている(→以下、「3. エレベーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する) ○: 傾斜路もエレベーターも設置されていないが、エスカレーターが設置されている(→以下、「4. エスカレーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する) ×: 上記のいずれも設置されていない	○	○	○	○				○	○	
2	傾斜路	○傾斜路があることを示す図記号を用いて示しているか。	p.93			○: 示している ×: 示していない		○ (案内情報)								
3	エレベーター	○ガラス窓等によりエレベーターのかご内が内外から見通せるか。	p.95,96			○: 見通せる ×: 見通せない						○				
		○エレベーターがあることを示す図記号を用いて示しているか。	p.93			○: 示している ×: 示していない	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)				○ (案内情報)	○ (案内情報)	
		◆エレベーターの大きさは15人乗り以上であるか。	p.95			○: 15人以上である ×: 15人未満である	◇	◇	◇	◇				◇	◇	
4	エスカレーター	○車いす対応エスカレーターを設置しているか。	p.97			○: 設置している ×: 設置していない		○								
		○エスカレーターがあることを示す図記号を用いて示しているか。	p.93			○: 示している ×: 示していない	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)				○ (案内情報)	○ (案内情報)	
		◆音声案内は、周囲の騒音があっても2~3m離れた位置からでも聞き取れるか。また、音源錯誤がないか。	p.97			○: 左記に該当する ×: 左記に該当しない					◇					
5	階段	【評価対象選定指標】 ○公共用通路等からの経路に階段があるか。	p.98			ー: ない(→以下、「5. 階段」の評価不要) ○: ある										
		○階段に高齢者や低身長者に配慮した手すりがあるか。	p.98			○: ある ×: ない	○		○	○	○			○		
		○階段端部(段鼻)のコントラストの明度差は5以上か。	p.98			○: 5以上である ×: 5未満である	○				○					
		○階段の手すりに行き先階を表示する点字表記があるか。	p.98			○: ある ×: ない					○					
6	視覚障害者誘導用ブロック	○公共用通路等からの経路上に、視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されているか。	p.99~100			○: 敷設されている ×: 敷設されていない、または不連続に敷設されている(→以下、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」の評価不要)					○					
		◆視覚障害者誘導用ブロックと床面とのコントラストが確保されているか。	—			○: 確保されている ×: 確保されていない					◇					

対象者欄									
① 高齢者	② 車いす使用者 (車いす不自由者)	③ 肢体不自由者 (車いす使用者以外)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、精神的、発達障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

②乗下船経路

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
0	評価対象選定指標	○旅客船ターミナル施設出入口から乗船券販売所を経由して乗下船口に至る経路(以下、「乗下船経路」という)に高低差があるか。	p.101~106			－: ない(→以下、「1. 段差解消の程度」から「5. 階段」の評価不要) ○: ある											
1	段差解消の程度	○高齢者や障害者が円滑に移動することを可能にする傾斜路またはエレベーターが設置されているか。ただし、構造上の理由により傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター等が設置されているか。	p.104			○: 傾斜路およびエレベーターが設置されている(→以下、「2. 傾斜路」、「3: エレベーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する) ○: 傾斜路が設置されている(→以下、「2. 傾斜路」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する) ○: エレベーターが設置されている(→以下、「3: エレベーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する) ○: 傾斜路もエレベーターも設置されていないが、エスカレーターが設置されている(→以下、「4. エスカレーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する) ×: 上記のいずれも設置されていない	○	○	○	○				○	○		
2	傾斜路	○傾斜路があることを示す図記号を用いて示しているか。	p.104			○: 示している ×: 示していない		○ (案内情報)									
3	エレベーター	○ガラス窓等によりエレベーターのかご内が内外から見通せるか。	p.104			○: 見通せる ×: 見通せない						○					
		○エレベーターがあることを示す図記号を用いて示しているか。	p.104			○: 示している ×: 示していない	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)				○ (案内情報)	○ (案内情報)		
		◆エレベーターの大きさは15人乗り以上であるか。	p.104			○: 15人以上である ×: 15人未満である	◇	◇	◇	◇				◇	◇		
4	エスカレーター	○車いす対応エスカレーターを設置しているか。	p.104			○: 設置している ×: 設置していない		○									
		○進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先および上下方向を知らせる音声案内装置が設置されているか。	p.104			○: 設置されている ×: 設置されていない					○						
		○エスカレーターがあることを示す図記号を用いて示しているか。	p.104			○: 示している ×: 示していない	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)	○ (案内情報)				○ (案内情報)	○ (案内情報)		
		◆音声案内は、周囲の騒音があっても2~3m離れた位置からでも聞き取れるか。また、音源錯誤がないか。	p.104			○: 左記に該当する ×: 左記に該当しない						◇					
5	階段	【評価対象選定指標】 ○乗下船経路に階段があるか。	p.105			－: ない(→以下、「5. 階段」の評価不要) ○: ある											
		○階段に高齢者や低身長者に配慮した手すりがあるか。	p.105			○: ある ×: ない	○		○	○	○			○			
		○階段端部(段鼻)のコントラストの明度差は5以上か。	p.105			○: 5以上である ×: 5未満である	○				○						
		○階段の手すりに行き先階を表示する点字表記があるか。	p.105			○: ある ×: ない					○						
6	乗船ゲート	【評価対象選定指標】 ○乗船ゲートはあるか。	—			－: ない (→以下、「6. 乗船ゲート」の評価不要) ○: ある											
		○出入口幅が車いす使用者の通行を考慮して90cm以上となっている乗船ゲートは1か所以上設置されているか。	—			○: 設置されている ×: 設置されていない		○	○								

対象者欄									
① 高齢者	② 肢体不自由者 (車いす使用者)	③ 肢体不自由者 (車いす使用者以外)	④ 内部障害者	⑤ 視覚障害者 (全盲・弱視・色覚障害)	⑥ 聴覚・言語障害者	⑦ 知的、精神的、発達障害者	⑧ 妊娠中の人	⑨ 乳幼児連れ	⑩ 外国人

⑩ 休憩等設備

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	乗船券販売所周辺	○乗船券販売所周辺にベンチがあるか。	p.129			○:ある ○:待合室と近接しており、別途ベンチを設置する必要がない ×:ない	○		○	○			○	○	○	
2	乗船ゲート周辺	○乗船ゲート周辺にベンチがあるか。	—			○:ある ○:待合室と近接しており、別途ベンチを設置する必要がない ×:ない	○		○	○			○	○	○	
3	表示	○休憩等設備があることを示すJIS Z8210 (案内用図記号)等の図記号があるか。	—			○:ある ×:ない							○ (案内情報)			○ (案内情報)
4	付加指標	◆車いす使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮したフリースペースがあるか。	—			○:ある ×:ない		◇							◇	

⑪ その他の設備

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	救護室	○救護室があるか。	p.129			○:ある ×:ない	○			○			○	○		
2	AED	○AEDが設置されているか。	—			○:設置されている ×:設置されていない	○									
3	水飲み台	○水飲み台があるか。	—			○:ある ×:ない							○			

⑫ 乗船券販売所、案内所等の窓口

No.	評価項目	評価指標	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	筆談用具	○窓口筆談用具があり、その旨が表示されているか。	p.130~131			○:筆談用具があり、表示されている ×:筆談用具がない、または表示されてない						○				
2	表示	○乗船券販売所、案内所等があることを示すJIS Z8210 (案内用図記号)等の図記号があるか。	—			○:ある ×:ない							○ (案内情報)			○ (案内情報)
3	カウンターの高さ	○車いす使用者が利用しやすい高さ75cm程度の案内カウンターがあるか。	p.131			○:ある ×:ない		○								
4	付加指標	◆窓口コミュニケーションボードを備えているか。	p.131			○:備えている ×:備えていない						◇	◇			◇
5		◆有人の窓口があるか。	—			○:ある ×:ない	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
6		◆窓口のターミナル職員が日常会話程度の外国語を話すことができるか(言語の種類はその地域等のニーズによる)。	—			○:職員が日常会話程度の外国語を話すことができる ×:職員が日常会話程度の外国語を話すことができない										◇

(4) その他(参考)

⑬ その他

No.	評価項目	チェック項目	参照ページ	記入欄	備考欄(コメント・意見等)	判定基準
1	接遇・介助	高齢者、障害者等への接遇・介助に対してマニュアルを持っているか。	—			○:持っている ×:持っていない
2	教育訓練	高齢者、障害者等への接遇・介助に関する研修や教育訓練を行っているか。	—			○:行っている ×:行っていない
3	緊急時の対応	緊急時における対応マニュアルのなかに高齢者・障害者等の対応が明記されているか。	—			○:明記されている ×:明記されていない
4	避難誘導訓練	高齢者・障害者等に対応した避難誘導の訓練を行っているか。	—			○:行っている ×:行っていない
5	事前の情報提供	旅客船やターミナル施設、施設までのアクセス経路のバリアフリー情報等について、利用者へインターネットやガイドブック等で情報発信を行っているか。	—			○:行っている ×:行っていない

(参考資料)

バリアフリー化評価で使用する評価指標と評価方法

構 成

1. 旅客船の評価指標

(1) 移動のしやすさ：

①乗下船経路：乗降用設備／舷門	43
②乗下船経路：車両区域	46
③乗下船経路：通路（舷門～甲板室出入口）	48
④乗下船経路：階段（舷門～甲板室出入口）	52
⑤乗下船経路：通路（舷門または甲板室出入口～バリアフリー客席等）	55
⑥乗下船経路：階段（舷門または甲板室出入口～バリアフリー客席等）	57
⑦乗下船経路：バリアフリーエレベーター1	59
⑧乗下船経路：その他の昇降機	63
⑨船内移動経路：通路（バリアフリー客席等～船内旅客用設備、遊歩甲板）	64
⑩船内移動経路：階段（バリアフリー客席等～船内旅客用設備、遊歩甲板）	66
⑪船内移動経路：バリアフリーエレベーター2	67

(2) 案内情報のわかりやすさ：

⑫案内板、触知案内図	69
⑬運航情報提供設備	70

(3) 施設設備の使いやすさ：

⑭車いすスペース	71
⑮バリアフリー客席	73
⑯バリアフリー便所	76
⑰遊歩甲板	81
⑱食堂	83
⑲売店	85
⑳公衆電話、FAX	87
㉑図書館	89
㉒緊急時支援設備等	90

(4) その他（参考）

㉓その他	91
------	----

2. 旅客船ターミナルの評価指標

(1) 移動のしやすさ：

- ① 公共用通路等からの経路 92
- ② 乗下船経路 101

(2) 案内情報のわかりやすさ：

- ③ 公共用通路等からの経路、乗下船経路における誘導サイン等 107
- ④ 運航情報（乗車券等販売所、乗船ゲート） 114
- ⑤ 運賃表 116
- ⑥ 時刻表 118

(3) 施設設備の使いやすさ：

- ⑦ トイレ全般 120
- ⑧ 多機能トイレ 123
- ⑨ 乳幼児対応設備 127
- ⑩ 休憩等施設 129
- ⑪ その他の設備 129
- ⑫ 乗車券等販売所、案内所等の窓口 130

(4) その他（参考）

- ⑬ その他 132

1. 旅客船の評価指標

(1) 移動のしやすさ

①乗下船経路：乗降用設備／舷門

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○乗下船のためのタラップその他の設備が旅客船側に設置されているか。	- : 旅客船側に設置されていない (→以下の評価項目は、舷門のみについて評価する) ○ : 旅客船側に設置されている (→以下の評価項目は、タラップその他の設備および舷門について評価する)
1	段差	○車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造であるか。	○ : 左記の構造である × : 左記の構造ではない
2	通路幅	○幅が 80cm 以上であるか。	○ : 80cm 以上である × : 80cm 未満である
3	手すり	○手すりが設けられているか。	○ : 設けられている × : 設けられていない
4	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示す JIS Z8210（案内用図記号）等の図記号があるか。	- : 傾斜路がない ○ : ある × : ない
5	付加指標	◆段差・勾配を設ける場合、その接続する通路と色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	- : 段差・勾配がない ○ : 識別できる × : 識別できない
		◆スロープ板が長い場合、脱輪防止のための左右の立ち上がりが設置されているか。	- : スロープ板がない、または短い ○ : 設置されている × : 設置されていない
		◆幅が 90cm 以上であるか。	○ : 90cm 以上である × : 90cm 未満である
		◆雨をよける設備が設置されているか。	○ : 設置されている × : 設置されていない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

参考：乗降用設備

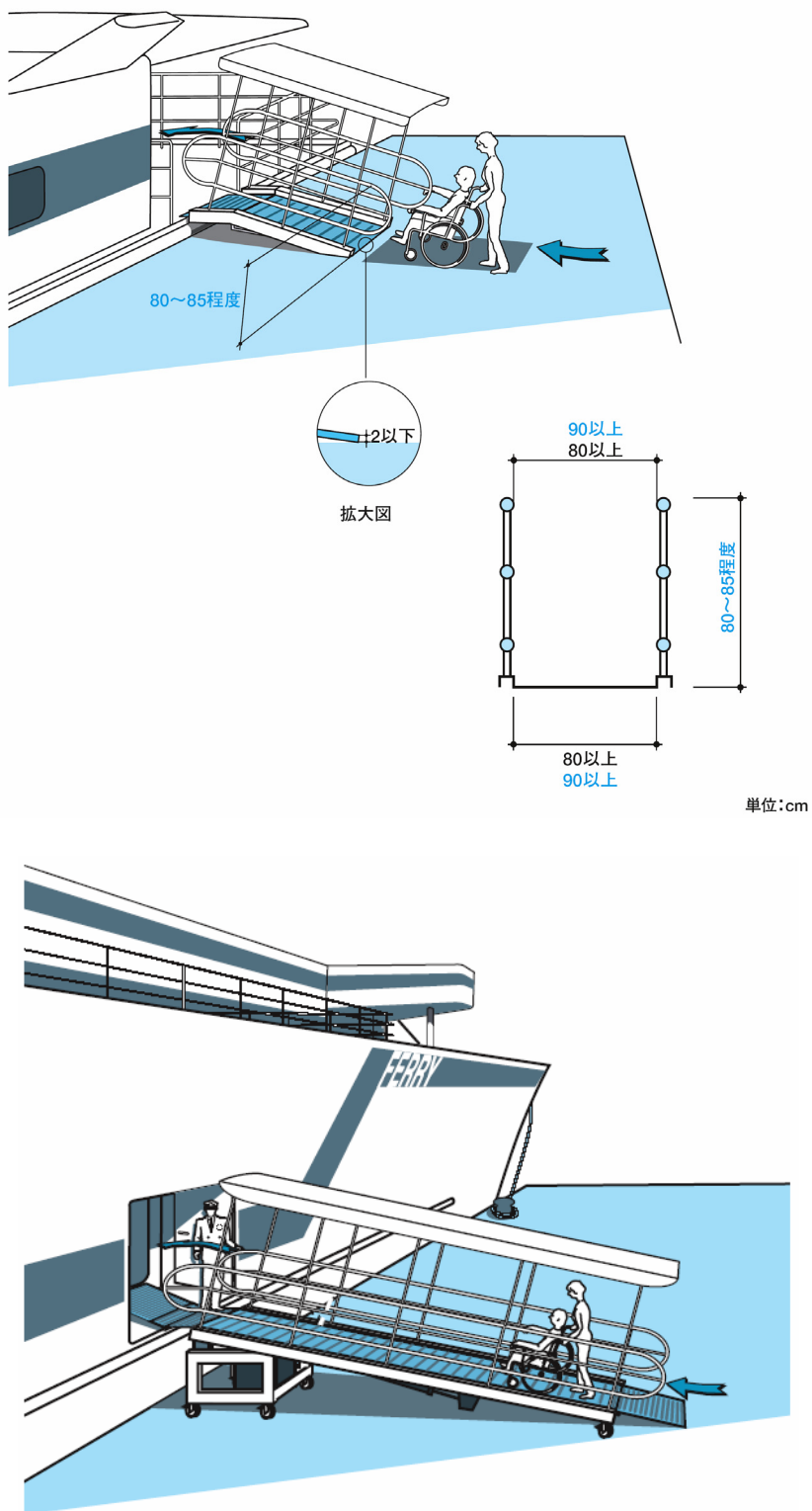
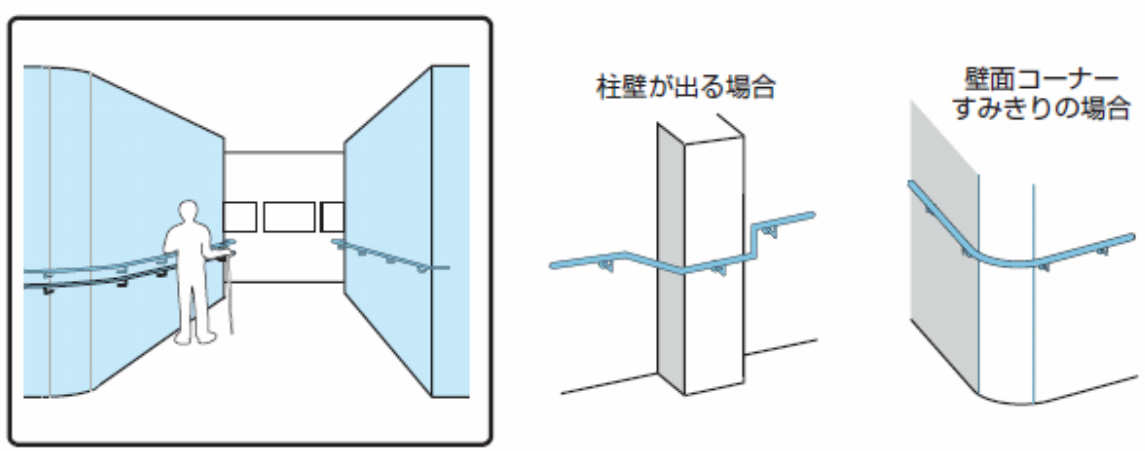


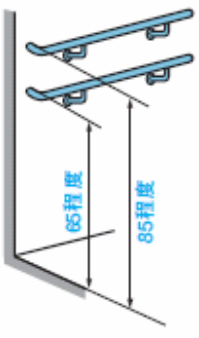
図 乗降用設備

(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 23 より)

参考：通路の手すり



手すり2本の場合



手すり1本の場合

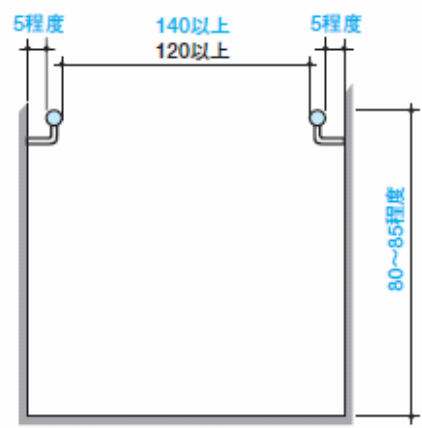
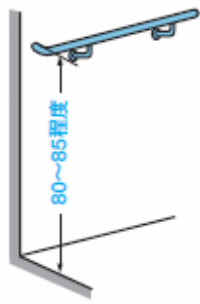


図 通路の手すり
(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 62 より)

参考：傾斜路の表示



図 表示

②乗下船経路：車両区域

表 評価の方法（内容別）

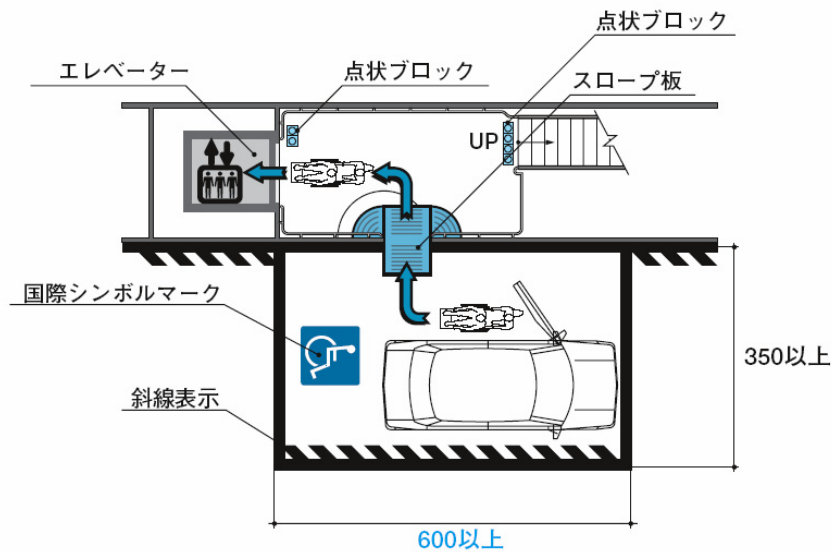
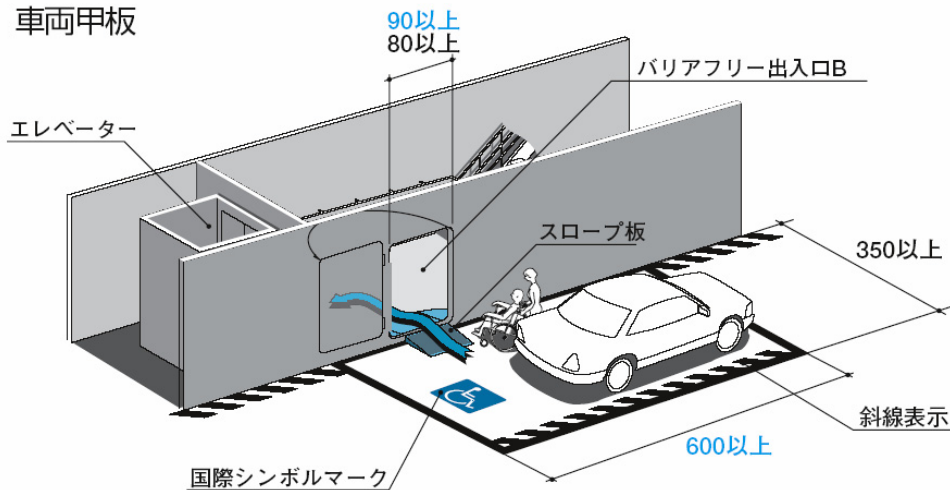
No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○車両区域があるか。	- : ない（→以下、評価不要） ○ : ある
1	乗降場所	○障害者等が車両から乗降するための場所の幅が350cm以上であるか。	○ : 350cm以上である × : 350cm未満である
		○乗降場所であることを示す表示（国際シンボルマーク等）が設けられているか。	○ : 設けられている × : 設けられていない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：車両区域

1F 車両甲板



単位:cm

図 カーフェリー／車両区域（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p.35より）

参考：国際シンボルマーク

国際シンボルマーク



どなたでもお使いください

図 表示 （出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省） p. 93 より）

③乗下船経路：通路（舷門～甲板室出入口）

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
1	通路幅	○通路の幅が 80cm 以上であるか。	○：80cm 以上である ×：80cm 未満である
2	手すり	○通路に手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
		○手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す点字がはり付けられているか。	－：手すりがない ○：はり付けられている ×：はり付けられていない
3	段差	○車いす使用者が通路を円滑に通過できるように必要なスロープ板等の設備が備えられているか。	○：設備がなくても円滑に通過できる ○：備えられている ×：備えられていない
4	戸	○戸がある場合、戸の幅が 80cm 以上であるか。	－：戸がない ○：80cm 以上である ×：80cm 未満である
		○戸がある場合、自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであるか。	－：戸がない ○：左記の構造である ×：左記の構造ではない
5	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示す JIS Z8210（案内用図記号）等の図記号があるか。	－：傾斜路がない ○：ある ×：ない
6	付加指標	◆段差・勾配がある場合、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在が容易に識別できるか。	－：段差・勾配がない ○：識別できる ×：識別できない
		◆通路の幅が 90cm 以上であり、曲がり角の出角が隅切りまたは曲面であるか。	○：左記の構造である ×：左記の構造ではない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

参考：通路

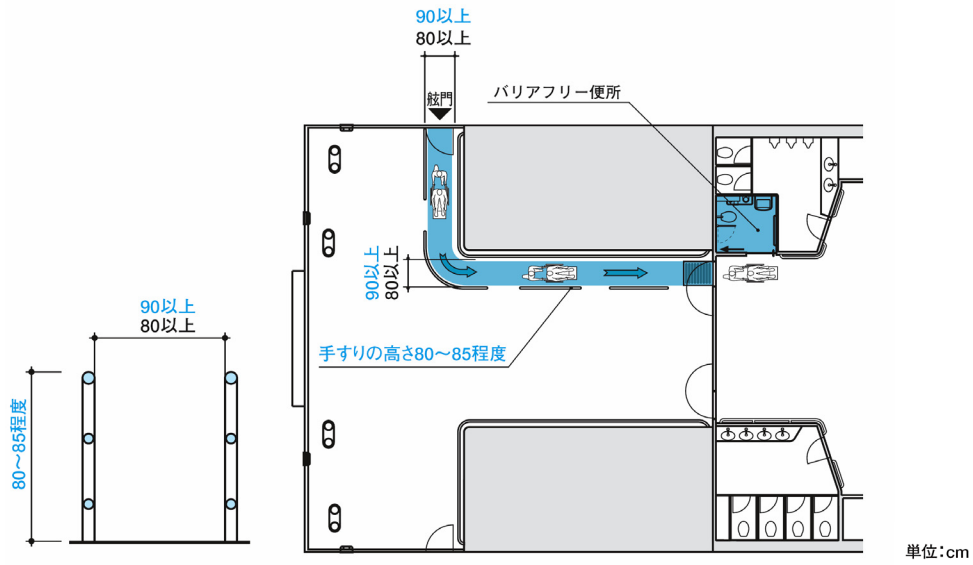


図 舷門～甲板室出入口までの通路

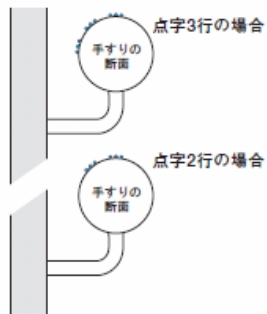
(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 27 より)

参考：通路の手すり

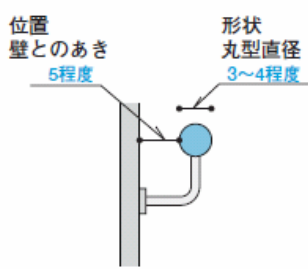
(⇒p.45 図参照)

参考：通路・階段の手すり

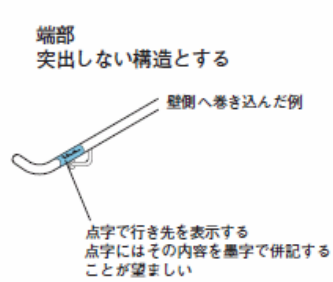
参考:点字の表示例



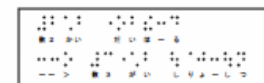
参考:手すりの位置と形状の例



参考:手すりの端部の例



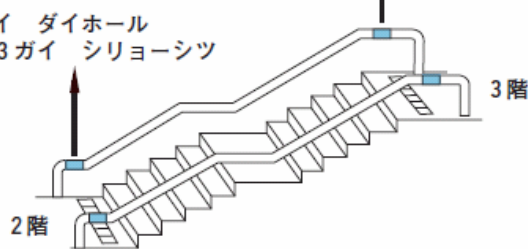
矢印の表示例



2カイ ダイホール
→ 3ガイ シリョーシツ



3ガイ シリョーシツ
← 2カイ ダイホール

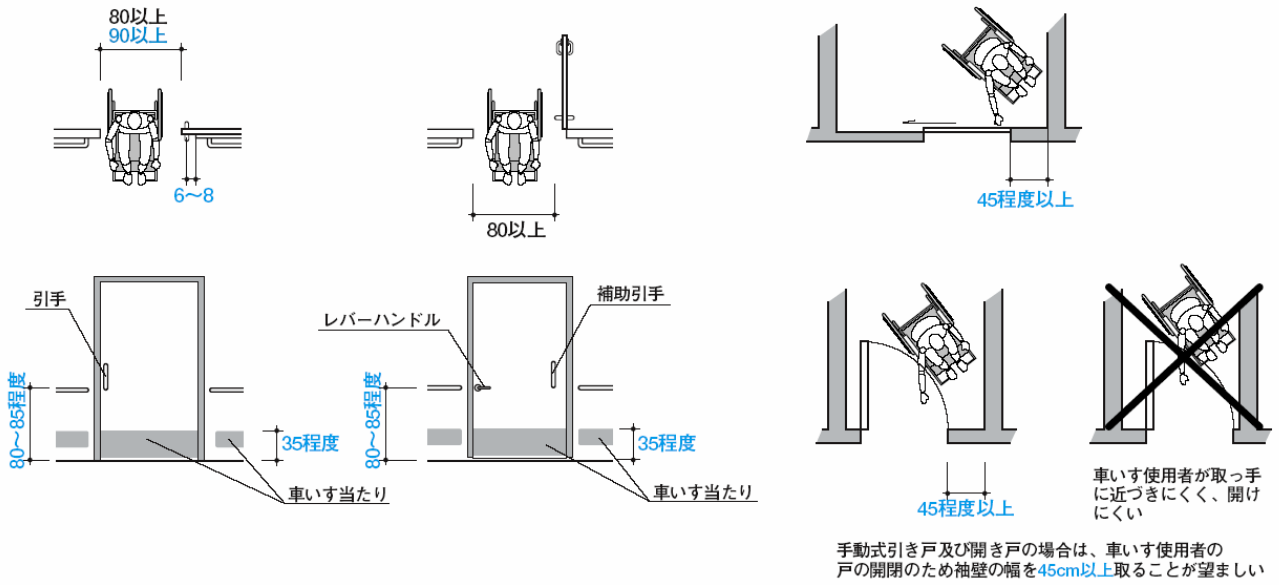


単位:cm

図 通路・階段の手すり (出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 65 より)

参考：戸

開き戸及び引き戸の例



自動扉の例

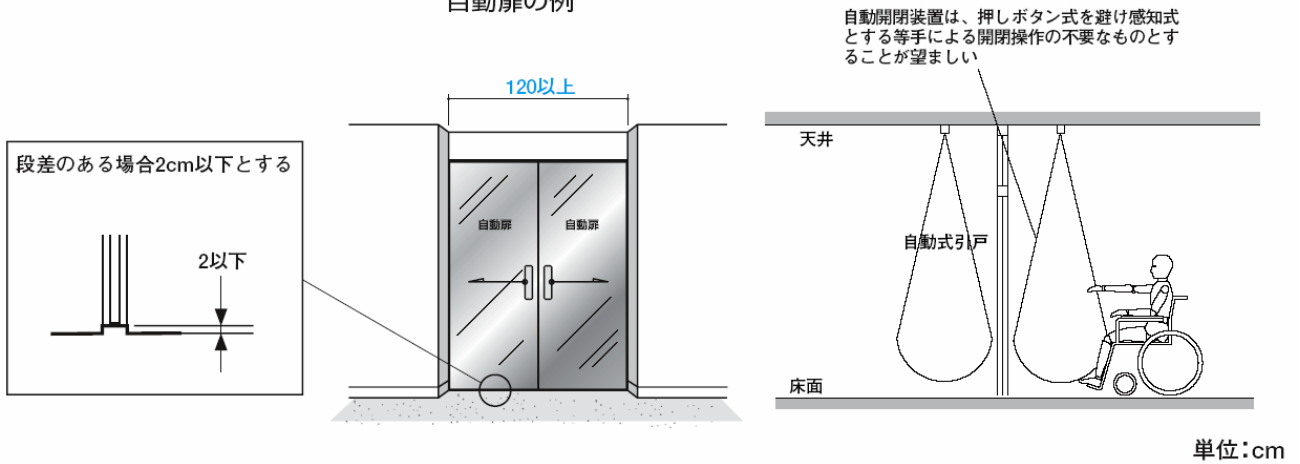


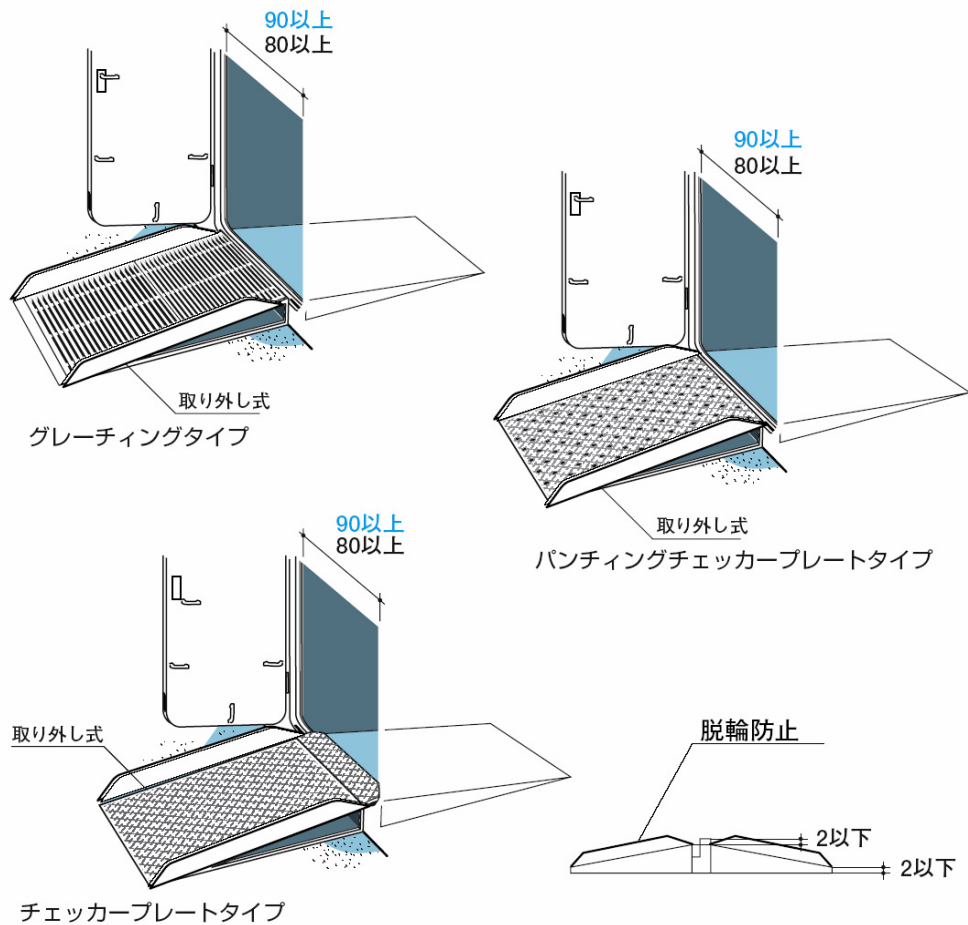
図 戸

(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 61 より)

参考：傾斜路の表示

(⇒p.45 図参照)

参考：スロープ板（甲板室出入口、水密コーミング）



単位：cm

図 甲板室出入口、水密コーミング

（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 29 より）

④乗下船経路：階段（舷門～甲板室出入口）

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○舷門から甲板室入口までの通路に階段があるか。	－：ない（→以下、評価不要） ○：ある
1	手すり	○手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
		○手すりの端部の付近には、行き先階を表示する点字がはり付けられているか。	－：手すりがない ○：はり付けられている ×：はり付けられていない
2	段の識別	○踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであるか。	○：識別できる ×：識別できない
3	点状 ブロック	○階段の上端および下端には、床面に点状ブロック（周囲の床面との明度差が大きいこと等により容易に識別できること）が敷設されているか。	○：敷設されている ×：敷設されていない
4	付加指標	◆蹴上げ 16cm 程度、踏面奥行き 30cm、踏面幅員 120cm 以上で、蹴込み板が設けられているか。	○：左記の構造である ×：左記の構造ではない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

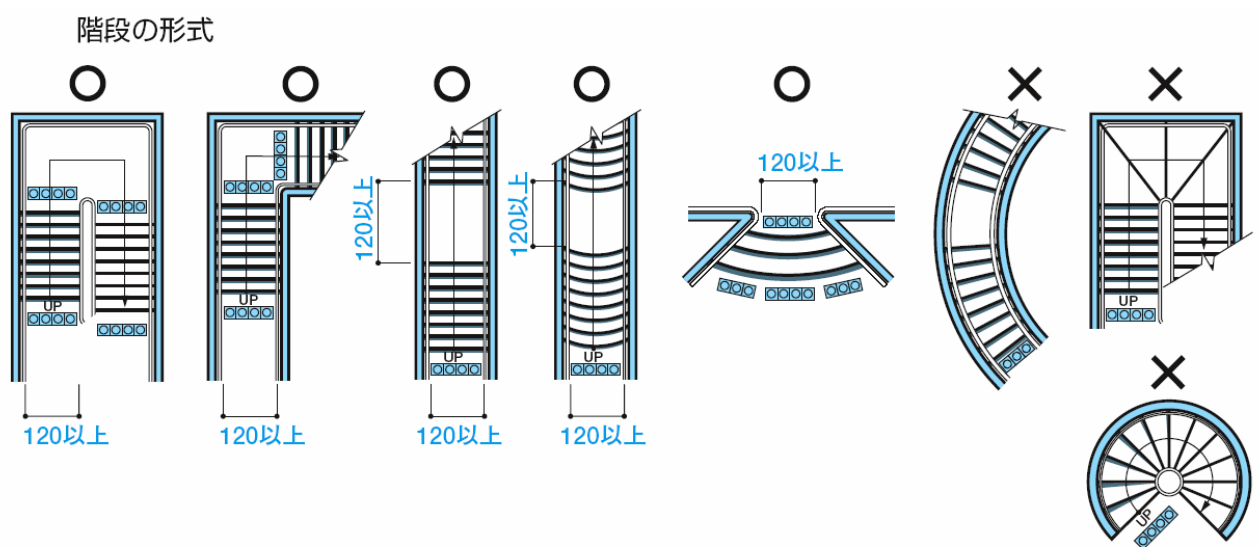
参考：通路の手すり

(⇒p.45 図参照)

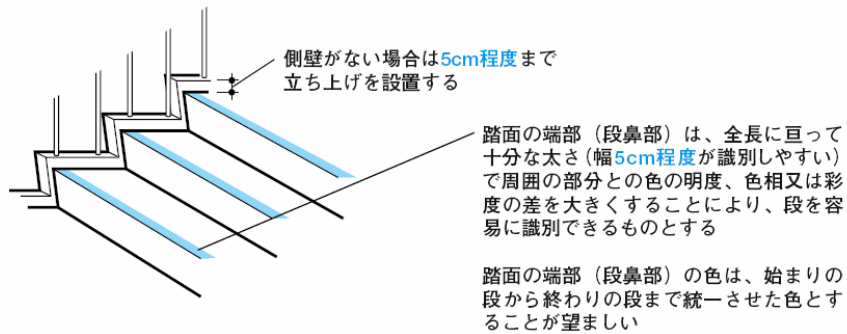
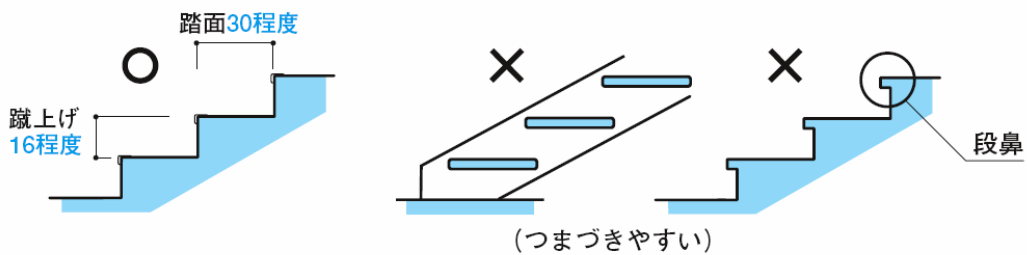
参考：通路・階段の手すり

(⇒p.49 図参照)

参考：階段の形式



階段の形状



踏面の端部（段鼻部）の色は、始まりの段から終わりの段まで統一させた色とすることが望ましい

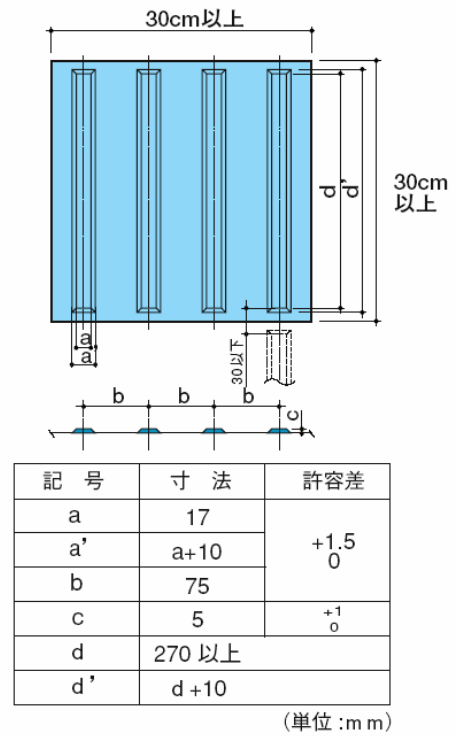
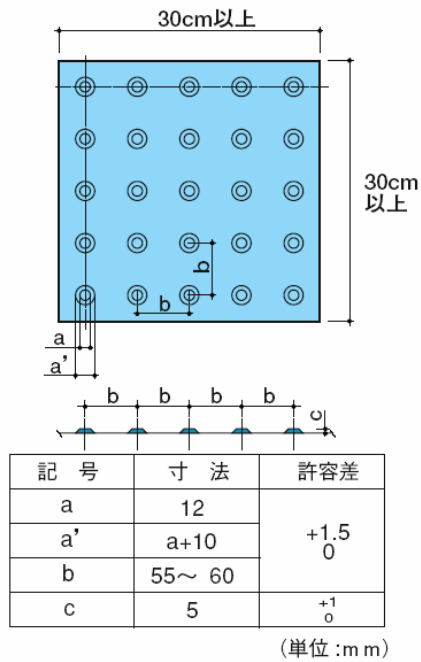
単位：cm

図 階段の形式

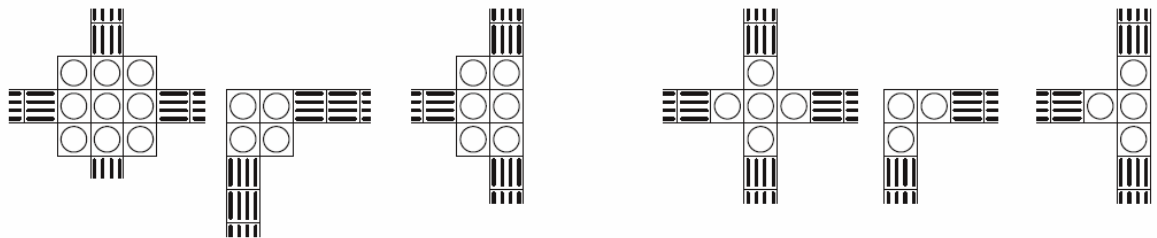
(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 67 より)

参考：点状・線状ブロック、分岐表示

点状・線状ブロックの例



分岐表示



出所元：JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）

図 点状・線状ブロック

（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 85 より）

⑤乗下船経路：通路（舷門または甲板室出入口～バリアフリー客室等）

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○甲板室出入口または舷門とバリアフリー客席等が 離れているか。	－：離れていない（→以下、評 価不要） ○：離れている
1	通路幅	○通路の幅が 80cm 以上であるか。	○：80cm 以上である ×：80cm 未満である
2	手すり	○通路に手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
		○手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す 点字がはり付けられているか。	－：手すりが無い ○：はり付けられている ×：はり付けられていない
3	段差	○車いす使用者が通路を円滑に通過できるように必 要なスロープ板等の設備が備えられているか。	○：設備がなくても円滑に通過 できる ○：備えられている ×：備えられていない
4	戸	○戸がある場合、戸の幅が 80cm 以上であるか。	－：戸がない ○：80cm 以上である ×：80cm 未満である
		○戸がある場合、自動的に開閉する構造または高齢 者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のも のであるか。	－：戸がない ○：左記の構造である ×：左記の構造ではない
5	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示す JIS Z8210（案内用図記号）等の図記号があるか。	－：傾斜路がない ○：ある ×：ない
6	付加指標	◆段差・勾配を設ける場合、その接続する通路との色 の明度、色相または彩度の差が大きいことによりそ の存在を容易に識別できるものであるか。	－：段差・勾配がない ○：識別できる ×：識別できない
		◆通路の幅が 90cm 以上であり、曲がり角の出角が隅 切りまたは曲面であるか。	○：左記の構造である ×：左記の構造ではない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

参考：通路

(⇒p.49 図参照)

参考：通路の手すり

(⇒p.45 図参照)

参考：通路・階段の手すり

(⇒p.49 図参照)

参考：スロープ板（甲板室出入口、水密コーミング）

(⇒p.51 図参照)

参考：戸

(⇒p.50 図参照)

参考：傾斜路の表示

(⇒p.45 図参照)

⑥乗下船経路：階段（舷門または甲板室出入口～バリアフリー客室等）

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○甲板室出入口または舷門からバリアフリー客席等までの通路に階段があるか。	－：ない（→以下、評価不要） ○：ある
1	手すり	○手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
		○手すりの端部の付近には、行き先階を表示する点字がはり付けられているか。	－：手すりがない ○：はり付けられている ×：はり付けられていない
2	段の識別	○踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相または彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものであるか。	○：識別できる ×：識別できない
3	点状 ブロック	○階段の上端および下端には、床面に点状ブロック（周囲の床面との明度差が大ききこと等により容易に識別できること）が敷設されているか。	○：敷設されている ×：敷設されていない
4	付加指標	◆蹴上げ 16cm 程度、踏面奥行き 30cm、踏面幅員 120cm 以上で、蹴込み板が設けられているか。	○：左記の構造である ×：左記の構造ではない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

参考：通路の手すり

(⇒p.45 図参照)

参考：通路・階段の手すり

(⇒p.49 図参照)

参考：階段の形式

(⇒p.53 図参照)

参考：点状・線状ブロック、分岐表示

(⇒p.54 図参照)

⑦乗下船経路：バリアフリーエレベーター1

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○乗下船経路において乗下船口や車両区域出入口とバリアフリー客席等が別甲板にあるか。別甲板にある場合、これらの甲板を結ぶエレベーターが設けられているか。	-：別甲板ではない（→以下、評価不要） -：別甲板でありエレベーターはないが、昇降機はある（→以下、評価不要） ○：別甲板だが、エレベーターが設けられている ×：別甲板だが、設けられていない（→以下、評価不要）
1	出入口幅	○かごの出入口幅が80cm以上であるか。	○：80cm以上である ×：80cm未満である
2	広さ	○かごの広さが車いす使用者が乗り込むのに十分であるか。	○：十分である ×：十分ではない
3	手すり	○かご内に手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
4	乗降 ロビー	○乗降ロビーの幅が十分（幅140cm以上、奥行き135cm以上）であるか。	○：十分である ×：十分ではない
5	音声設備	○かご内に、かごが到着する階並びにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
6	点状 ブロック	○操作盤に近接する通路には、点状ブロック（周囲の床面との明度差が大きいこと等により容易に識別できること）が敷設されているか。	○：敷設されている ×：敷設されていない
7	表示	○エレベーターがあることを示すJIS Z8210（案内用図記号）等の図記号があるか。	○：ある ×：ない

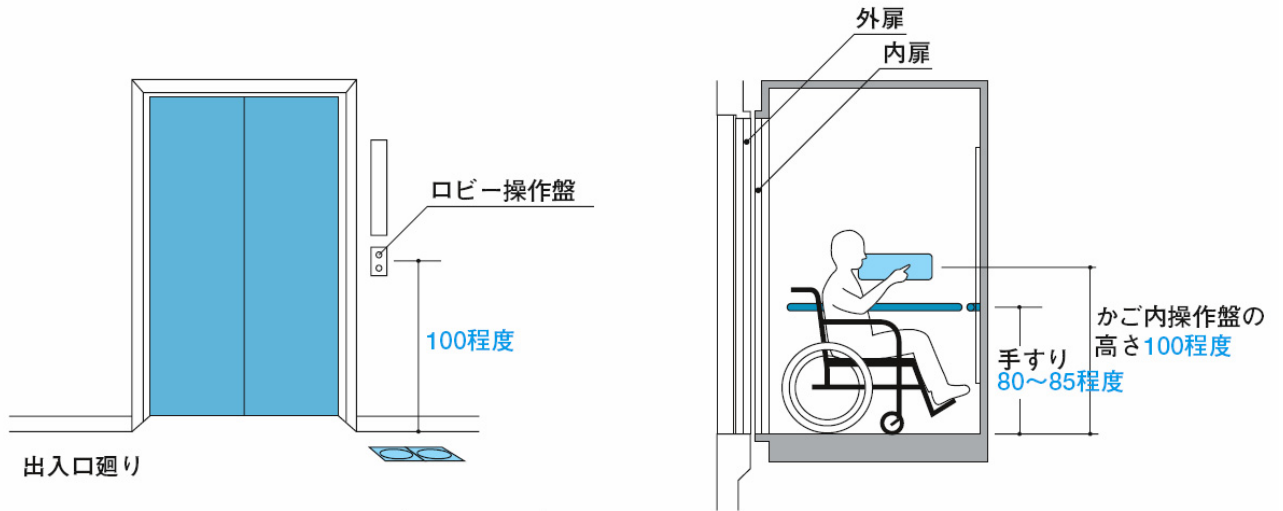
No.	評価項目	評価指標	判定基準
8	付加指標	◆バリアフリーエレベーター2（船内移動経路におけるエレベーター）に準じた構造であるか。	○：左記の構造である ×：左記の構造ではない
		◆出入口の幅が90cm以上であるか。	○：90cm以上である ×：90cm未満である
		◆スルー式であるか。あるいは、車いす使用者が出入口状況を確認できる鏡があるか。	○：スルー式である ○：鏡がある ×：鏡がない
		◆スルー式であるか。あるいは、鏡が設置されている場合、ステンレス等の破損しにくいもので、下辺が床40cm程度であるか。	○：スルー式である ○：鏡は左記のとおりである ×：鏡は左記のとおりではない
		◆両側面、正面壁に高さ80～85cm程度の連続した手すりがあり、端部が突起しない構造であるか。	○：左記の構造である ×：左記の構造ではない
		◆操作盤が車いす使用者に使いやすい高さで、かご内左右にあるか。	○：ある ×：ない
		◆操作盤が押しボタン式で、点字表示があるか。	○：ある ×：ない
		◆国際シンボルマーク等（10cm角～45cm角程度、色は白地にブルーまたはブルー地に白）が表示されているか。	○：表示されている ×：表示されていない
		◆表示において、英語による表記があるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

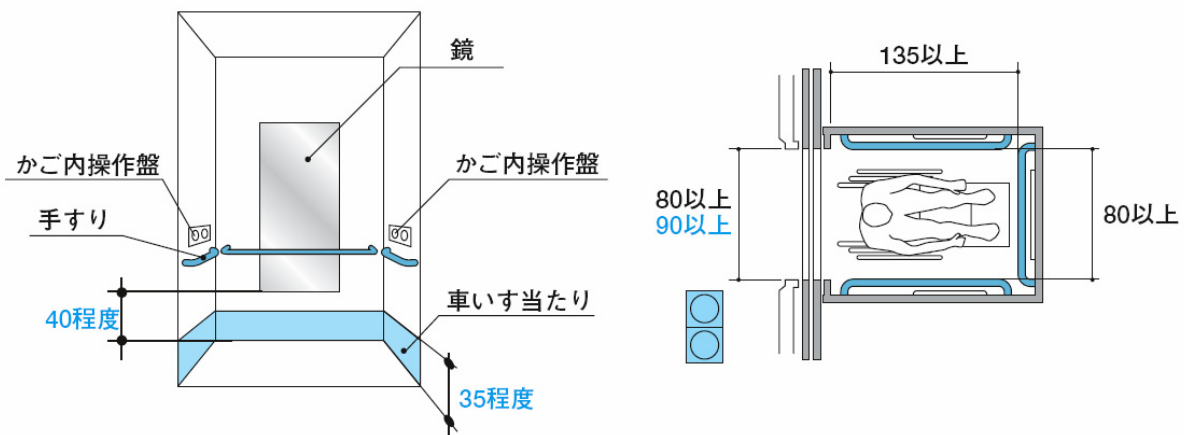
床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

参考：バリアフリーエレベーター1



各階乗り場の出入口の適当な位置(100cm程度)にロビー操作盤を設けることが望ましい
点字表示を行うことが望ましい

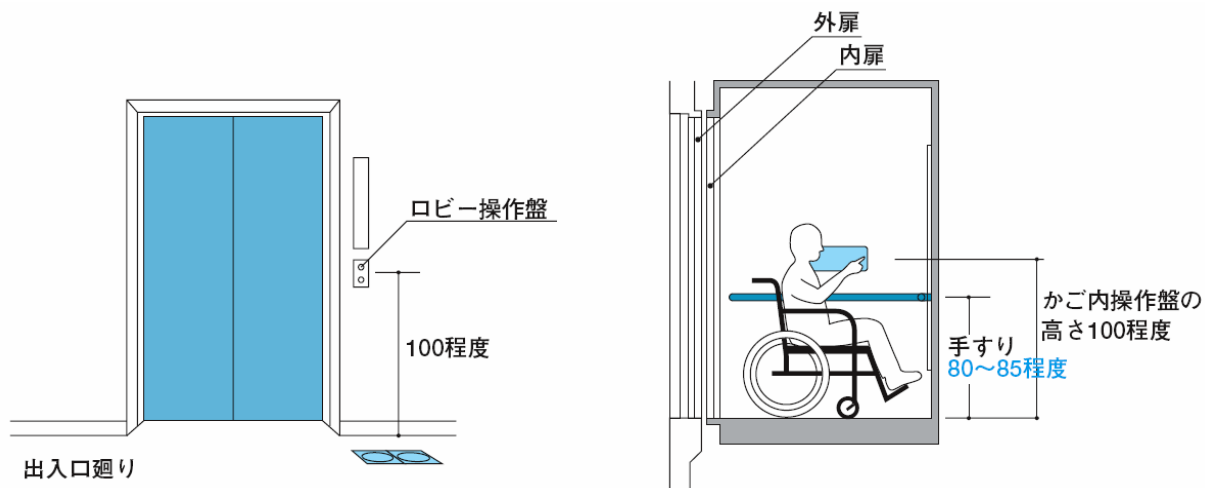


単位:cm

図 バリアフリーエレベーター1

(出典:「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 69 より)

参考：バリアフリーエレベーター2



各階乗り場の出入口の適当な位置(100cm程度)にロビー操作盤を設ける
点字表示を行う

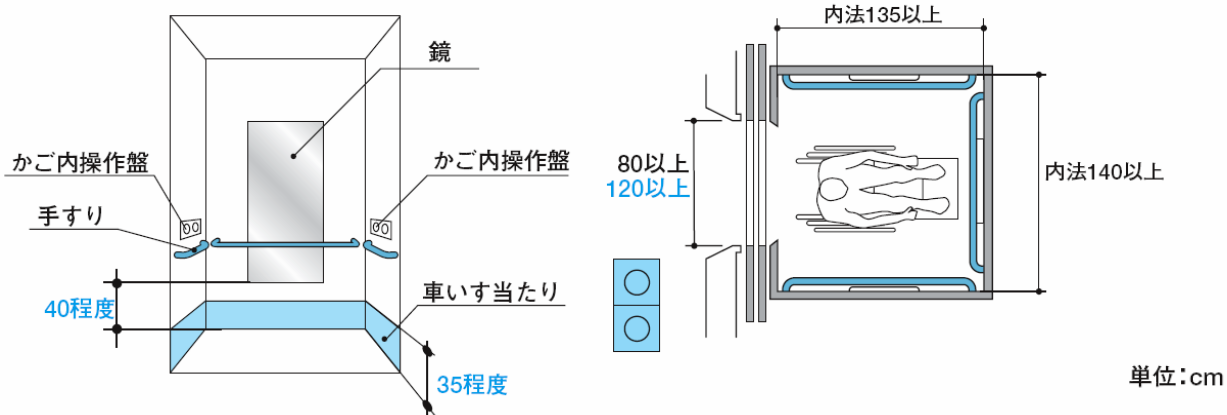


図 バリアフリーエレベーター2 (出典:「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 73 より)

参考：点状・線状ブロック、分岐表示
(⇒p.54 図参照)

参考：表示



どなたでもお使いください

図 表示 (出典:「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 93 より)

⑧乗下船経路：その他の昇降機

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○乗下船口や車両区域出入口とバリアフリー客席等が別甲板にあるか、別甲板にある場合にこれらの甲板を結ぶエレベーター以外の昇降機が設けられているか。	-：別甲板ではない（→以下、評価不要） -：別甲板だが、エレベーターが設けられている（→以下、評価不要） ○：別甲板だが、昇降機が設けられている ×：別甲板だが、設けられていない（→以下、評価不要）
1	構造	○車いす使用者が利用できる構造であるか。	○：利用できる構造である ×：利用できる構造ではない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：その他の昇降機

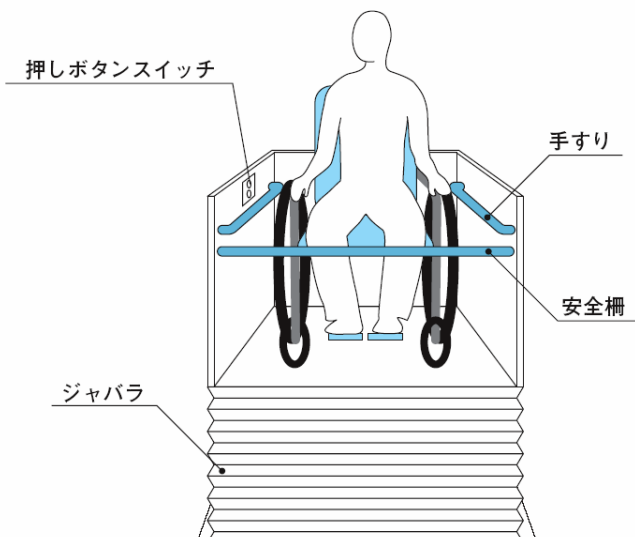


図 その他の昇降機

（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 71 より）

⑨船内移動経路：通路（バリアフリー客席等～船内旅客用設備、遊歩甲板）

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
1	通路幅	○通路の幅が 120cm 以上であるか。	○：120cm 以上である ×：120cm 未満である
2	手すり	○通路に手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
		○手すりの端部の付近には、通路の通じる場所を示す点字がはり付けられているか。	－：手すりがない ○：はり付けられている ×：はり付けられていない
3	段差	○車いす使用者が通路を円滑に通過するために必要なスロープ板等の設備が備えられているか。	○：設備がなくても円滑に通過できる ○：備えられている ×：備えられていない
4	戸	○戸がある場合、幅が 80cm 以上であるか。	－：戸がない ○：80cm 以上である ×：80cm 未満である
		○戸がある場合、自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであるか。	－：戸がない ○：左記の構造である ×：左記の構造ではない
5	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示す JIS Z8210（案内用図記号）等の図記号があるか。	－：傾斜路がない ○：ある ×：ない
6	付加指標	◆段差・勾配を設ける場合、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	－：段差・勾配がない ○：識別できる ×：識別できない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

参考：通路

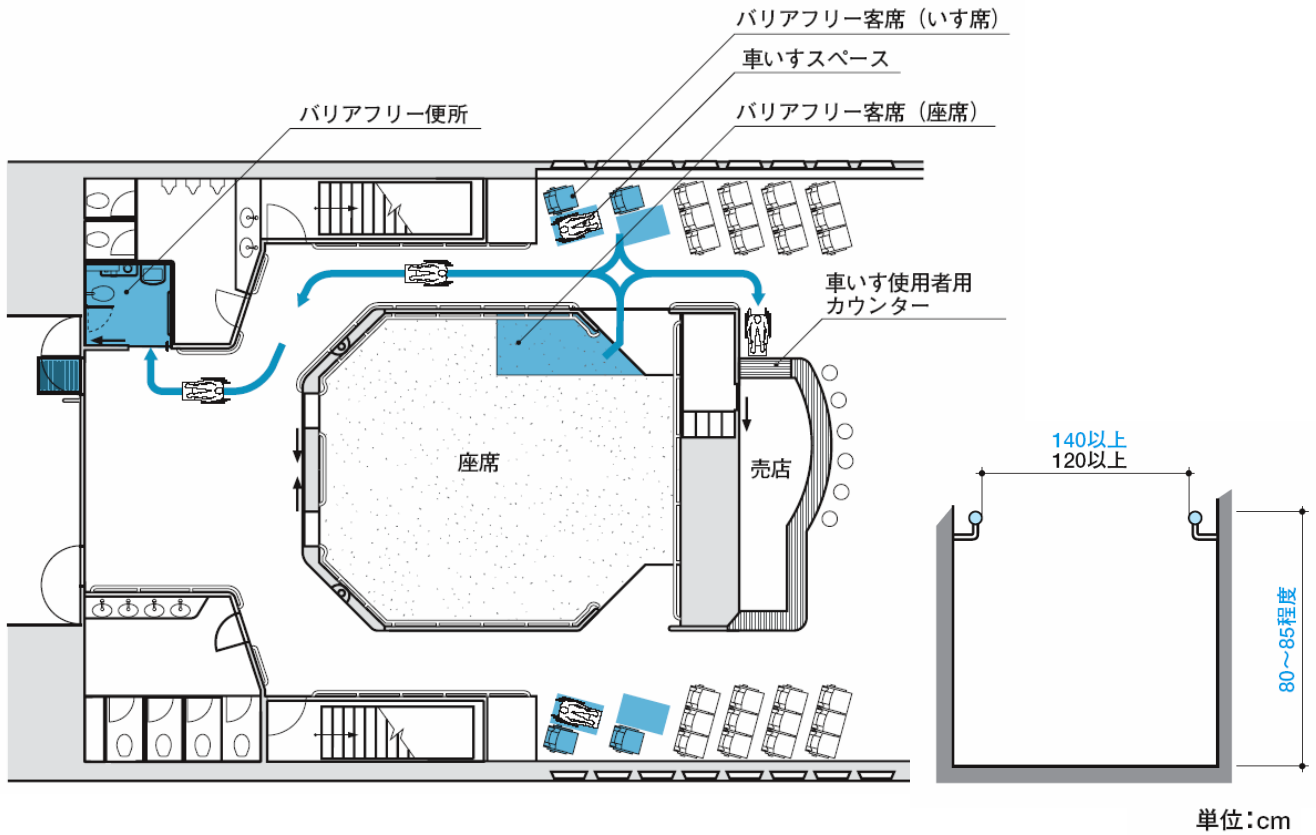


図 バリアフリー客席および車いすスペースから船内旅客用設備まで
(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 39 より)

参考：通路の手すり

(⇒p.45 図参照)

参考：通路・階段の手すり

(⇒p.49 図参照)

参考：戸

(⇒p.50 図参照)

参考：傾斜路の表示

(⇒p.45 図参照)

⑩船内移動経路：階段（バリアフリー客席等～船内旅客用設備、遊歩甲板）

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○バリアフリー客席等から船内旅客用設備、遊歩甲板 までの通路に階段があるか。	－：ない（→以下、評価不要） ○：ある
1	手すり	○手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
		○手すりの端部の付近には、行き先階を表示する点字 がはり付けられているか。	－：手すりがない ○：はり付けられている ×：はり付けられていない
2	段の識別	○踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色 相または彩度の差が大きいことにより段を容易に 識別できるものであるか。	○：識別できる ×：識別できない
3	点状 ブロック	○階段の上端および下端には、床面に点状ブロック （周囲の床面との明度差が大きいこと等により容 易に識別できること）が敷設されているか。	○：敷設されている ×：敷設されていない
4	付加指標	◆蹴上げ 16cm 程度、踏面奥行き 30cm、踏面幅員 120cm 以上で、蹴込み板が設けられているか。	○：左記の構造である ×：左記の構造ではない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

参考：通路の手すり

(⇒p.45 図参照)

参考：通路・階段の手すり

(⇒p.49 図参照)

参考：階段の形式

(⇒p.53 図参照)

参考：点状・線状ブロック、分岐表示

(⇒p.54 図参照)

⑪船内移動経路：バリアフリーエレベーター2

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○バリアフリー客席等と船内旅客用設備が別甲板にあるか。別甲板にある場合、エレベーターが設けられているか。	－：別甲板ではない（→以下、評価不要） ○：別甲板だが、エレベーターが設けられている ×：別甲板だが、設けられていない（→以下、評価不要）
1	出入口幅	○かごの出入口幅が80cm以上であるか。	○：80cm以上である ×：80cm未満である
2	広さ	○スルー式であるか。あるいは、かごの内法幅140cm以上、内法奥行き135cm以上であるか。	○：スルー式である ○：スルー式ではなく、かごの内法は左記に該当する ×：スルー式ではなく、かごの内法は左記に該当しない
3	鏡	○スルー式であるか。あるいは、車いす使用者が出入口状況を確認できる鏡があるか。	○：スルー式である ○：鏡がある ×：鏡がない
4	手すり	○かご内に手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
5	操作盤	○かご内および乗降ロビーに、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設置され、それぞれ1以上には点字がはり付けられているか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
6	乗降 ロビー	○乗降ロビーの幅が十分（幅150cm以上、奥行き150cm以上）であるか。	○：十分である ×：十分ではない
7	音声設備	○かご内に、かごが到着する階並びにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
8	点状 ブロック	○操作盤に近接する通路には、点状ブロック（周囲の床面との明度差が大きいこと等により容易に識別できること）が敷設されているか。	○：敷設されている ×：敷設されていない
9	表示	○エレベーターがあることを示すJIS Z8210（案内用図記号）等の図記号があるか。	○：ある ×：ない

No.	評価項目	評価指標	判定基準
10	付加指標	◆出入口の幅が 90cm 以上であるか。	○：90cm 以上である ×：90cm 未満である
		◆スルー式である。あるいは、鏡が設置されている場合、ステンレス等の破損しにくいもので、下辺が床上 40cm 程度であるか。	○：スルー式である ○：鏡は左記のとおりである ×：鏡は左記のとおりではない
		◆両側面、正面壁に高さ 80～85cm 程度の連続した手すりがあり、端部が突起しない構造であるか。	○：左記の構造である ×：左記の構造ではない
		◆国際シンボルマーク等（10cm 角～45cm 角程度、色は白地にブルーまたはブルー地に白）が表示されているか。	○：表示されている ×：表示されていない
		◆表示において、英語による表記があるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

参考：バリアフリーエレベーター 2
(⇒p.62 図参照)

参考：点状・線状ブロック、分岐表示
(⇒p.54 図参照)

参考：表示
(⇒p.62 図参照)

(2) 案内情報のわかりやすさ

⑫案内板、触知案内図

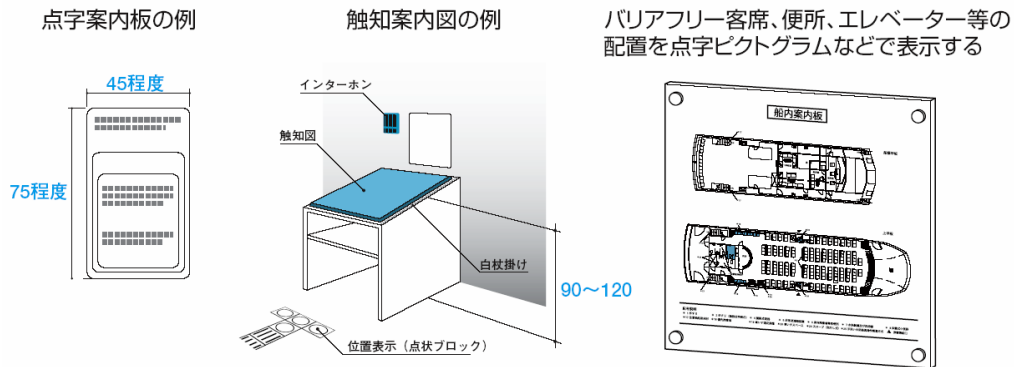
表 調査の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備、非常口の配置を表示した案内板が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
0	評価対象 選定指標	○バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備、非常口の配置を示すための点字・墨字による案内板または触知案内図（その他これに類する設備）が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない

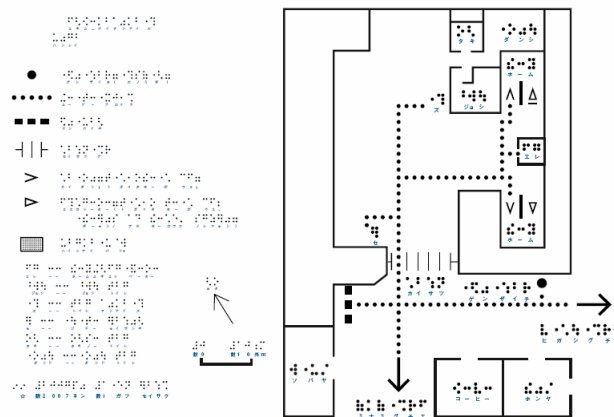
- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：案内板、触知案内図



全体案内図（駅の例）



単位:cm

図 案内板、触知案内図（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p.89 より）

⑬ 運航情報提供設備

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない（→以下、評価不要）
1	付加指標	◆高齢者や聴覚・視覚障害者を避難誘導するための点滅型誘導音装置付誘導灯等が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
		◆高齢者等に配慮し、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは使用されていないか。	○：使用されていない ×：使用されている
		◆視覚障害者に配慮した組み合わせを用い、明度差・彩度差を確保した表示とされているか。	○：表示とされている ×：表示とされていない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：運航情報提供設備等

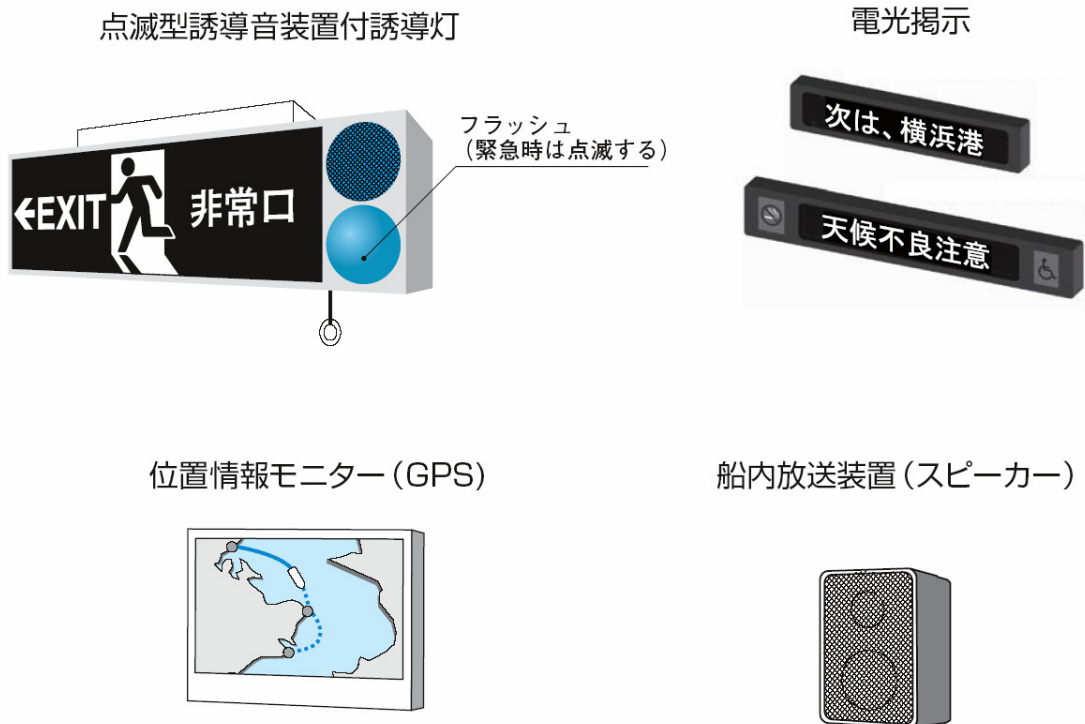


図 運航情報提供設備等

(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 91 より)

(3) 施設設備の使いやすさ

⑭車いすスペース

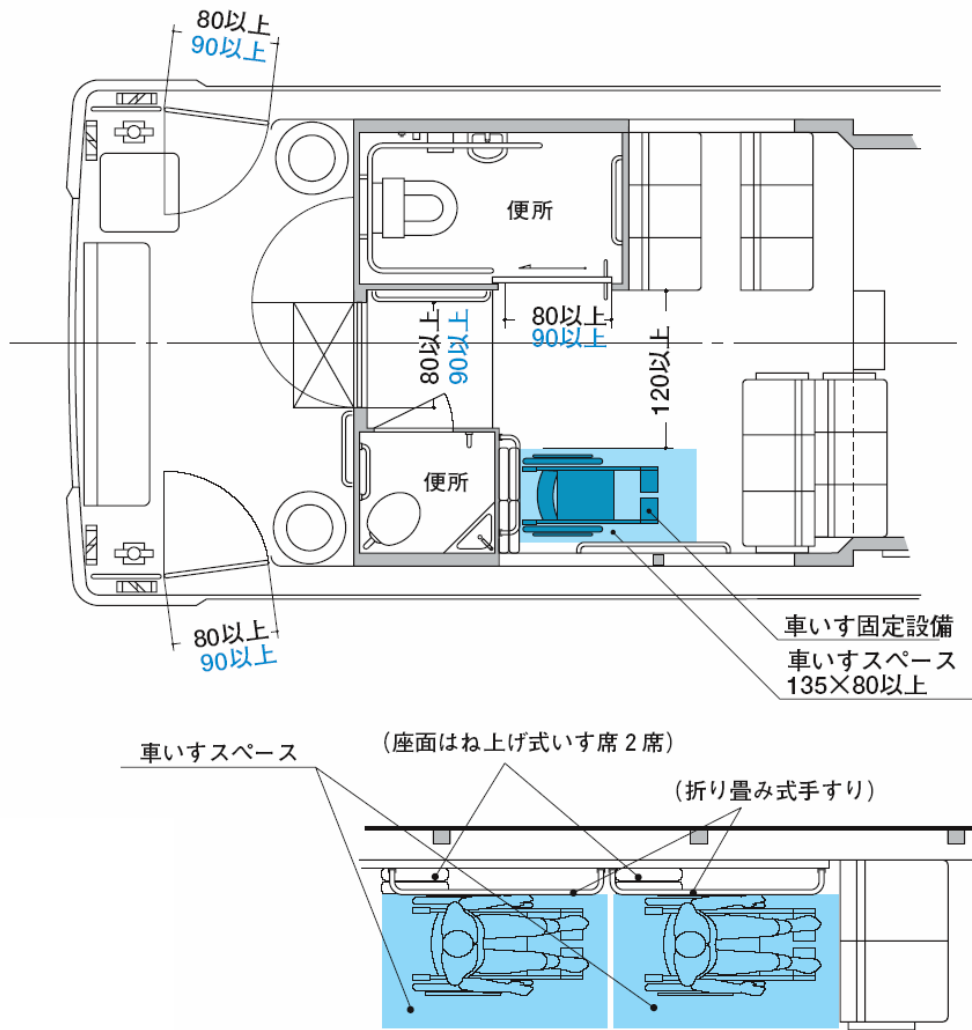
表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○車いすスペースが、旅客定員 100 人ごとに 1 以上の割合で、利用しやすい場所に設置されているか。設置されていない場合には、航行予定時間が 8 時間以上であり、かつ、客席が座席または寝台のみに該当するか。	－：車いすスペースは設置されていないが、左記に該当する（→以下、評価不要） ○：車いすスペースが設置されている ×：車いすスペースが設置されていない（→以下、評価不要）
1	広さ	○車いす使用者が円滑に利用するための十分なスペースが確保されているか。	○：確保されている ×：確保されていない
2	手すり	○車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
3	固定装置	○車いすを固定することができる設備が設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
4	表示	○車いすスペースである旨が表示されているか。	○：表示している ×：表示していない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：車いすスペース



単位:cm

図 車いすスペース

(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p.77 より)

参考：国際シンボルマーク

(⇒p.47 図参照)

⑮ バリアフリー客席

表 評価の方法（内容別）

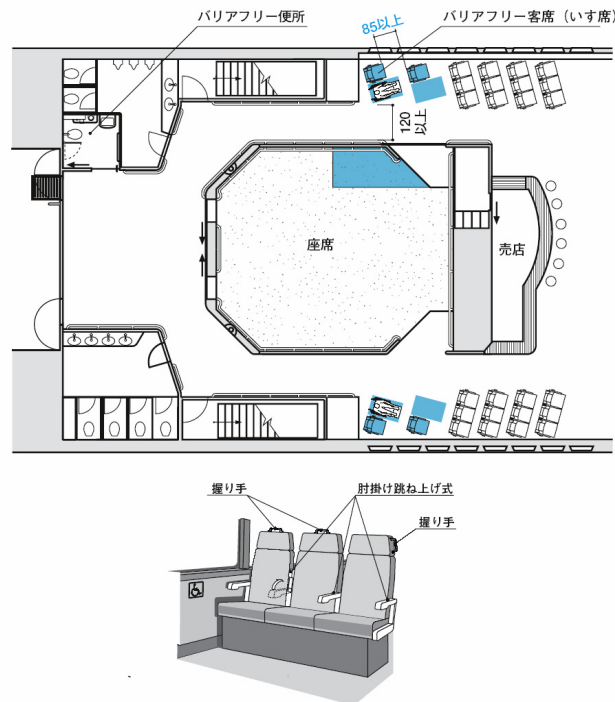
No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○バリアフリー客席（いす席、座席、寝台のいずれか）が、客席のうち旅客定員 25 人ごとに 1 以上の割合で、設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない （→以下、評価不要）
■いす席の場合			
1	いす席	○高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であるか。	－：いす席ではない （→以下、評価不要） ○：利用に適した構造である ×：利用に適した構造ではない
		○手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
2	付加指標	◆前席との間のスペースは車いす使用者が移乗できる空間（85 cm）を確保しているか。	○：確保している ×：確保していない
		◆バリアフリー客席であることの明示があるか。	○：ある ×：ない
		◆わかりやすい場所に国際シンボルマークまたは JIS Z8210（案内用図記号）等の‘身障者用設備’図記号があり、英語による表記があるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆係員への通報装置が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
■座席の場合			
3	座席	○高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であるか。	－：座席ではない （→以下、評価不要） ○：利用に適した構造である ×：利用に適した構造ではない
		○車いす使用者の利用が可能か。	○：可能である ×：不可能である
4	付加指標	◆わかりやすい場所に国際シンボルマークまたは JIS Z8210（案内用図記号）等の‘身障者用設備’図記号があり、英語による表記があるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆係員への通報装置が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない

No.	評価項目	評価指標	判定基準
■寝台の場合			
5	寝台	○高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であるか。	－：寝台席ではない (→以下、評価不要) ○：利用に適した構造である ×：利用に適した構造ではない
		○手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
6	付加指標	◆寝台の戸の前の廊下空間は、車いすが転回できる広さ（幅 140cm 以上奥行きが 135cm 以上の空間、または、直径 150cm 以上の円形の空間）であるか。	○：左記の構造である ×：左記の構造ではない
		◆わかりやすい場所に国際シンボルマークまたは JIS Z8210（案内用図記号）等の‘身障者用設備’図記号があり、座席番号を表示する点字シールが貼付されているか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆係員への通報装置が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：バリアフリー客席<いす席>



単位：cm

図 バリアフリー客席<いす席> (出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 79 より)

参考：バリアフリー客席<座席>

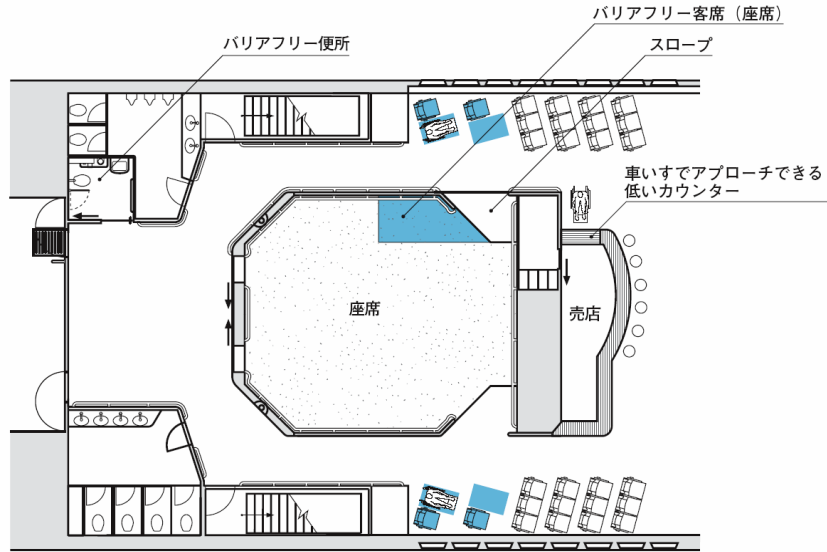
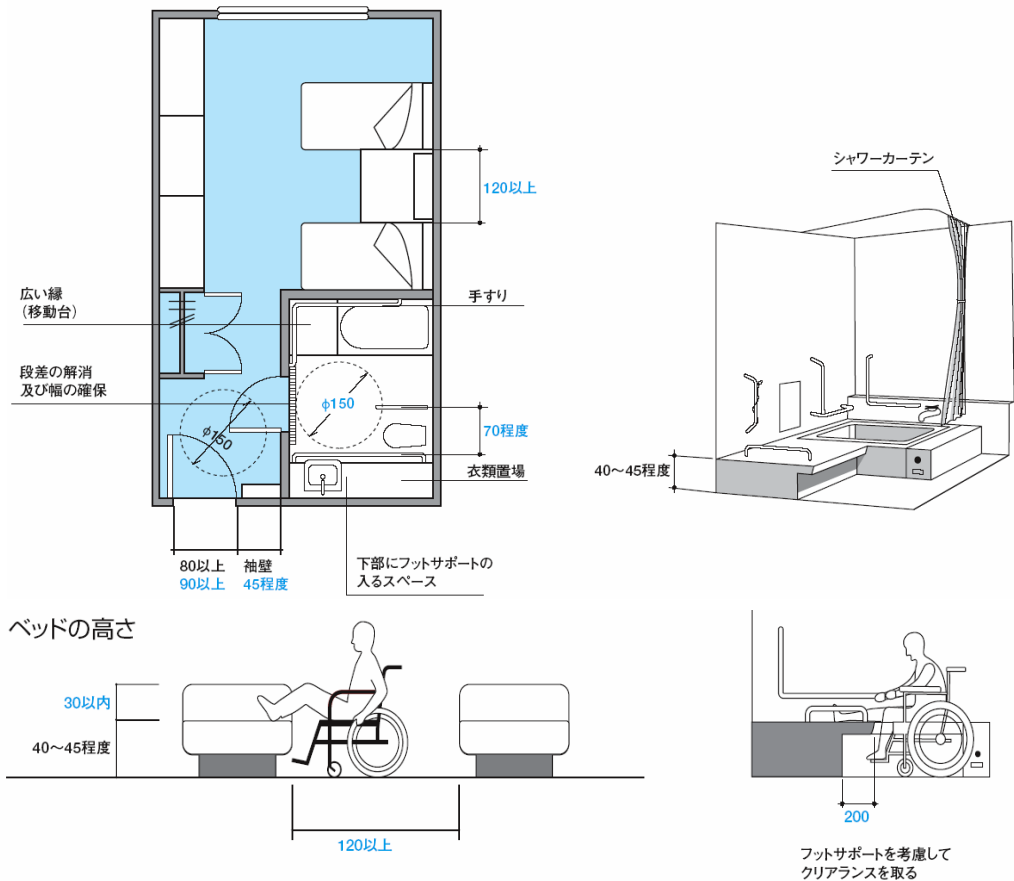


図 バリアフリー客席<座席> (出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 81 より)

参考：バリアフリー客席<寝台>

寝台レイアウト
(出典：東京都施設整備マニュアルより)



単位：cm

図 バリアフリー客席<寝台>

(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 83 より)

**参考：国際シンボルマーク
(⇒p.47 図参照)**

⑩ バリアフリー便所

(※便所に関してはバリアフリー便所について絞って評価を行う)

表 評価の方法 (内容別)

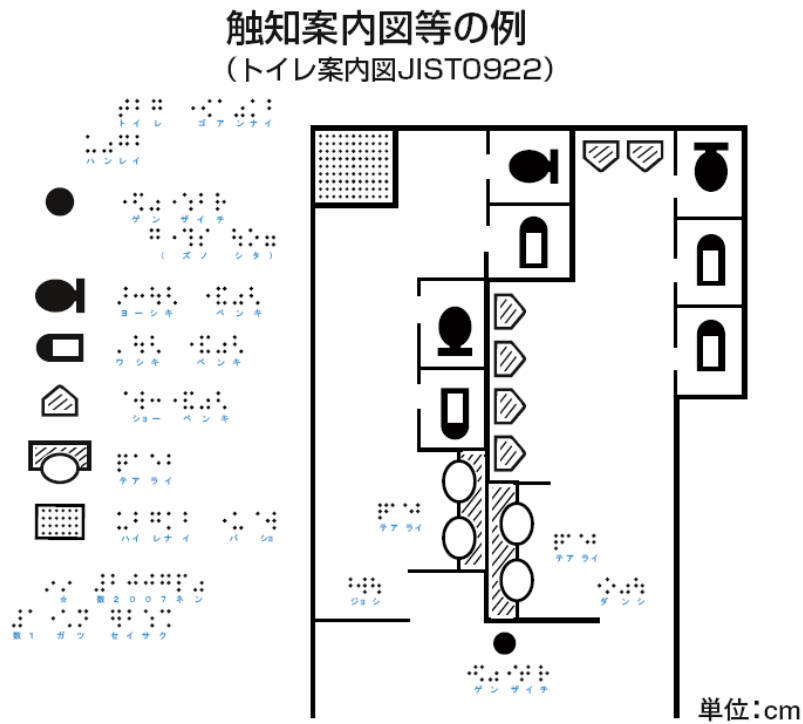
No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選 定指標	○バリアフリー便所 (高齢者・障害者等が円滑に使用できる便所) が設置されているか。	- : 設置されていないが、設置義務がない (→以下、評価不要) ○ : 設置されている × : 設置されていない (→以下、評価不要)
1	バリアフリー便所	○出入口付近に、男子用および女子用の区別 (当該区別がある場合に限る) 並びに便所内の配置を音、点字、触知案内図等の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられているか。	- : 男女の区別がなされていない ○ : 設けられている × : 設けられていない
		○出入口が幅 80cm 以上で車いす使用者が通過する際に支障となる段がない状態であるか。	○ : 左記に該当する × : 左記に該当しない
		○出入口に戸がある場合、幅 80cm 以上で、車いす使用者が座ったまま開閉できる引き戸またはこれに類するものであるか。	○ : 左記に該当する × : 左記に該当しない
		○車いす使用者が 360° 回転できる広さ (直径 150cm 以上の円形の空間) が確保されているか。	○ : 確保されている × : 確保されていない
		○腰掛便座および手すりが設けられているか。	○ : 設けられている × : 設けられていない
2	表示	○出入口に国際シンボルマークまたは JIS Z8210 (案内用図記号) 等の '身障者用設備' 図記号があるか。	○ : ある × : ない

No.	評価項目	評価指標	判定基準
3	付加指標	◆出入口の戸の周辺（直径 150cm）は出入りに支障がないように障害物等のない空間を確保し、段差がなく、案内表示があるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆出入口の戸の幅が 90cm 以上であるか。	○：90cm 以上である ×：90cm 未満である
		◆出入口の戸が手動式の場合、自動的に戻らないもので握り手が棒状ハンドルであるか。	○：電動式である ○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆出入口の戸が電動式の場合、手かざしセンサーに押しボタンが併設されているか。	－：手動式である ○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆大便器には呼出しボタンを手の届く位置と床に転倒した時に使える位置に設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
		◆手洗い水洗器具が便器に腰かけたまま使用できるものであるか。	○：使用できる ×：使用できない
		◆手洗い水洗器具の蛇口はセンサー式またはレバー式であるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置が JIS S0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に準拠しているか。	○：準拠している ×：準拠していない
		◆便器洗浄ボタンがは靴べら式押しボタンであるか（センサー併設も可）。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆鍵が容易に施錠できる形状で、非常時に外から解錠できるか。	○：解錠できる ×：解錠できない
		◆汚物流しのパウチや尿瓶の洗浄ができる水洗装置が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
◆乳幼児おむつ交換シートが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない		

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：バリアフリー便所（便房内設型）



バリアフリー便所
(便房内設型)

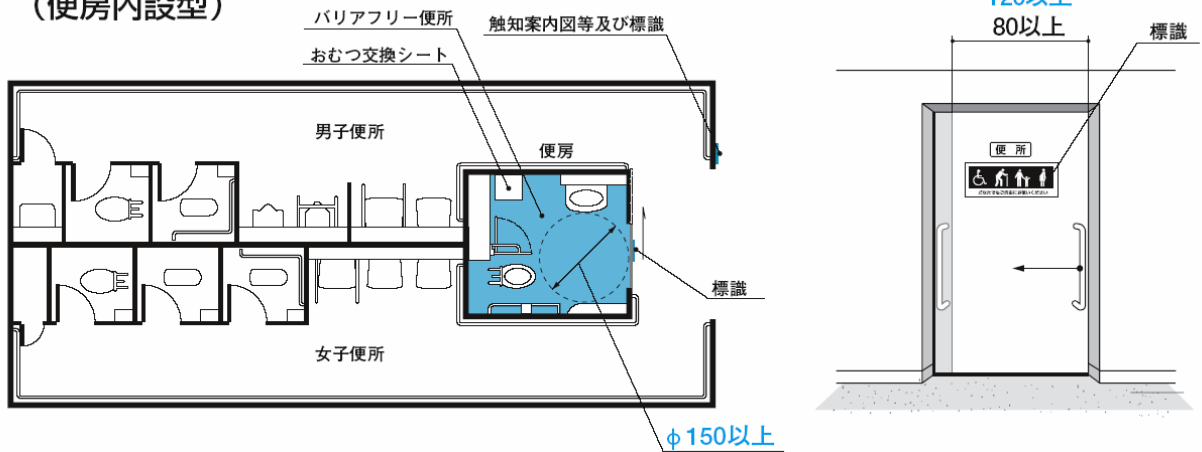


図 バリアフリー便所（便房内設型）

(出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 43 より）

参考：バリアフリー便所（独立型）

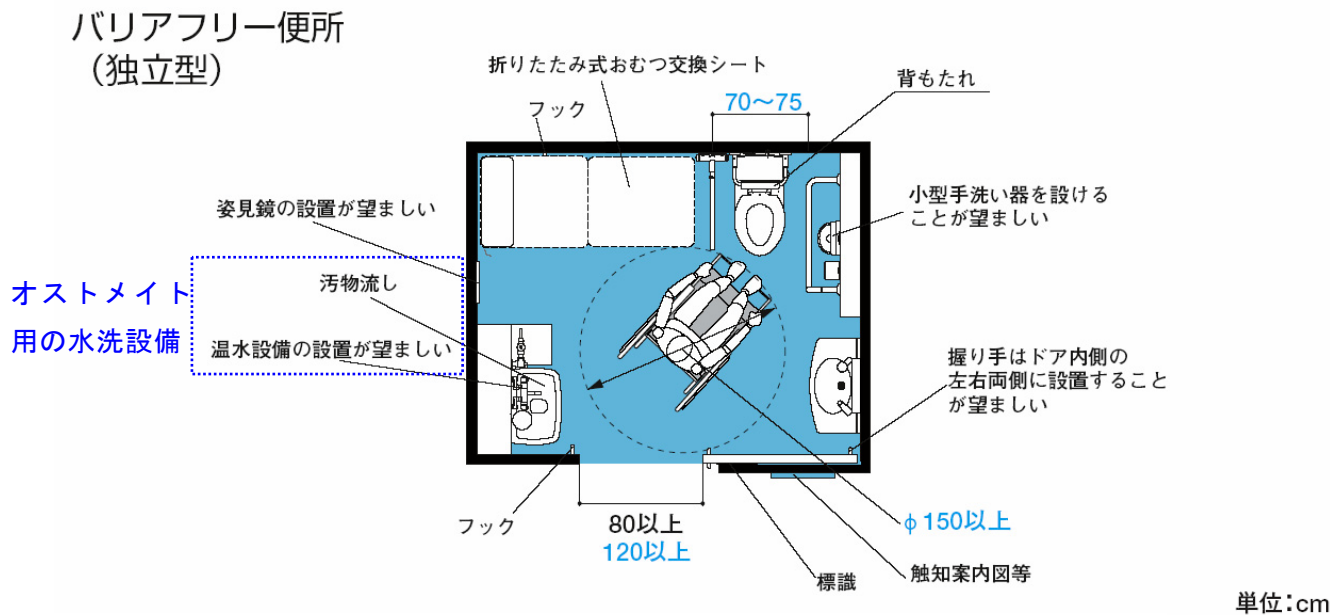


図 バリアフリー便所（独立型）

（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 47 より）

車いす使用者を考慮した手洗い水洗器具の例

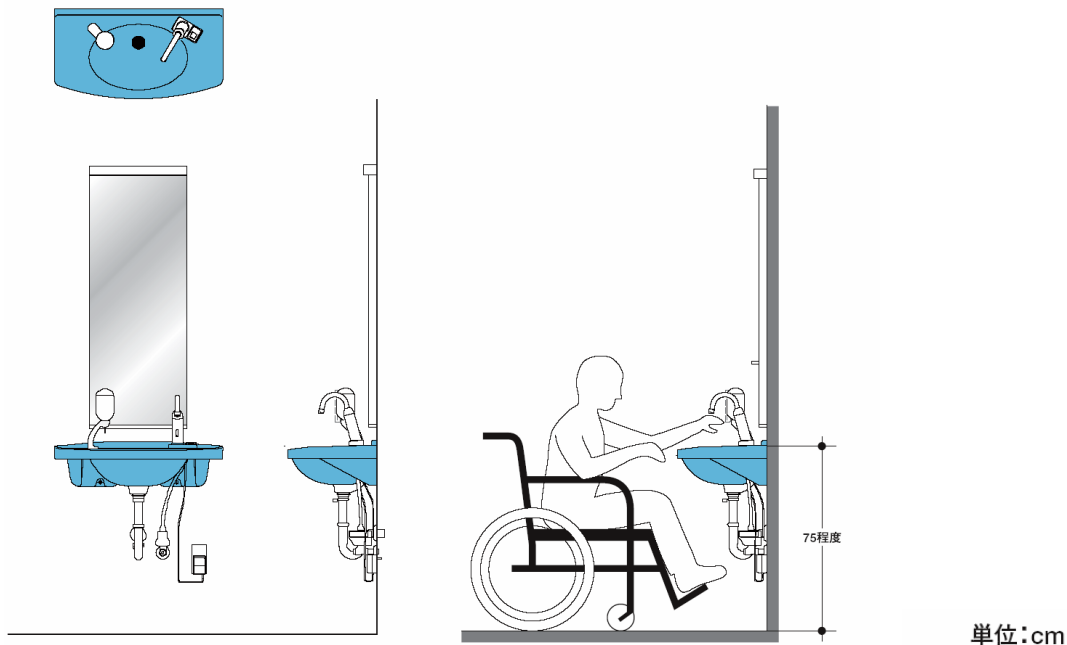
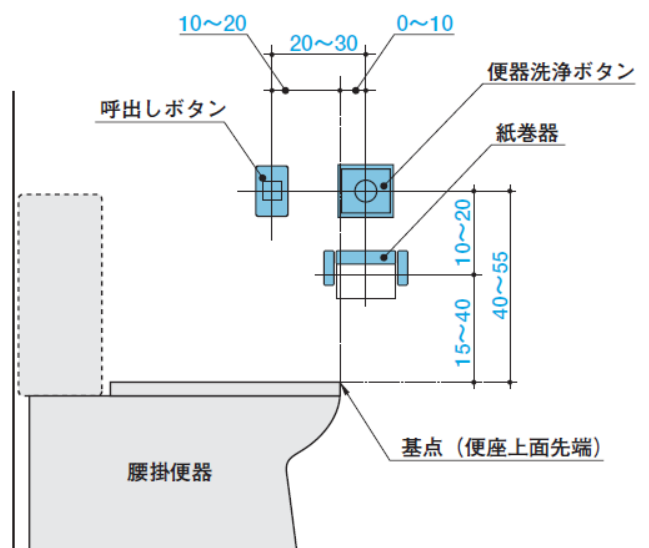


図 バリアフリー便所

（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 49 より）

操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法



器具類の配置についてはJIS規格S0026:2007「公共トイレにおける便房内操作部の形状・色・配置および器具の配置」による

単位:cm

図 バリアフリー便所に設置する便器洗浄ボタン等

(出典:「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 51 より)



お手洗
Toilets



男子
Men



女子
Women



身障者用設備
Accessible facility

国際シンボルマーク



どなたでもお使いください

図 表示

(出典:「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 93 より)

⑰遊歩甲板

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○遊歩甲板があるか。	－：ない（→以下、評価不要） ○：ある
1	出入口幅	○出入口幅は、80cm 以上であるか。	○：80cm 以上である ×：80cm 未満である
2	段差	○車いす使用者が通路を円滑に通過できるように必要なスロープ板等の設備が備えられているか。	○：設備がなくても円滑に通過できる ○：備えられている ×：備えられていない
3	戸	○戸がある場合、戸の幅が 80cm 以上であるか。	－：戸がない ○：80cm 以上である ×：80cm 未満である
		○戸がある場合、自動的に開閉する構造または高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであるか。	－：戸がない ○：左記の構造である ×：左記の構造ではない
4	手すり	○手すりが設けられているか。	○：設けられている ×：設けられていない
5	表示	○傾斜路がある場合、傾斜路があることを示す JIS Z8210（案内用図記号）等の図記号があるか。	－：傾斜路がない ○：ある ×：ない
6	付加指標	◆出入口の幅が 120 cm 以上であるか。	○：120cm 以上である ×：120cm 未満である
		◆段差・勾配を設ける場合、その接続する通路と色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	－：段差・勾配がない ○：識別できる ×：識別できない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

床表面の滑りにくさについては、旅客船では標準的な内容であるため評価指標から除外しているが、評価の際は滑りにくい仕上げであることを確認すること。

<参考図>

参考：遊歩甲板

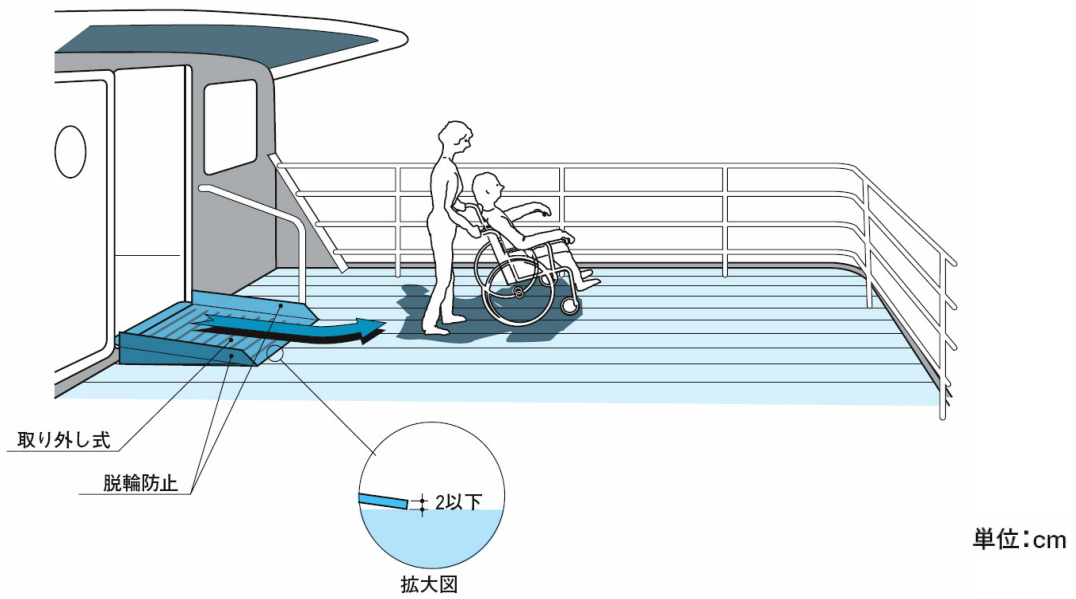


図 遊歩甲板
(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 55 より)

参考：戸
(⇒p.50 図参照)

参考：通路の手すり
(⇒p.45 図参照)

参考：傾斜路の表示
(⇒p.45 図参照)

⑱ 食堂

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○食堂があるか。	－：ない（→以下、評価不要） ○：ある
1	食堂	○出入口が幅 80cm 以上で段差がないか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		○いすの収容数百人ごとに一以上の割合で、車いす使用者の円滑な利用に適したテーブルが設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
		○聴覚障害者が意思疎通を図るための筆談用具、筆談器等が備えられ、かつ、その旨が表示されているか。	○：備えられ、かつ、表示されている ×：備えられていない、または表示されていない
2	付加指標	◆出入口の幅が 120 cm 以上であるか。	○：120cm 以上である ×：120cm 未満である
		◆JIS T0103（コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則）を利用したコミュニケーションボードが備えられているか。	○：備えられている ×：備えられていない
		◆食堂があることを示す JIS Z8210（案内用図記号）等があるか。	○：ある ×：ない
		◆上記項目について、英語による表記があるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：食堂

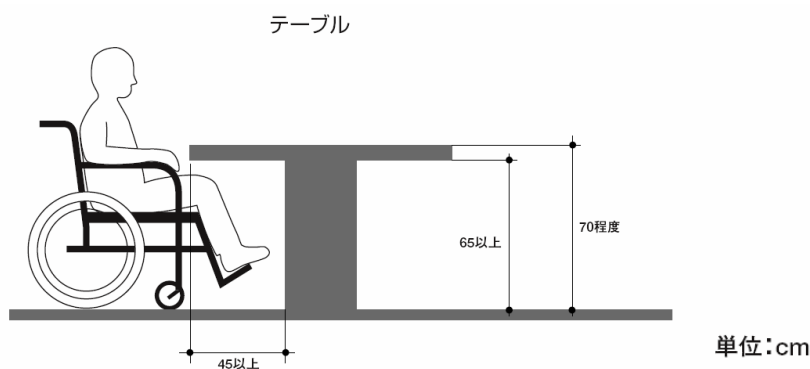


図 食堂（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 57 より）

参考：筆談用具

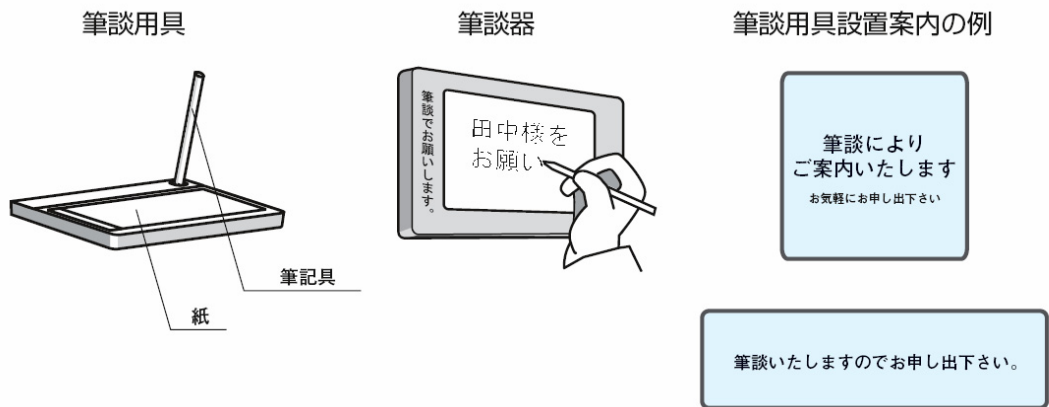


図 食堂（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 57 より）

参考：表示



図 表示

（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 93 より）

⑱売店

表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○売店があるか。	－：ない（→以下、評価不要） ○：ある
1	売店	○聴覚障害者が意思疎通を図るための筆談用具、筆談器等が備えられ、かつ、その旨が表示されているか。	○：備えられ、かつ、表示されている ×：備えられていない、または表示されていない
2	付加指標	◆カウンターが車いす使用者に使いやすいか。	○：使いやすい ×：使いにくい
		◆JIS T0103（コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則）を利用したコミュニケーションボードが備えられているか。	○：備えられている ×：備えられていない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：売店

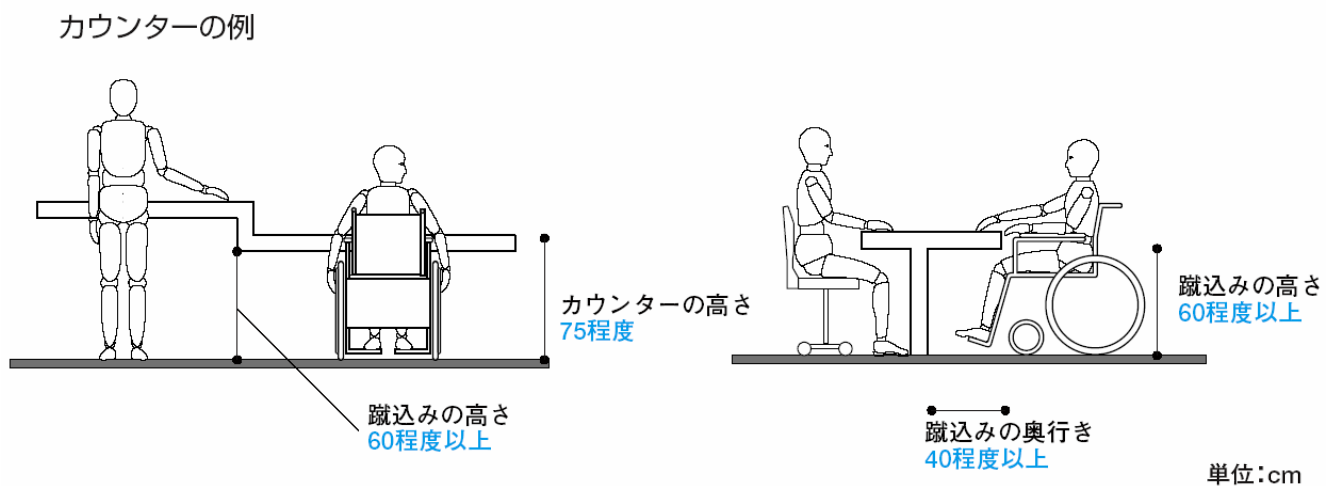


図 売店

（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 59 より）

参考：筆談用具

（⇒p.84 図参照）

参考：表示



店舗/売店
Shop



身障者用設備
Accessible facility

国際シンボルマーク



どなたでもお使いください

図 表示

(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 93、「旅客施設ガイドライン」(国土交通省) p. 54 より)

⑳ 公衆電話、FAX

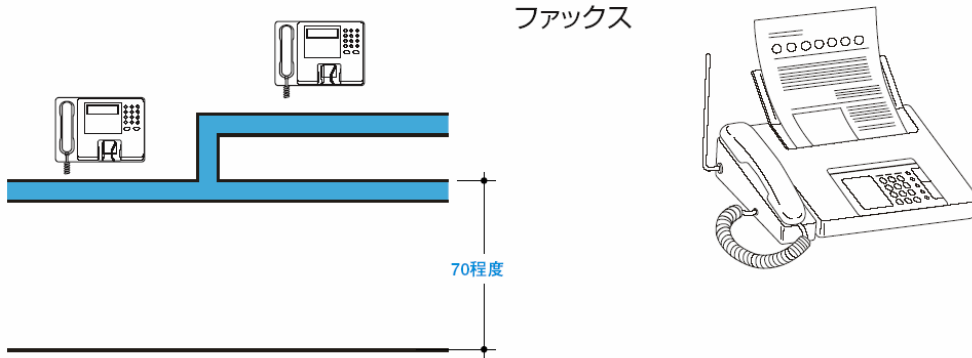
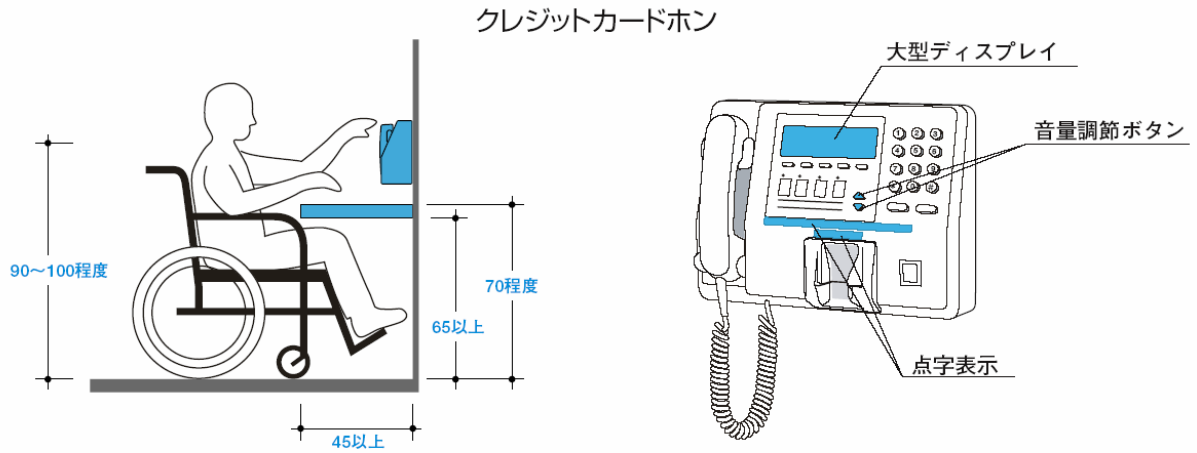
表 評価の方法（内容別）

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○公衆電話、FAXがあるか。	－：ない（→以下、評価不要） ○：ある
1	付加指標	◆置台を設けた場合、車いす使用者等が使いやすいか。	－：置台がない ○：使いやすい ×：使いにくい
		◆聴覚障害者のためにFAXが設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
		◆公衆電話がある場合、音声増幅装置付電話機であるか。	－：公衆電話がない ○：音声増幅装置付きである ×：音声増幅装置付きではない
		◆公衆電話、FAXがあることを示すJIS Z8210（案内用図記号）等があるか。	○：ある ×：ない
		◆上記項目について、英語による表記があるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：公衆電話・FAX

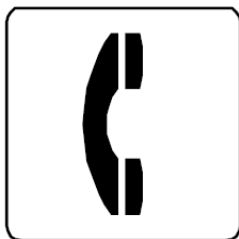


単位：cm

図 公衆電話・FAX

(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 97 より)

参考：表示



電話
Telephone



ファックス
Fax



身障者用設備
Accessible facility

国際シンボルマーク



どなたでもお使いください

図 案内用図記号

(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 93 より)

②1 図書館

表 評価の方法（内容別）

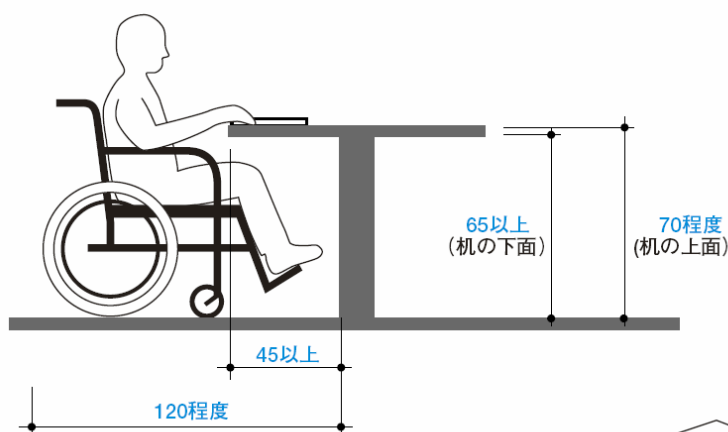
No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象 選定指標	○図書館があるか。	－：ない（→以下、評価不要） ○：ある
1	付加指標	◆車いす使用者が利用できる構造であるか。	○：利用できる構造である ×：利用できる構造ではない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

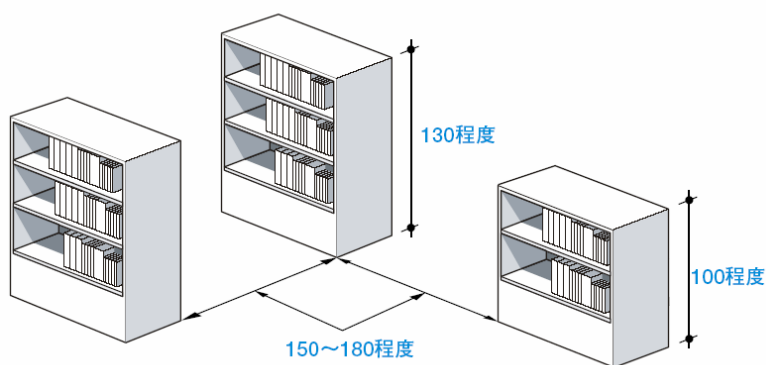
<参考図>

参考：図書館

机



通路と書棚



単位：cm

図 図書室（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 99 より）

② 緊急時支援設備等

表 評価の方法（内容別）

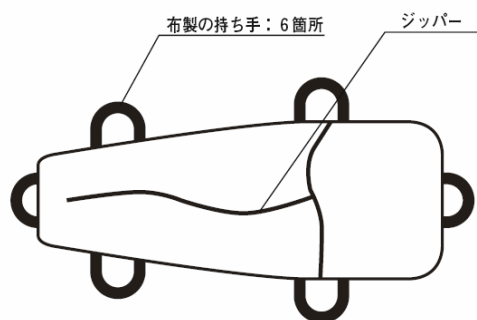
No.	評価項目	評価指標	判定基準
1	付加指標	◆緊急時に肢体不自由者等の船内移動とシューターによる脱出を支援するための設備等があるか。	○：ある ×：ない
		◆AED（自動体外除細動器）があるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「義務基準」に対応する
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船では概ね「旅客船バリアフリーガイドライン」に示される「推奨基準」に対応する。

<参考図>

参考：緊急時支援設備等

移動支援設備の一例



シューター降下時に用いる移動制約者移動用降下袋
固めの布（帆布等）を用い、布製の持ち手を6箇所つける



AED（自動体外式除細動器）

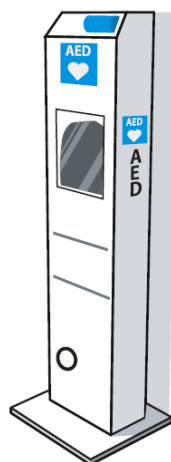


図 緊急時支援設備等

（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 95 より）

(4) その他(参考)

②③ その他

表 評価の方法(内容別)

No.	評価項目	チェック項目	判定基準
1	接遇・介助	高齢者、障害者等への接遇・介助に対してマニュアルを持っているか。	○：持っている ×：持っていない
2	教育訓練	高齢者、障害者等への接遇・介助に関する研修や教育訓練を行っているか。	○：行っている ×：行っていない
3	緊急時の対応	緊急時における対応マニュアルのなかに高齢者・障害者等の対応が明記されているか。	○：明記されている ×：明記されていない
4	避難誘導訓練	高齢者・障害者等に対応した避難誘導の訓練を行っているか。	○：行っている ×：行っていない
5	事前の情報提供	旅客船やターミナル施設、施設までのアクセス経路のバリアフリー情報等について、利用者へインターネットやガイドブック等で情報発信を行っているか。	○：行っている ×：行っていない

その他(参考)の項目は、特記事項(参考扱い)として記載する

2. ターミナル施設の評価指標

(1) 移動のしやすさ

① 公共用通路等からの経路

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選定指標	○ターミナル敷地内の公共交通機関発着場所または駐車場から旅客船ターミナル出入口までの経路（以下、「公共用通路等からの経路」という）に高低差があるか。	－：ない（→以下、「1. 段差解消の程度」から「5. 階段」の評価不要） ○：ある
1	段差解消の程度	○高齢者や障害者が円滑に移動することを可能にする傾斜路またはエレベーターが設置されているか。ただし、構造上の理由により傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター等が設置されているか。	○：傾斜路およびエレベーターが設置されている（→以下、「2. 傾斜路」、「3：エレベーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する） ○：傾斜路が設置されている（→以下、「2. 傾斜路」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する） ○：エレベーターが設置されている（→以下、「3：エレベーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する） ○：傾斜路もエレベーターも設置されていないが、エスカレーターが設置されている（→以下、「4. エスカレーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する） ×：上記のいずれも設置されていない
2	傾斜路	○傾斜路があることを示す図記号を用いて示しているか。	○：示している ×：示していない
3	エレベーター	○ガラス窓等によりエレベーターのかが内が内外から見通せるか。	○：見通せる ×：見通せない
		○エレベーターがあることを示す図記号を用いて示しているか。	○：示している ×：示していない
		◆エレベーターの大きさは15人乗り以上であるか。	○：15人以上である ×：15人未満である
4	エスカレーター	○車いす対応エスカレーターを設置しているか。	○：設置している ×：設置していない
		○エスカレーターがあることを示す図記号を用いて示しているか。	○：示している ×：示していない
		◆音声案内は、周囲の騒音があっても2～3m離れた位置からでも聞き取れるか。また、音源錯誤がないか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない

No.	評価項目	評価指標	判定基準
5	階段	【評価対象選定指標】 ○公共用通路等からの経路に階段があるか。	－：ない (→以下、「5. 階段」の評価不要) ○：ある
		○階段に高齢者や低身長者に配慮した手すりがあるか。	○：ある ×：ない
		○階段端部（段鼻）のコントラストの明度差は5以上か。	○：5以上である ×：5未満である
		○階段の手すりに行き先階を表示する点字表記があるか。	○：ある ×：ない
6	視覚障害者誘導ブロック	○公共用通路等からの経路上に、視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されているか。	○：敷設されている ×：敷設されていない、または不連続に敷設されている (→以下、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」の評価不要)
		◆視覚障害者誘導用ブロックと床面とのコントラストが確保されているか。	○：確保されている ×：確保されていない

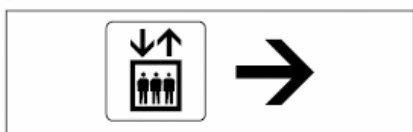
- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」基準における寸法等の考え方について、以下に参考図等（交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書（H21.3）国土交通省）より）を示す。

参考：誘導サイン、位置サイン

●誘導サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]



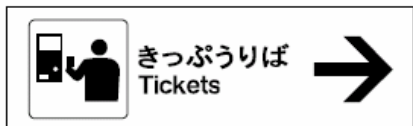
[上りエスカレーター]



[多機能便所のあるトイレ]



[きっぷうりば]



●位置サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]



[上りエスカレーター]



[多機能便所のあるトイレ]

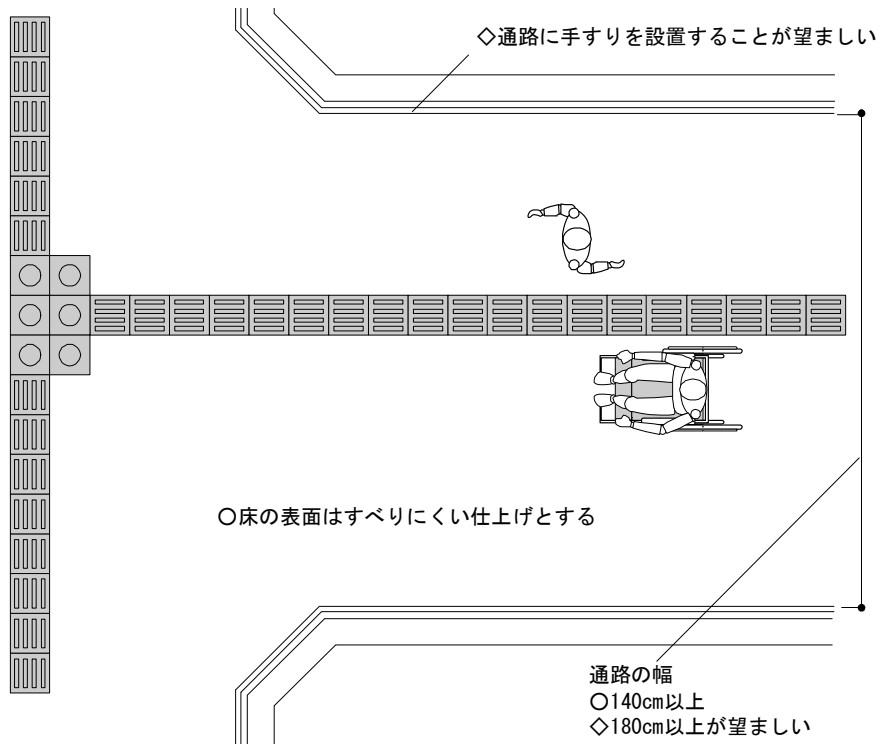


[きっぷうりば]

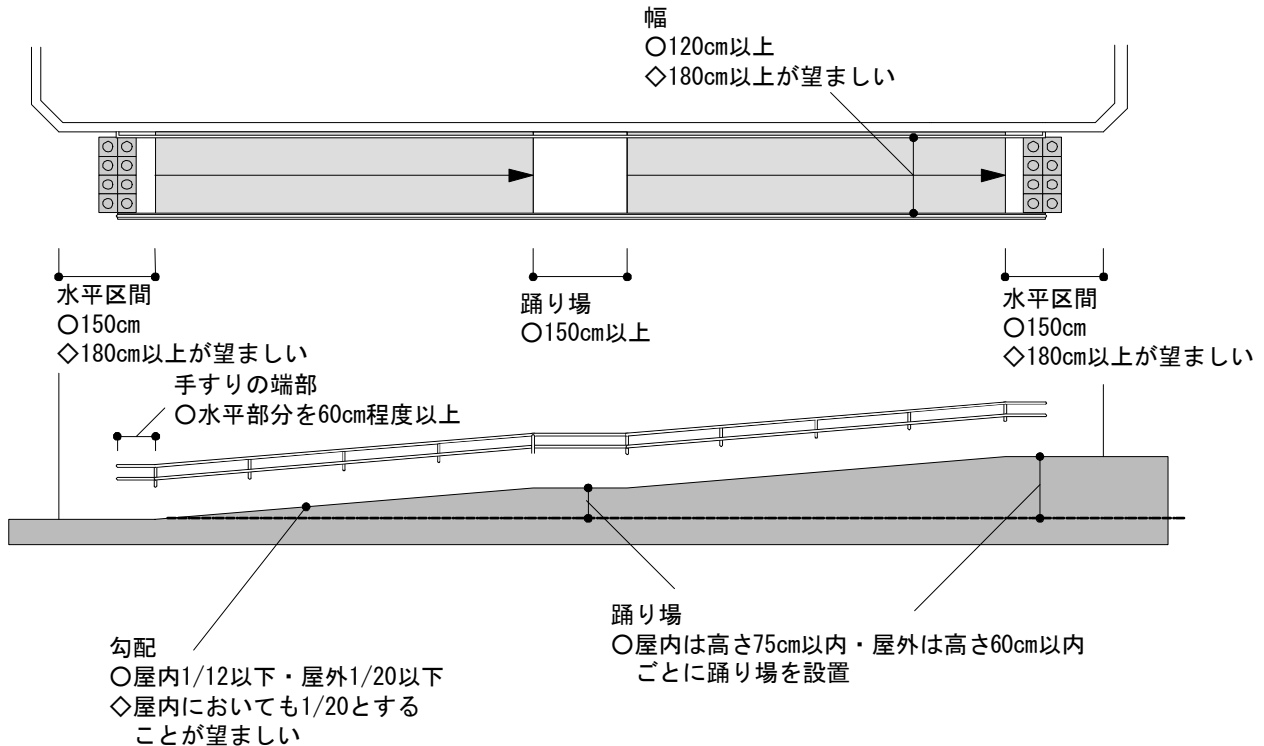


■公共用通路等からの経路の移動のしやすさに関する事例

参考：通路の例

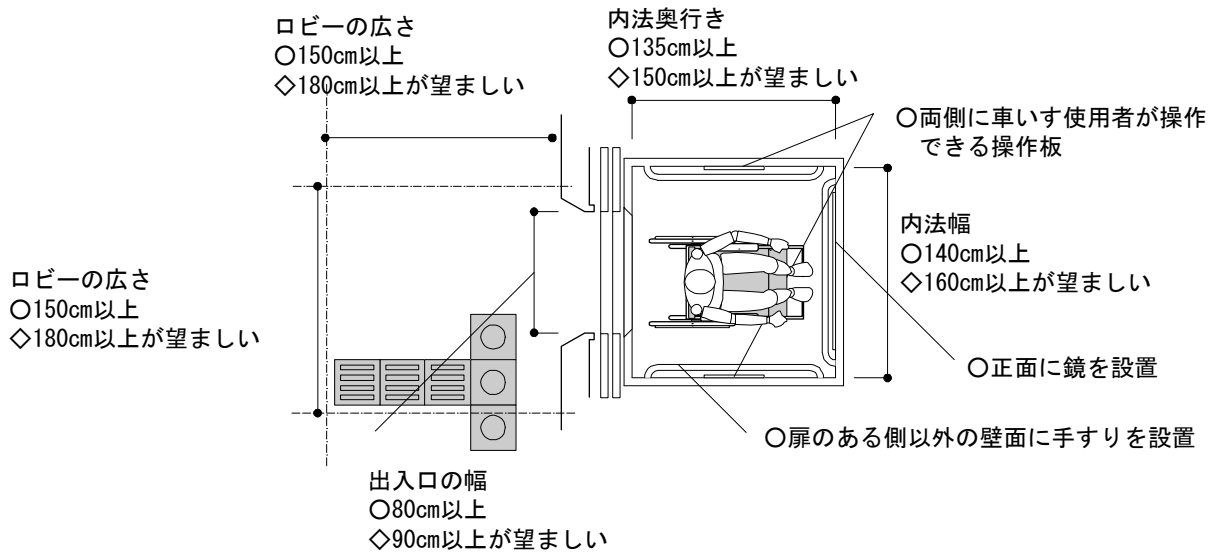


参考：傾斜路の例



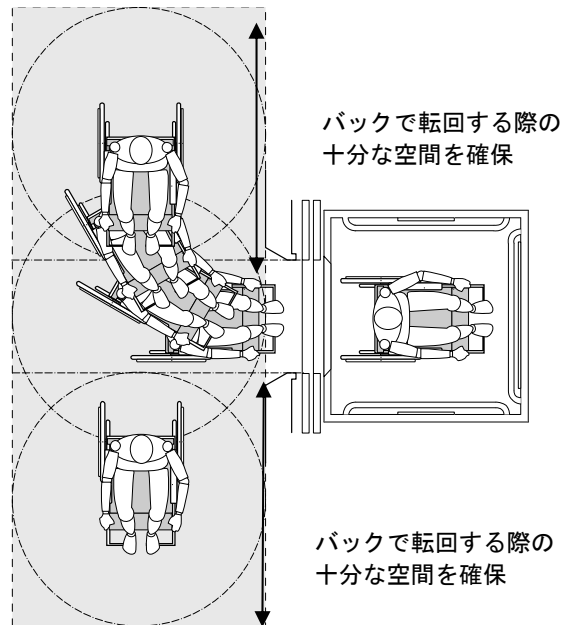
注) 上図は、直棒状の2段手すりを設置した場合の例

参考：エレベーターの例

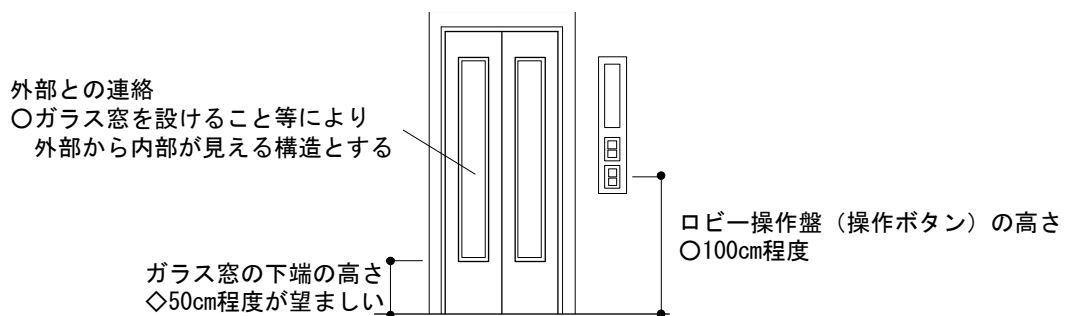


また、ロビー空間の広さについては以下の点に留意する必要がある。

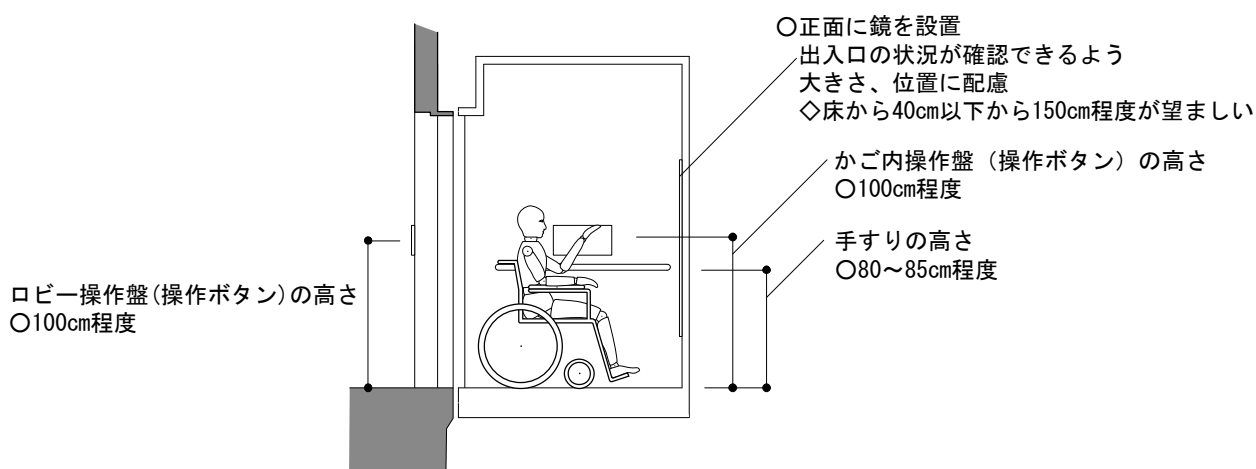
- ① 電動車いすが後向きでエレベーターを降りた後、左右に移動し、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲（左右端からそれぞれ電動車いすが転回できる空間の確保を考慮すると 180cm 程度）には、下り階段・段差を設けない。
- ② 正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ（電動車いすの転回を考慮すると 180cm 程度）の範囲には、下り階段・段差を設けない。
- ③ 電動車いす使用者がかご内で転回し前進により降りることができる大型のエレベーター（18 人乗り以上等）を設置することや、かご内部で転回することなく利用できるスルー型エレベーターを設置することも有効である。



参考：エレベーターの正面の例



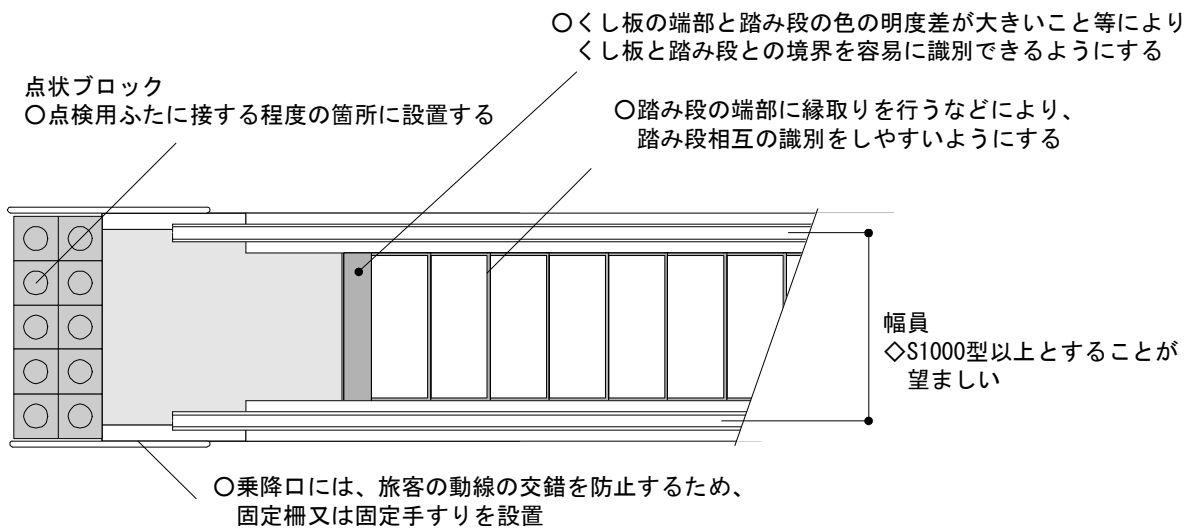
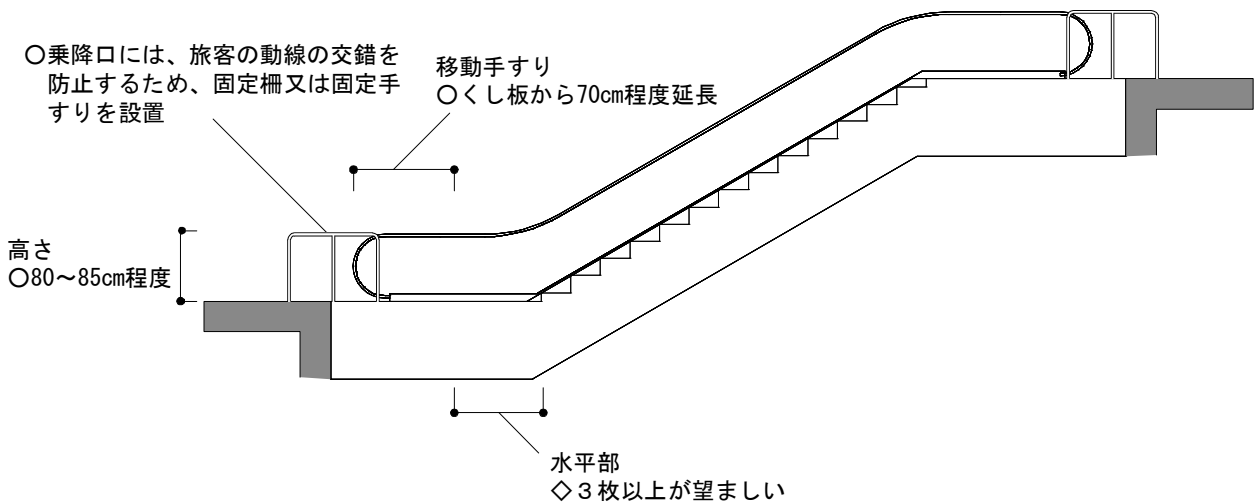
参考：エレベーターの断面の例



参考：かご内外が見渡せるエレベーターの例



参考：エスカレーターの例



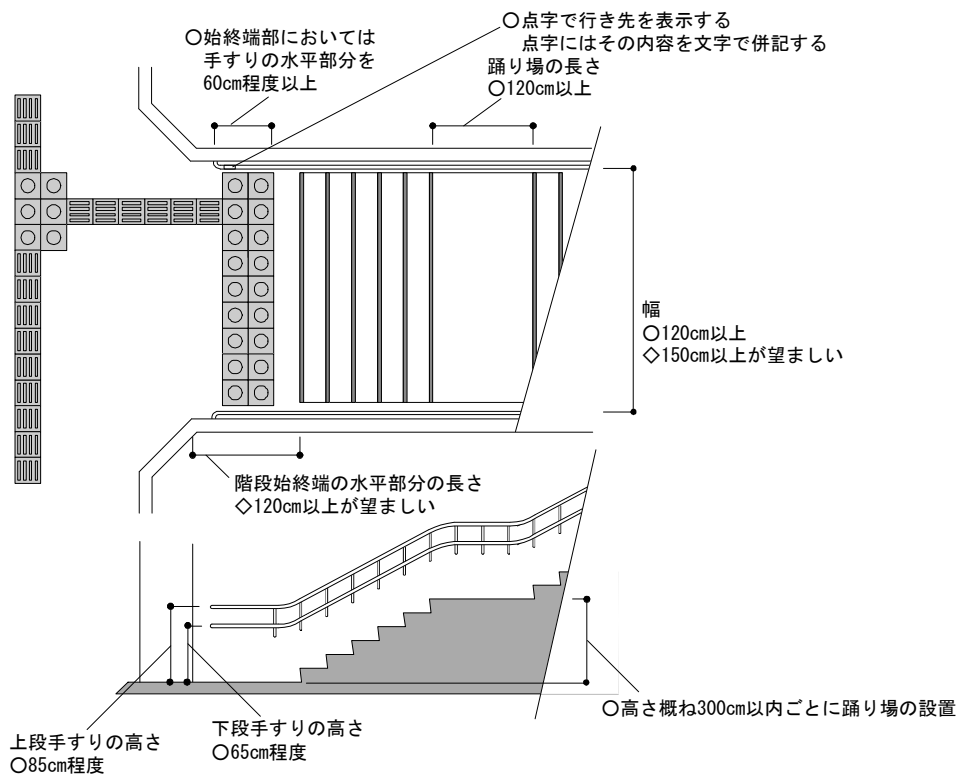
参考：エスカレーター内蔵スピーカーの例

- ・ エスカレーターに設置（内蔵）されたスピーカーは、対面方向に向かって音源が設置されている。



(東京地下鉄東西線行徳駅)

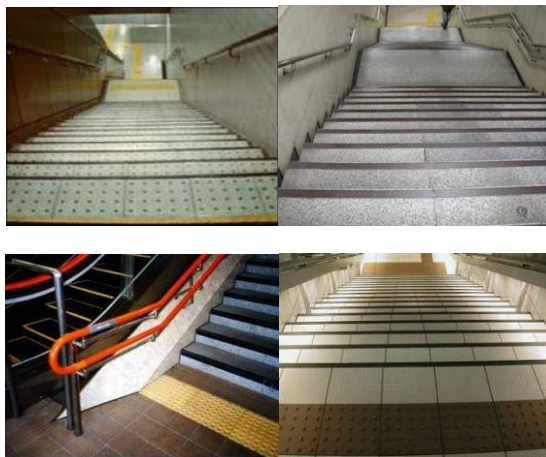
参考：階段の例



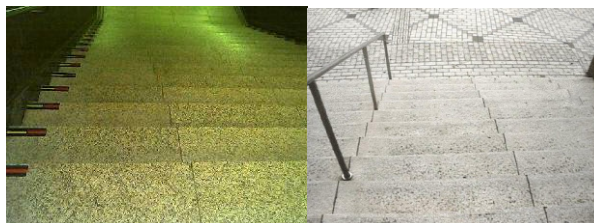
注) 上図は、直棒状の2段手すりを設置した場合の例

参考：踏面端部（段鼻）識別の例（明度差5以上のグレースケールは案内情報参照）

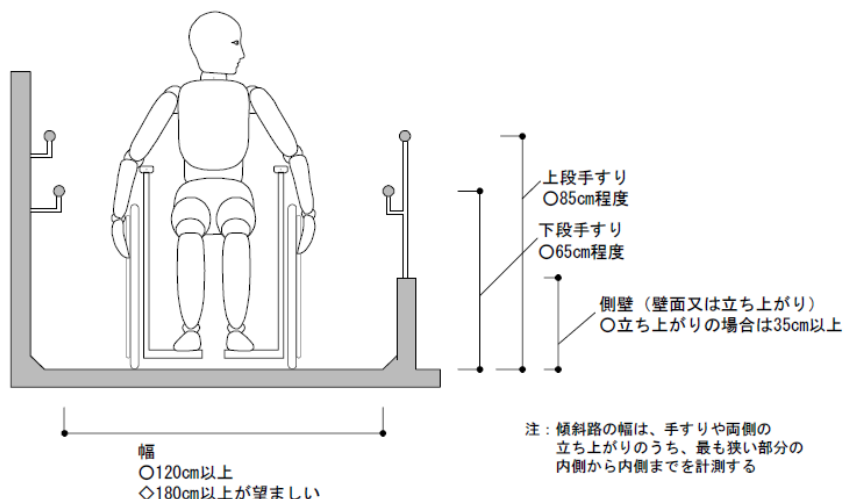
- ・踏面端部（段鼻）のコントラストが異なる階段は認識しやすい。



- ・階段の両端だけでは不十分である（写真左）。コントラストがなく、全く認識ができない（写真右）。



参考：手すりの例

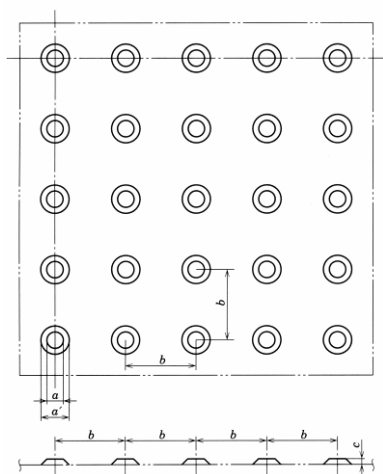


注）上図は、直棒状の2段手すりを設置した場合の例

参考：視覚障害者誘導用ブロックの形状（JIS T9251）

・点状ブロックの形状・寸法および配列

点状突起を配列するブロック等の大きさは300mm（目地込み）四方以上で、点状突起の数は25（5×5）点を下限とし、点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。ただし、このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目部分における点状突起の中心間距離を b 寸法より10mmを超えない範囲で大きくしてもよい。



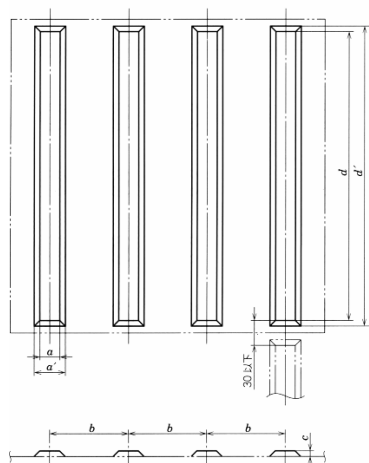
単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	$a+10$	0
b	55~60*	
c	5	+1 0

注* この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

・線状ブロックの形状・寸法およびその配列

線状突起の本数は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。



単位：mm

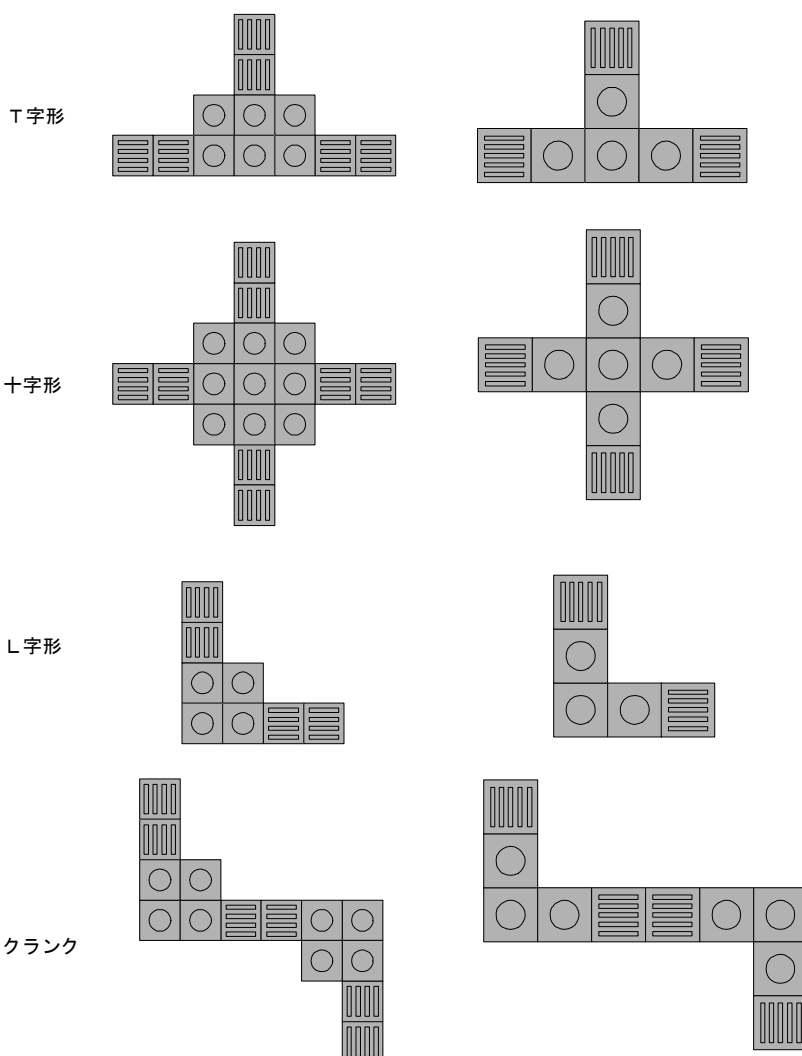
記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	$a+10$	0
b	75	0
c	5	+1
d	270 以上	0
d'	$d+10$	

備考 ブロック等の継ぎ目部分（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm 以下とする。

参考：分岐部・屈曲部の敷設方法の例

30cm × 30cmの場合

40cm × 40cmの場合



②乗下船経路

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選定指標	○旅客船ターミナル施設出入口から乗船券販売所を経由して乗下船口に至る経路（以下、「乗下船経路」という）に高低差があるか。	－：ない（→以下、「1. 段差解消の程度」から「5. 階段」の評価不要） ○：ある
1	段差解消の程度	○高齢者や障害者が円滑に移動することを可能にする傾斜路またはエレベーターが設置されているか。ただし、構造上の理由により傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター等が設置されているか。	○：傾斜路およびエレベーターが設置されている（→以下、「2. 傾斜路」、「3：エレベーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する） ○：傾斜路が設置されている（→以下、「2. 傾斜路」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する） ○：エレベーターが設置されている（→以下、「3：エレベーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する） ○：傾斜路もエレベーターも設置されていないが、エスカレーターが設置されている（→以下、「4. エスカレーター」、「5. 階段」、「6. 視覚障害者誘導用ブロック」を評価する） ×：上記のいずれも設置されていない
2	傾斜路	○傾斜路があることを示す図記号を用いて示しているか。	○：示している ×：示していない
3	エレベーター	○ガラス窓等によりエレベーターのかが内が内外から見通せるか。	○：見通せる ×：見通せない
		○エレベーターがあることを示す図記号を用いて示しているか。	○：示している ×：示していない
		◆エレベーターの大きさは15人乗り以上であるか。	○：15人以上である ×：15人未満である
4	エスカレーター	○車いす対応エスカレーターを設置しているか。	○：設置している ×：設置していない
		○進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先および上下方向を知らせる音声案内装置が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
		○エスカレーターがあることを示す図記号を用いて示しているか。	○：示している ×：示していない
		◆音声案内は、周囲の騒音があっても2～3m離れた位置からでも聞き取れるか。また、音源錯誤がないか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
5	階段	【評価対象選定指標】 ○乗下船経路に階段があるか。	－：ない（→以下、「5. 階段」の評価不要） ○：ある
		○階段に高齢者や低身長者に配慮した手すりがあるか。	○：ある ×：ない

No.	評価項目	評価指標	判定基準
		○階段端部（段鼻）のコントラストの明度差は5以上か。	○：5以上である ×：5未満である
		○階段の手すりに行き先階を表示する点字表記があるか。	○：ある ×：ない
6	乗船ゲート	【評価対象選定指標】 ○乗船ゲートはあるか。	－：ない （→以下、「6.乗船ゲート」の評価不要） ○：ある
		○出入口幅が車いす使用者の通行を考慮して90cm以上となっているゲートは1か所以上設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
7	栈橋・岸壁と連絡橋	【評価対象選定指標】 ○乗下船の際は、栈橋・岸壁と連絡橋を利用するか。	－：利用しない（→以下、「7.栈橋・岸壁と連絡橋」の評価不要） ○：利用する
		○連絡橋は、滑りにくい仕上げで段差（2cm以上）がないか（連絡橋と浮栈橋の間の摺動部に構造上段差が生じる場合はフラップを設置）。	○：滑りにくく、段差がない（フラップが設置されている） ×：滑りやすい、または段差がある
		○摺動部は安全に配慮した構造とし、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		○高齢者や低身長者に配慮した手すりがあるか。	○：ある ×：ない
		○ターミナル施設から全ての乗降用施設に至る経路に視覚障害者用誘導用ブロックが敷設されているか。また連絡橋の入口部分に点状ブロックが敷設されているか。	○：敷設されている ×：敷設されていない
		○水面等への転落の恐れのある箇所に転落防止設備が設置されているか。	－：転落のおそれのある箇所がない ○：設置されている ×：設置されていない
		◆勾配は1/12以下であるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆ひさしはついているか。	○：ついている ×：ついていない
		◆波浪に対して揺れにくい構造であるか。	○：揺れにくい構造である ×：揺れにくい構造ではない
8	タラップ	【評価対象選定指標】 ○乗下船の際は、ターミナル側に設置されるタラップを利用するか。	－：利用しない（→以下、「8.タラップ」の評価不要） ○：利用する
		○タラップには傾斜路または昇降装置を設置しているか。	○：設置している ×：設置していない
		○出入口幅は90cm以上となっているか。	○：90cm以上である ×：90cm未満である

No.	評価項目	評価指標	判定基準
		○摺動部は安全に配慮した構造とし、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		○高齢者や低身長者に配慮した手すりがあるか。	○：ある ×：ない
		○転落の恐れのある箇所に転落防止できる構造の柵が設置されているか。	－：転落のおそれのある箇所がない ○：設置されている ×：設置されていない
		◆勾配は 1/12 以下であるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		◆ひさしはついているか。	○：ついている ×：ついていない
9	ボーディングブリッジ	【評価対象選定指標】 ○乗下船の際は、ターミナル施設内からボーディングブリッジを利用するか。	－：利用しない (→以下、「9. ボーディングブリッジ」の評価不要) ○：利用する
		○乗降口・通路幅は 90cm 以上となっているか。	○：90cm 以上である ×：90cm 未満である
		○摺動部は安全に配慮した構造とし、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない
		○高齢者や低身長者に配慮した手すりがあるか。	○：ある ×：ない
		○傾斜部の始末端部から 30cm 程度離れた場所に点状ブロックが敷設されているか。	○：敷設されている ×：敷設されていない
		○転落の恐れのある箇所に転落防止できる構造の柵が設置されているか。	－：転落のおそれのある箇所がない ○：設置されている ×：設置されていない
		○係員による開放が行われない扉は自動式の引き戸か。	－：扉がない。または、扉の開閉は係員が行う ○：自動式の引き戸である ×：自動式の引き戸ではない
		◆勾配は 1/12 以下であるか。	○：左記に該当する ×：左記に該当しない

No.	評価項目	評価指標	判定基準
10	視覚障害者誘導用ブロック	○乗下船経路上に、視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されているか。	○：敷設されている ×：敷設されていない、または不連続に敷設されている (→以下、「10. 視覚障害者誘導用ブロック」の評価不要)
		◆視覚障害者誘導用ブロックと床面とのコントラストが確保されているか。	○：確保されている ×：確保されていない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」基準における寸法等の考え方について、以下に参考図等（交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書（H21.3）国土交通省）より）を示す。

参考：誘導サイン、位置サイン
(⇒p.93 図参照)

■公共用通路等からの経路の移動のしやすさに関する事例

参考：通路の例
(⇒p.94 図参照)

参考：傾斜路の例
(⇒p.94 図参照)

参考：エレベーターの例
(⇒p.95 図参照)

参考：エレベーターの正面の例
(⇒p.96 図参照)

参考：エレベーターの断面の例
(⇒p.96 図参照)

参考：かご内外が見渡せるエレベーターの例
(⇒p.96 図参照)

参考：エスカレーターの例
(⇒p.97 図参照)

参考：エスカレーター内蔵スピーカーの例
(⇒p.97 図参照)

参考：階段の例
(⇒p.98 図参照)

参考：踏面端部（段鼻）識別の例（明度差5以上のグレースケールは案内情報参照）
(⇒p.98 図参照)

参考：手すりの例
(⇒p.99 図参照)

参考：視覚障害者誘導用ブロックの形状（JIS T9251）
(⇒p.99,100 図参照)

参考：分岐部・屈曲部の敷設方法の例
(⇒p.100 図参照)

参考：栈橋・岸壁と連絡橋の例



写真 栈橋・岸壁と連絡橋

参考：タラップの例

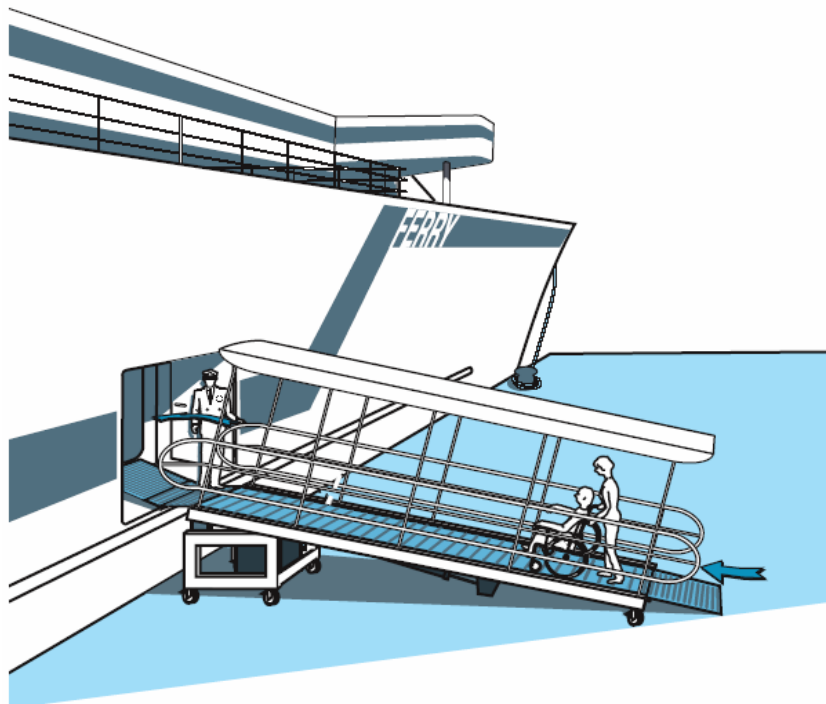
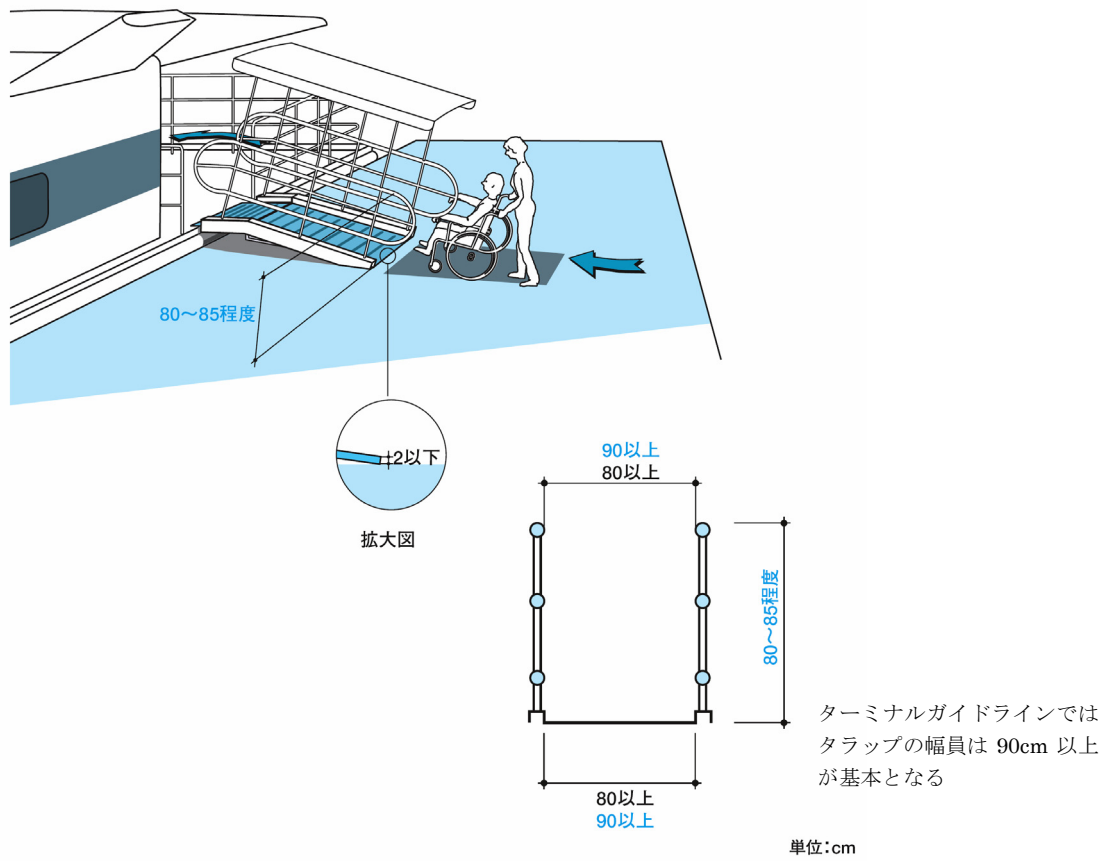


図 乗降用設備

(出典：「旅客船ガイドライン」(国土交通省) p. 23 より)

(2) 案内情報のわかりやすさ

③ 公共用通路等からの経路、乗下船経路における誘導サイン等

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選定指標	○ターミナル敷地内の公共交通機関発着場所または駐車場から、旅客船ターミナル出入口、乗船券販売所を経由して乗下船口までの経路を確認できるか。また、旅客船ターミナル施設出入口から乗船券販売所を経由して乗下船口に至る経路を確認できるか。	ー：施設まで誘導する案内情報がなくても施設配置がすぐに確認できる (→以下、評価不要) ○：確認できない
1	点字による案内板または触知案内図	○旅客船ターミナル出入口や乗船券販売所や乗下船口等の位置を視覚障害者に示すための点字による案内板または触知案内図(その他これに類する設備)が設置され、そこまで誘導ブロックが敷設されているか。	○：設置、敷設されている ×：設置、敷設されていない
2	誘導サインの設置	○公共用通路等からの経路、乗下船経路の誘導サインは連続的に分かりやすく設置されているか(分岐・曲がり角ごとに設置されているか。また、直進経路が続く場合には 20m ごとを目安に車いす使用者でも見つけやすい位置に連続的に設置されているか)。	○：設置されている ×：設置されていない
3	傾斜路・エレベーター・エスカレーターの誘導サイン	○公共用通路等からの経路、乗下船経路で傾斜路、エレベーターまたはエスカレーターを使う場合の経路の案内が連続的に分かりやすく設置されているか(分岐・曲がり角ごとに設置されているか。直進経路が続く場合には 20m ごとを目安に車いす使用者でも見つけやすい位置に連続的に設置されているか)。	ー：高低差がない、または傾斜路、エレベーター、エスカレーターがない ○：設置されている ×：設置されていない
4	文字のわかりやすさ	○誘導サインの文字情報は見やすいか(文字の大きさが 8cm 以上。明度差は 5 以上。字体は角ゴシック体等、色覚障害者が見やすい配色・表記)。	○：見やすい ×：見にくい
5	板面の見やすさ	○誘導サインが、外光や照明の配置により見にくくないか。	○：見やすい ×：見にくい

No.	評価項目	評価指標	判定基準
6	英語表記	○誘導サインに英語表記があるか。	○：ある ×：ない
7	付加指標	◆地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語が併記されているか。	－：日本語、英語以外の言語の必要性が低い ○：併記している ×：必要性は高いが、特に併記はしていない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

<参考図>

参考：案内板、触知案内図

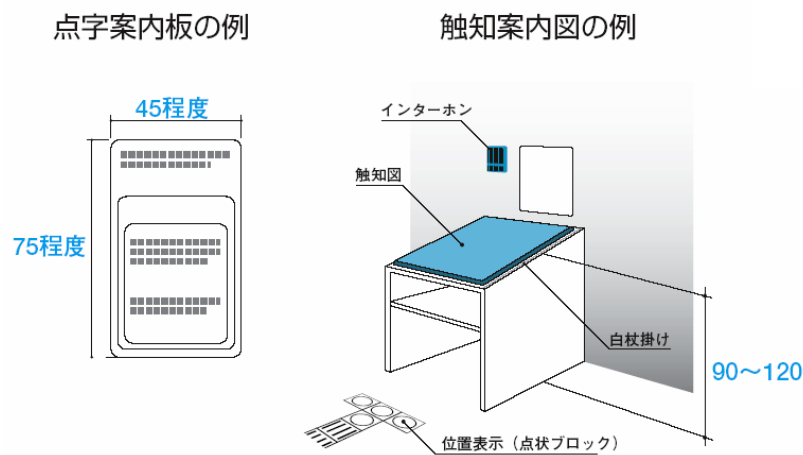


図 案内板、触知案内図（出典：「旅客船ガイドライン」（国土交通省）p. 89 より）

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」
案内情報の分かりやすさに関連して、以下に参考図等（交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフ
リー評価報告書指標検討調査）報告書（H21.3）国土交通省）より）を示す。

参考：誘導サイン、位置サイン

●誘導サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]



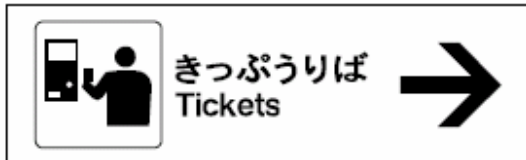
[上りエスカレーター]



[多機能便所のあるトイレ]



[きっぷうりば]



●位置サイン（吊下型などの形式を想定）

[エレベーター]



[上りエスカレーター]



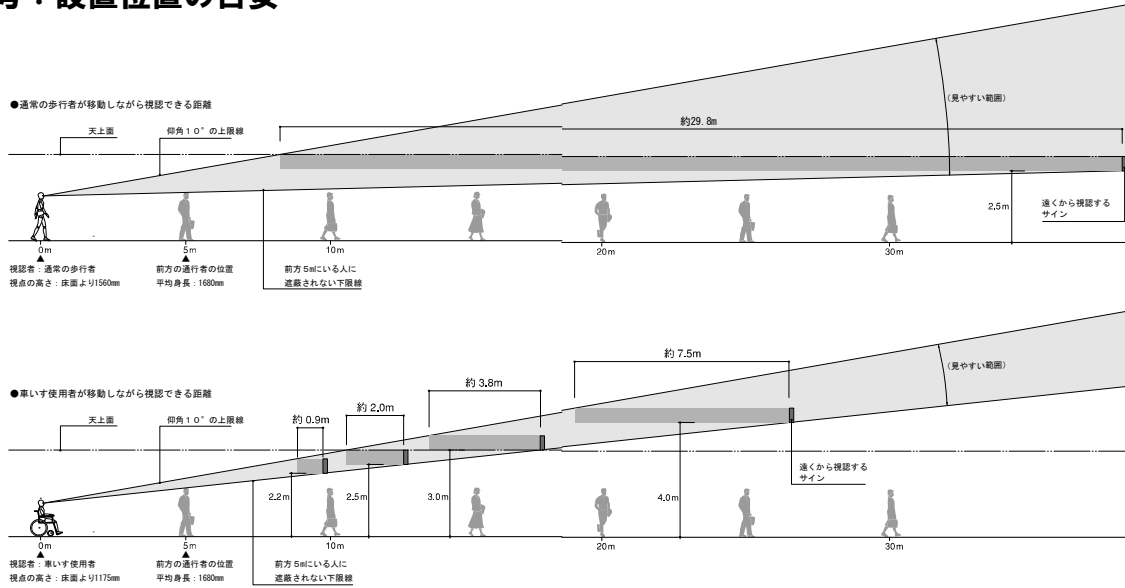
[多機能便所のあるトイレ]



[きっぷうりば]



参考：設置位置の目安



参考：文字の大きさの目安

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

参考：ゴシック体等の字体例

出口案内

(新ゴ B)

出口案内

(新ゴ M)

出口案内

(新ゴ R)

出口案内

(タイパンクB)

出口案内

(タイパンクDB)

出口案内

(ナウGB)

Express

(ヘルベチカ・ボールド)

Express

(ヘルベチカ・ミディアム)

Express

(ヘルベチカ・レギュラー)

Express

(ユニバース65・ボールド)

Express

(アクチデンツ グロテスク・ミディアム)

Express

(アクチデンツ グロテスク・レギュラー)

Express

(フルティガー・ボールド)

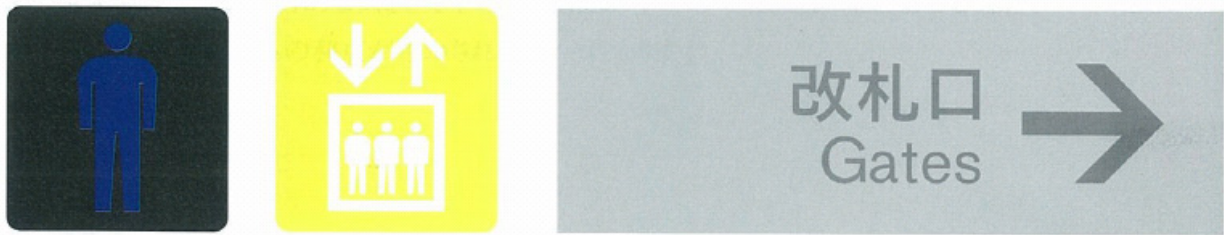
Express

(ローティスサンセリフ・エクストラボールド)

Express

(ローティスサンセリフ・ボールド)

参考：見にくい図色と地色の対比例



参考：見やすい図色と地色の対比例



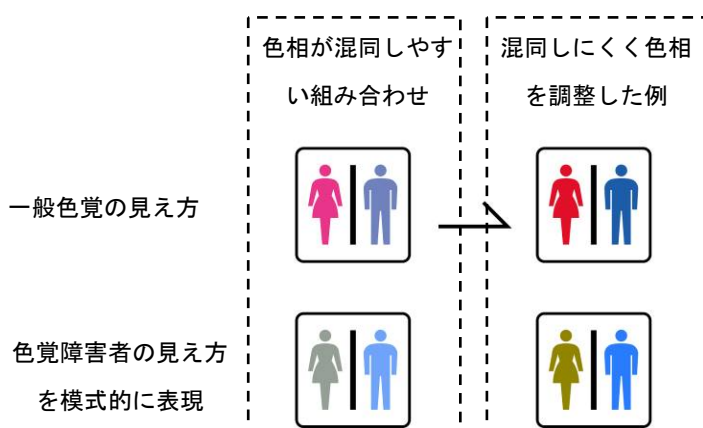
参考：トイレの図記号の男女の識別のしやすさ（配色・コントラスト）

ピンクと水色等色差が小さい組み合わせは識別しにくい。一方、色差が大きい組み合わせは識別しやすい。



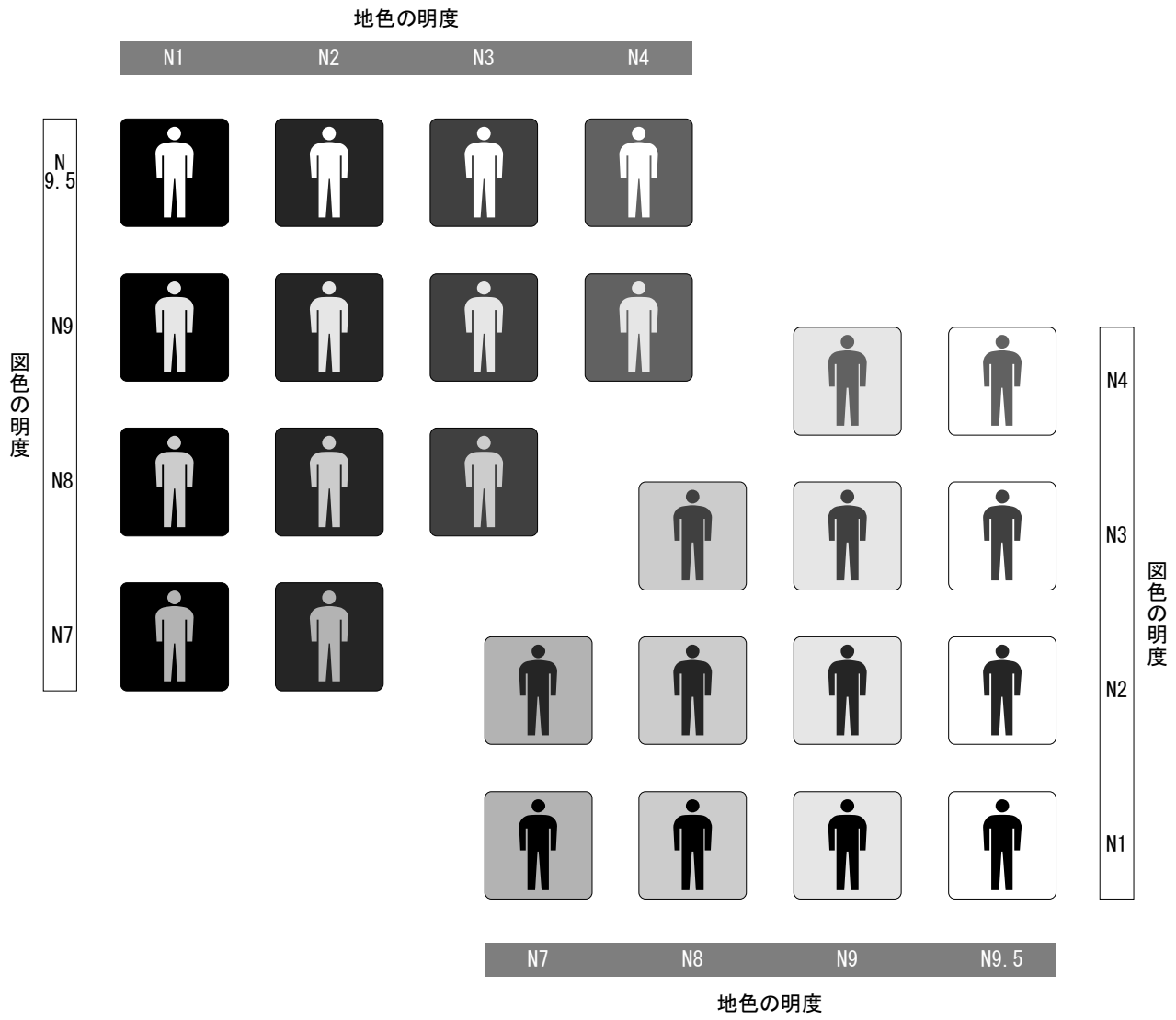
色差が小さく
識別しにくい図記号の例

色差が大きく
識別しやすい図記号の例



色覚障害者が混同しやすい組み合わせの図記号（左）を色相を調整し混同しにくくした図記号（右）の例（上段は一般色覚の見え方、下段は色覚障害者の見え方を模式的に表現）

参考：明度差5以上の地色と図色の対比例



参考：グレースケール



参考：(可変式情報表示装置)フルカラーLED表示により
色覚障害者の見え方に配慮した配色を用いた例



* 上記表示板において、左図は一般色覚の見え方、右図は色覚障害者（2型色覚）の見え方を表す。

④運航情報（乗船券販売所等、乗船ゲート）

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選定指標	○乗船券販売所等で運航情報が示されているか。	○：示されている ×：示されていない（→以下、評価不要）
1	情報の内容	○乗船券販売所等の運航情報の内容は十分であるか。（①乗船ゲート、②旅客船種別、③行き先、④出港時間）	○：十分である ×：十分ではない
2	文字のわかりやすさ	○乗船券販売所等の運航情報は高齢者や弱視者が見やすいか。	○：見やすい ×：見にくい
3	配色・表記の見やすさ	○乗船券販売所等の運航情報は見やすい配色・表記となっているか（赤色と黒色、赤色と緑色、ピンク色と水色等、明度差のない色の組み合わせは避けているか）。	○：なっている ×：なっていない
4	英語表記	○乗船券販売所等の運航情報に英語併記があるか。	○：ある ×：ない
5	付加指標	◆遅延情報等（遅れ状況、遅延理由、出港再開予定時刻、振替輸送状況等）が文字により提供されているか。	○：提供されている ×：提供されていない
6		◆遅延情報等（遅れ状況、遅延理由、出港再開予定時刻、振替輸送状況等）が音声により提供されているか。	○：提供されている ×：提供されていない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」案内情報の分かりやすさに関連して、以下に参考図等（交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書（H21.3）国土交通省）より）を示す。

参考：設置位置の目安
（⇒p.110 図参照）

参考：文字の大きさの目安
（⇒p.110 図参照）

参考：ゴシック体等の字体例
（⇒p.110 図参照）

参考：見にくい図色と地色の対比例

(⇒p.111 図参照)

参考：見やすい図色と地色の対比例

(⇒p.111 図参照)

参考：トイレの図記号の男女の識別のしやすさ（配色・コントラスト）

(⇒p.111 図参照)

参考：明度差5以上の地色と図色の対比例

(⇒p.112 図参照)

参考：グレースケール

(⇒p.113 図参照)

**参考：(可変式情報表示装置)フルカラーLED表示により
色覚障害者の見え方に配慮した配色を用いた例**

(⇒p.113 図参照)

⑤運賃表

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選定指標	○運賃表があるか。	○：ある ×：ない（→以下、評価不要）
1	文字のわかりやすさ	○運賃表は高齢者や弱視者が見やすいか。	○：見やすい ×：見にくい
2	配色・表記の見やすさ	○運賃表は見やすい配色・表記となっているか（赤色と黒色、赤色と緑色、ピンク色と水色等、明度差のない色の組み合わせは避けているか）。	○：なっている ×：なっていない
3	英語表記	○運賃表に英語併記があるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」案内情報の分かりやすさに関連して、以下に参考図等（交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書（H21.3）国土交通省）より）を示す。

参考：設置位置の目安

（⇒p.110 図参照）

参考：文字の大きさの目安

（⇒p.110 図参照）

参考：ゴシック体等の字体例

（⇒p.110 図参照）

参考：見にくい図色と地色の対比例

（⇒p.111 図参照）

参考：見やすい図色と地色の対比例

（⇒p.111 図参照）

参考：トイレの図記号の男女の識別のしやすさ（配色・コントラスト）

（⇒p.111 図参照）

参考：明度差5以上の地色と図色の対比例
(⇒p.112 図参照)

参考：グレースケール
(⇒p.113 図参照)

**参考：(可変式情報表示装置)フルカラーLED表示により
色覚障害者の見え方に配慮した配色を用いた例**
(⇒p.113 図参照)

⑥時刻表

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選定指標	○時刻表があるか。	○：ある ×：ない（→以下、評価不要）
1	文字のわかりやすさ	○時刻表は高齢者や弱視者が見やすいか。	○：見やすい ×：見にくい
2	配色・表記の見やすさ	○時刻表は見やすい配色・表記となっているか（赤色と黒色、赤色と緑色、ピンク色と水色等、明度差のない色の組み合わせは避けているか）。	○：なっている ×：なっていない
3	英語表記	○時刻表に英語併記はあるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」案内情報の分かりやすさに関連して、以下に参考図等（交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書（H21.3）国土交通省）より）を示す。

参考：設置位置の目安
（⇒p.110 図参照）

参考：文字の大きさの目安
（⇒p.110 図参照）

参考：ゴシック体等の字体例
（⇒p.110 図参照）

参考：見にくい図色と地色の対比例
（⇒p.111 図参照）

参考：見やすい図色と地色の対比例
（⇒p.111 図参照）

参考：トイレの図記号の男女の識別のしやすさ（配色・コントラスト）
（⇒p.111 図参照）

参考：明度差5以上の地色と図色の対比例
(⇒p.112 図参照)

参考：グレースケール
(⇒p.113 図参照)

**参考：(可変式情報表示装置)フルカラーLED表示により
色覚障害者の見え方に配慮した配色を用いた例**
(⇒p.113 図参照)

(3) 設備の使いやすさ

⑦トイレ全般

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選定指標	○トイレがあるか。	○：ある ×：ない（→以下、評価不要）
1	表示	○トイレの図記号等は、乗下船経路から確認できるか。	○：確認できる ×：確認できない
2	板面の見やすさ	○図記号等は、外光や照明の配置により見にくいのか。	○：見やすい ×：見にくい
3	音声案内	○トイレ出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置が設置されているか。	－：男女の区別がなされていない ○：設置されている ×：設置されていない
4	ボタン・紙巻器	○1つ以上のトイレにおいて、トイレ便房内の便器洗浄ボタン・呼出しボタン・紙巻器の形状・色・配置は JIS S0026（公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）に準拠しているか。	○：準拠している ×：準拠していない

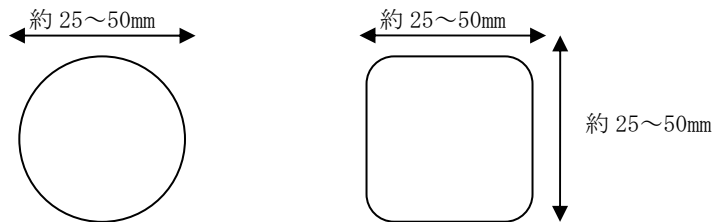
- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」施設や設備の使いやすさに関連して、以下に参考図等（交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書（H21.3）国土交通省）より）を示す。

参考：JIS S0026(公共トイレにおける便房内操作部の形状・色・配置及び器具の配置)抜粋

○操作部の形状

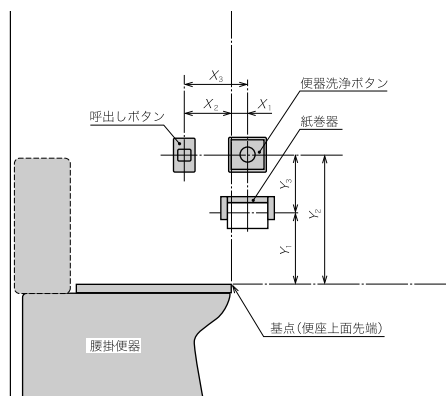
- ・ 便器洗浄ボタンの形状は丸形（○）とする。（主要な操作部として、押しボタン式スイッチの便器洗浄ボタンを必ず設置し、センサー式は補助的な設置にとどめる（センサー式だけの設置は避ける）ことが望ましい。）
- ・ 呼び出しボタンの形状は、便器洗浄ボタンと区別しやすい形状[例えば、四角形（□）又は三角形（△）]とする。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとする。
- ・ ボタンの高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいよう、ボタン部を周辺部より突起させることが望ましい。



○操作部の色およびコントラスト

- ・ ボタンの色：操作部の色は、相互に識別しやすい色の組み合わせとする。JIS S 0033 に規定する“非常に識別しやすい色の組み合わせ”から選定することが望ましい。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系とすることが望ましい。
- ・ ボタン色と周辺色のコントラスト：操作部は、ボタン色と周辺色とのコントラストを確保する。また、弱視の人および加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、明度差および輝度比にも留意する。

○操作部および紙巻器の配置



- ・ 呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

○操作部および紙巻器の設置寸法

(単位：mm)

器具の種類	便座上面端部（基点）からの水平距離	便座上面端部（基点）からの垂直距離	2つの器具間距離
紙巻器	X_1 ：便器前方へ 約0～100	Y_1 ：便器上方へ 約150～400	—
便器洗浄ボタン		Y_2 ：便器上方へ 約400～550	Y_3 ：約100～200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X_2 ：便器後方へ 約100～200		X_3 ：約200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

参考：多機能トイレの案内表示の例

●誘導サイン（吊下型などの形式を想定）

[多機能便所のあるトイレ]



●位置サイン（吊下型などの形式を想定）

[多機能便所のあるトイレ]



●多機能トイレの位置サイン（扉付型などの形式を想定）

[男女共用]



[女子用]



[男子用]



[簡易型多機能便所]



注)「男子」「女子」を識別する図記号は、識別性を高めるために、男子に寒色系の色彩を、また女子に暖色系の色彩を用いるのが現実的である。

⑧多機能トイレ

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選定指標	○多機能トイレ(内部が200cm以上×200cm以上で扉の幅が80cm以上)があるか。	○：ある ×：ない(→以下、評価不要)
1	利用時の段差解消の程度	○多機能トイレへの出入りの際、車いす使用者の円滑な移動が可能か(段差はないか)。	○：可能である ×：不可能である
2	表示	○多機能トイレの図記号等は、乗下船経路から確認できるか。	○：確認できる ×：確認できない
3	板面の見やすさ	○図記号等は、外光や照明の配置により見にくくないか。	○：見やすい ×：見にくい
4	引き戸	○操作しやすい引き戸であるか。	○：電動式である ○：引き戸である ×：引き戸ではない
5	手すり	○多機能トイレには手すりが適切に配置されているか。	○：配置されている ×：配置されていない
6	ボタン	○多機能トイレには呼び出しボタンが設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
7	オストメイト	○オストメイト対応設備(標準型、簡易型)があるか。	○：ある ×：ない
8	付加指標	◆開閉ボタンまたは棒状ハンドルは使いやすい位置に設置されているか(車いす使用者が近づいて操作できる位置に設置されているか)。	○：設置されている ×：設置されていない

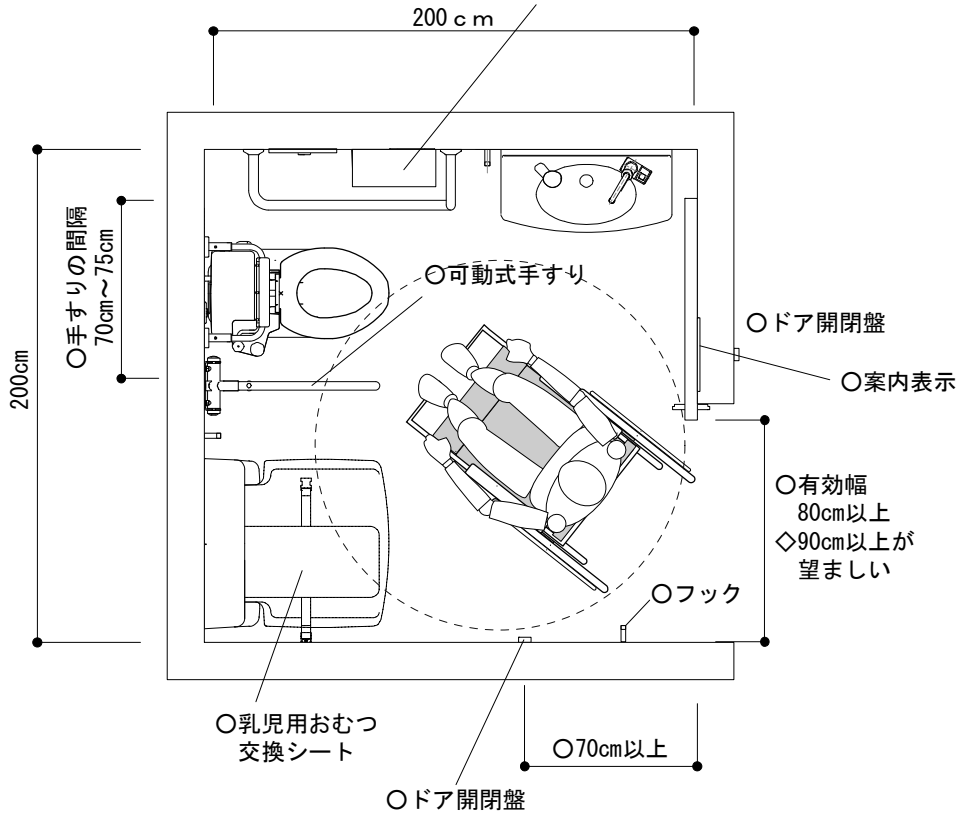
- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究(バリアフリー評価報告書指標検討調査)報告書」施設や設備の使いやすさに関連して、以下に参考図等(交通バリアフリー技術規格調査研究(バリアフリー評価報告書指標検討調査)報告書(H21.3)国土交通省)より)を示す。

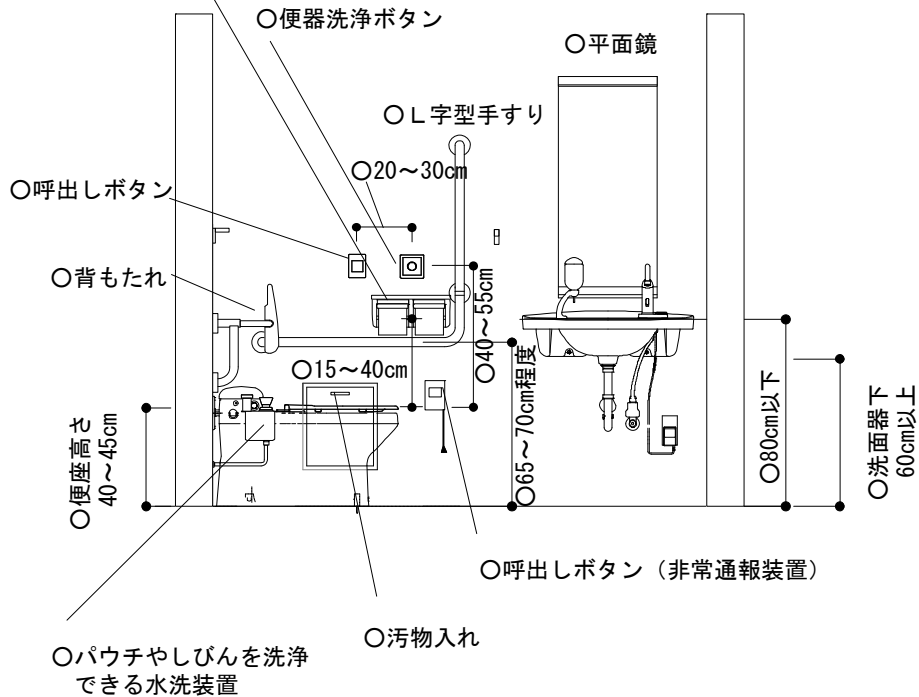
参考：多機能トイレの案内表示の例
(⇒p.122 図参照)

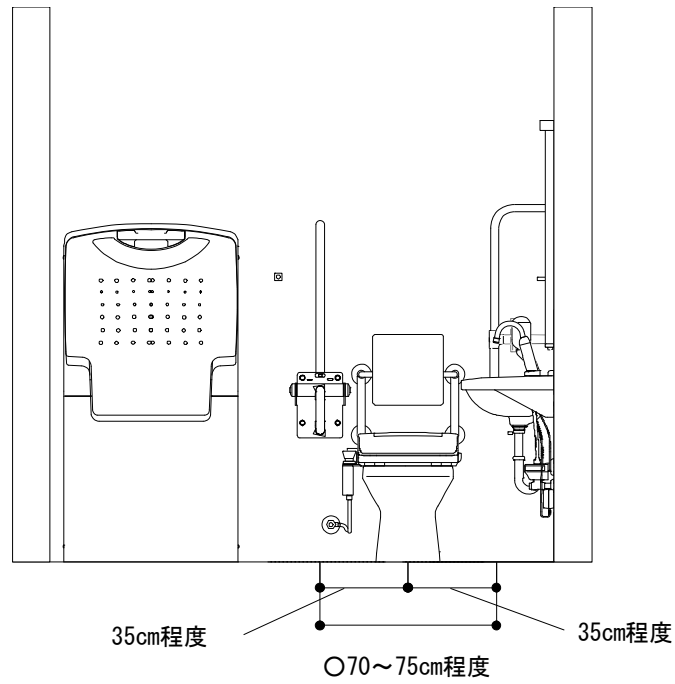
参考：多機能トイレの配置例

- 紙巻器は片手で切れるものとし、便器に腰掛けた状態と便器に移乗しない状態の双方から届くものとする
- 手荷物を置ける棚などのスペースを確保（紙巻器の上部を棚として活用した例）



- 紙巻器
- 手荷物を置ける棚などのスペースを確保（紙巻器の上部を棚として活用した例）





参考：オストメイト対応トイレ（標準型と簡易型）

標準（推奨）型オストメイト対応トイレの例

(<http://dds.inax.co.jp/ostomate/>)

- ・パウチ等を洗浄するための機器が別についている。



簡易型オストメイト対応トイレの例

(http://www.minicomi.sakura.ne.jp/ost_index.htm)

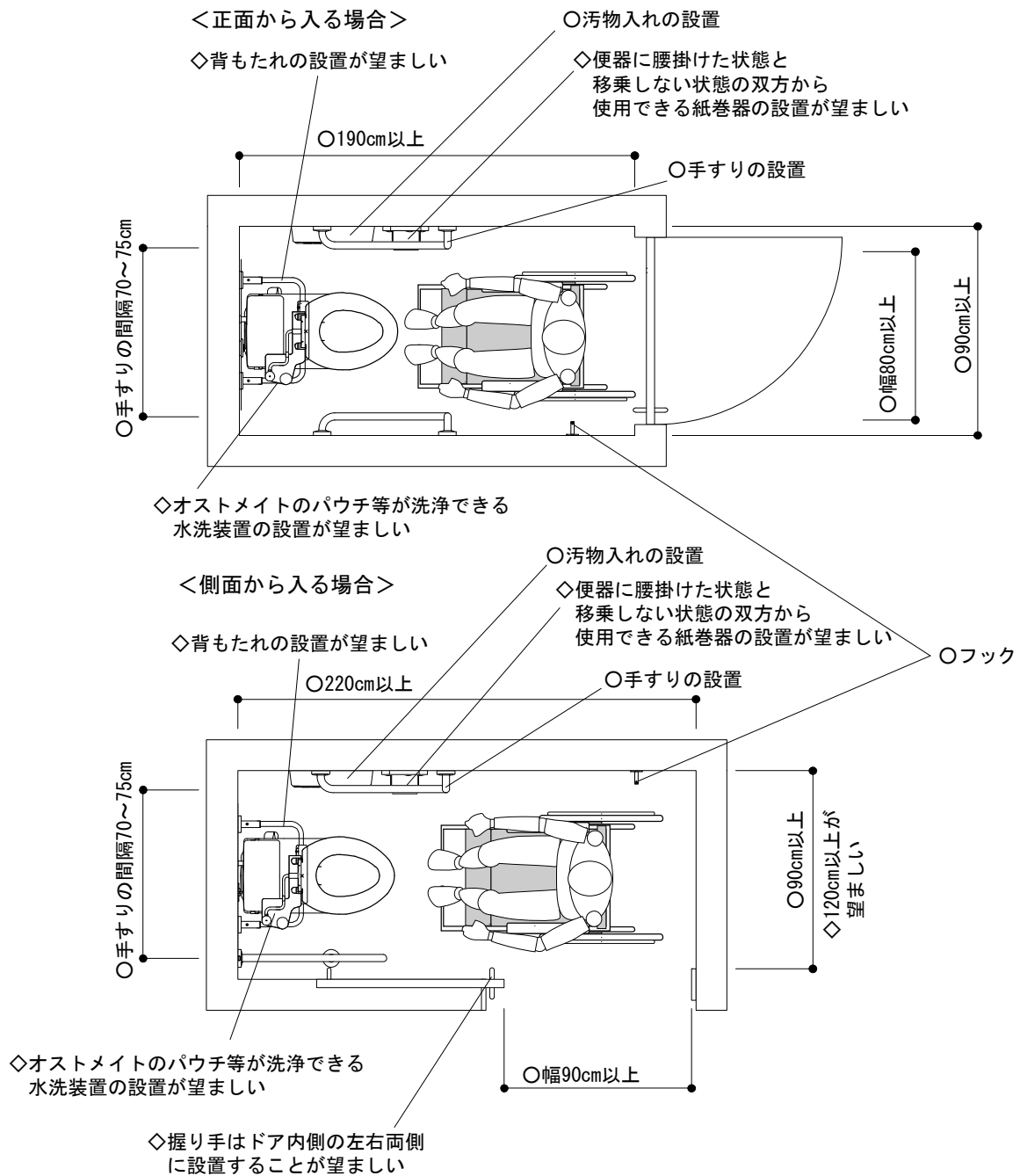
- ・便器内に洗浄装置がついている。



参考：多機能トイレの操作部の例



参考：簡易型多機能便房の例



参考：簡易型多機能便房の設置事例（寸法：2,025mm×1,500mm）



⑨乳幼児対応設備

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
0	評価対象選定指標	○乳幼児対応設備があるか。	○：ある ×：ない (→以下、評価不要)
1	利用時の段差解消の程度	○乳幼児対応設備（または設備が設置されている箇所）への出入りの際、ベビーカーでの円滑な移動が可能か（段差はないか）。	○：可能である ×：不可能である
2	表示	○乳幼児対応設備の図記号等は、乗下船経路から確認できるか。	○：確認できる ×：確認できない
3	板面の見やすさ	○図記号等は、外光や照明の配置により見にくくないか。	○：見やすい ×：見にくい
4	ベビーチェア	○トイレ（多機能トイレ、一般便房等）にベビーチェアがあるか。	○：ある ×：ない
5	おむつ交換シート	○おむつ交換シートがあるか（多機能トイレまたは男女トイレそれぞれ）。	○：ある ×：ない
6	付加指標	◆授乳施設があるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」施設や設備の使いやすさに関連して、以下に参考図等（交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書（H21.3）国土交通省）より）を示す。

参考：ベビーチェア（左）とおむつ交換台（ベビーベッド）（右）の例

(http://www.sapporo-park.or.jp/sake/images/b_bed.jpg)

- ・ベビーチェアは一般便房等についている例がある。



参考：授乳施設の例



参考：多機能トイレの案内表示の例
(⇒ p.122 図参照)

⑩休憩等施設

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
1	乗船券販売所 周辺	○乗船券販売所周辺にベンチがあるか。	○：ある ○：待合室と近接しており、別途ベンチを設置する必要がない ×：ない
2	乗船ゲート 周辺	○乗船ゲート周辺にベンチがあるか。	○：ある ○：待合室と近接しており、別途ベンチを設置する必要がない ×：ない
3	表示	○休憩等設備があることを示す JIS Z8210（案内用図記号）等の図記号があるか。	○：ある ×：ない
4	付加指標	◆車いす使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮したフリースペースがあるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」

⑪その他の設備

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
1	救護室	○救護室があるか。	○：ある ×：ない
2	AED	○AED が設置されているか。	○：設置されている ×：設置されていない
3	水飲み台	○水飲み台があるか。	○：ある ×：ない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」

⑫乗車券等販売所、案内所等の窓口

表 旅客船ターミナルの評価指標

No.	評価項目	評価指標	判定基準
1	筆談用具	○窓口で筆談用具があり、その旨が表示されているか。	○：筆談用具があり、表示されている ×：筆談用具がない、または表示されていない
2	表示	○乗船券販売所、案内所等があることを示す JIS Z8210（案内用図記号）等の図記号があるか。	○：ある ×：ない
3	カウンターの高さ	○車いす使用者が利用しやすい高さ 75cm 程度の案内カウンターがあるか。	○：ある ×：ない
4	付加指標	◆窓口でコミュニケーションボードを備えているか。	○：備えている ×：備えていない
5		◆有人の窓口があるか。	○：ある ×：ない
6		◆窓口のターミナル職員が日常会話程度の外国語を話すことができるか（言語の種類はその地域等のニーズによる）。	○：職員が日常会話程度の外国語を話すことができる ×：職員が日常会話程度の外国語を話すことができない

- ・「○印」は、満たさなければならない「基本指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「標準的な整備内容」に対応する。
- ・「◆印」は、満たされることが望ましい「付加指標」であり、旅客船ターミナルでは概ね「施設整備ガイドライン」における「望ましい整備内容」に対応する。

※既往調査結果：「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書」乗車券等販売所、案内所等の窓口に関連して、以下に参考となる情報「交通バリアフリー技術規格調査研究（バリアフリー評価報告書指標検討調査）報告書（H21.3）国土交通省」より）を示す。

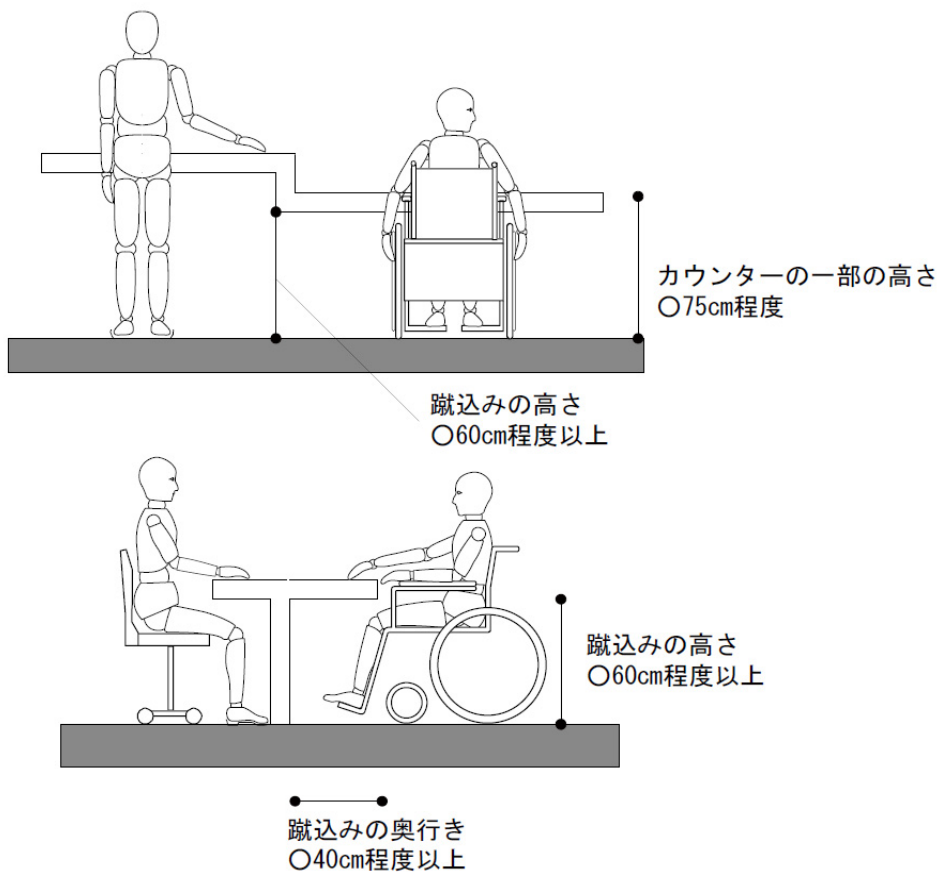
参考：コミュニケーションボードの例

- 言葉でのコミュニケーションが苦手な障害者と会話する際の道具。絵や文字を指で指して会話する。



(交通エコロジー・モビリティ財団作成)

参考：カウンターの例



(4) その他(参考)

⑬ その他

表 評価の方法(内容別)

No.	評価項目	チェック項目	判定基準
1	接遇・介助	高齢者、障害者等への接遇・介助に対してマニュアルを持っているか。	○：持っている ×：持っていない
2	教育訓練	高齢者、障害者等への接遇・介助に関する研修や教育訓練を行っているか。	○：行っている ×：行っていない
3	緊急時の対応	緊急時における対応マニュアルのなかに高齢者・障害者等の対応が明記されているか。	○：明記されている ×：明記されていない
4	避難誘導訓練	高齢者・障害者等に対応した避難誘導の訓練を行っているか。	○：行っている ×：行っていない
5	事前の情報提供	旅客船やターミナル施設、施設までのアクセス経路のバリアフリー情報等について、利用者へインターネットやガイドブック等で情報発信を行っているか。	○：行っている ×：行っていない

その他(参考)の項目は、特記事項(参考扱い)として記載する

旅客船バリアフリー化評価に関する調査研究
報告書

平成 22 年 3 月発行
交通エコロジー・モビリティ財団
〒102-0076 東京都千代田区五番町 10 番地 五番町 KU ビル 3F
TEL : 03-3221-6672 (代表)
FAX : 03-3221-6674

この報告書は競艇の交付金による
日本財団の助成金を受けて作成しました。